

(仮称)第五次箕面市子どもプラン (素案)

令和7年(2025年)1月時点

箕 面 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の概要	1
第1項 国の動向	1
第2項 (仮称)「第五次箕面市子どもプラン」の策定の経緯	1
第2節 計画の位置づけ	2
第1項 法的位置づけ	2
第2項 計画体系における位置づけ	4
第3項 計画対象	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置	5
第2項 アンケート調査の実施	5
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題	6
第1節 人口・世帯の状況	6
第1項 人口・世帯数の推移	6
第2項 年齢3区分別人口の推移	7
第3項 人口構造	8
第4項 自然動態	9
第2節 子ども・家庭の状況	10
第1項 子どもの人口推移	10
第2項 出生の状況	11
第3項 子どものいる世帯の状況	12
第3節 就労の状況	14
第1項 労働力人口	14
第2項 労働力率	15
第3項 就業者の状況	16
第4節 婚姻の状況	18
第1項 結婚の状況	18
第5節 子どもの状況と子育ての実態	19
第1項 就学前児童の保育・幼児教育の状況	19
第2項 学童保育の状況	22
第3項 学校の状況	24
第4項 子どもの健康状態	25

第5項 子どもの人権.....	26
第6項 地域の子育て環境.....	27
第6節 子育て支援に関する意識と実態.....	28
第1項 調査概要.....	28
第2項 調査結果概要.....	29
第3章 計画の基本理念と施策の基本方向	36
第1節 基本理念.....	36
第2節 基本目標.....	36
第3節 施策体系図.....	37
第4章 施策の展開	39
第1節 施策の基本方向と主な取組.....	39
第1項 保育・教育サービスの量的・質的充実（子ども・子育て支援事業計画）.....	39
第2項 家庭・地域における子育て環境の充実.....	75
第3項 子どもの居場所・遊び場づくり.....	89
第4項 教育の充実と開かれた学校づくり.....	92
第5項 健全育成と自立支援.....	99
第6項 子どもの文化的・社会的活動の支援.....	103
第7項 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進.....	108
第5章 計画の推進体制	110
第1節 点検、評価(Plan Do Check Act).....	110
第2節 計画の推進体制.....	111
第3節 計画内容の周知徹底.....	111
参考資料	112
1. 用語解説.....	112
2. 子ども・子育て支援事業のサービス提供実績.....	116
第1項 就学前保育・教育サービスの提供量.....	116
第2項 地域子ども・子育て支援事業の提供量.....	119
3. 第五次箕面市子どもプランの策定経過.....	128
4. 箕面市子ども・子育て会議への諮問.....	129
5. 箕面市子ども・子育て会議からの答申.....	130
6. 箕面市子ども・子育て会議条例.....	131
7. 箕面市子ども・子育て会議委員名簿.....	133
8. 箕面市子ども条例.....	134
9. 箕面市子育て応援宣言.....	137

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

第1項 国の動向

わが国が抱える少子化の問題はますます深刻化しています。厚生労働省が令和5年9月15日に公表した令和4年の人口動態統計(確定数)の概況では、合計特殊出生率は1.26で前年の1.30より低下し、過去最低となっています。出生率低下は、コロナ禍で顕在化した婚姻数の減少などが背景に考えられます。また、国立社会保障・人口問題研究所がコロナ禍で実施した出生動向基本調査では、一生結婚するつもりのない人の割合が上昇傾向にあり、近年は、特に女性でその傾向が顕著となっています。

国では、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。また、令和5年(2023年)12月には、こども基本法に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」(令和5年(2023年)12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年(2024年)6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度(2025年度)に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度(2026年度)に創設されることになりました(令和10年度(2028年度)までに段階的に導入)。

第2項 (仮称)「第五次箕面市子どもプラン」の策定の経緯

本市では令和2年(2020年)6月に「第四次箕面市子どもプラン」を策定し、本計画に基づき、子ども・子育て支援施策を幅広く推進してきました。

このたび、第四次計画が令和6年度末をもって終了することから、市民からの子育てに関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とした(仮称)「第五次箕面市子どもプラン」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第1項 法的位置づけ

本計画は、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く推進していくことから、次の法律に基づく計画と位置づけて策定します。

○子ども・子育て支援法※に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

○次世代育成支援対策推進法※に基づく「市町村行動計画」

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

○こども基本法※に基づく「市町村こども計画」

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条第2項 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

○子ども・若者育成支援推進法※に基づく「市町村子ども・若者計画」

子ども・若者育成支援推進法
(都道府県子ども・若者計画等)

第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※に基づく「市町村計画」

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
(都道府県計画等)

第10条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法※に基づく「自立促進計画」

母子及び父子並びに寡婦福祉法
(自立促進計画)

第12条第1項 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 1 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 2 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、これまでの取組との継続性を保つとともに、さまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

(仮称)第五次箕面市子どもプラン

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・行動計画
- ・こども計画
- ・子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画



- ・箕面市子ども条例
- ・箕面市まちづくり理念条例
- ・箕面市市民参加条例
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・箕面市人権宣言
- ・青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市人権のまち推進基本方針
- ・新箕面市人権教育基本方針(改訂版)
- ・箕面市障害者市民の長期計画
- ・箕面市障害福祉計画
- ・箕面市障害児福祉計画
- ・箕面市地域福祉計画
- ・箕面市小中一貫教育推進計画
- ・箕面市男女共同参画推進プラン
- ・箕面市国際化指針

第3項 計画対象

本計画が対象とする「子ども」は、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者としています。

本計画が対象とする「若者」は、こども大綱に基づき「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)及び「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期(40歳未満)も対象とする。)の者としています。

第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第四次箕面市子どもプラン									
					(仮称)第五次箕面市子どもプラン				

第4節 計画の策定体制

第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、保護者、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、令和6年(2024年)3月15日から同年4月15日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

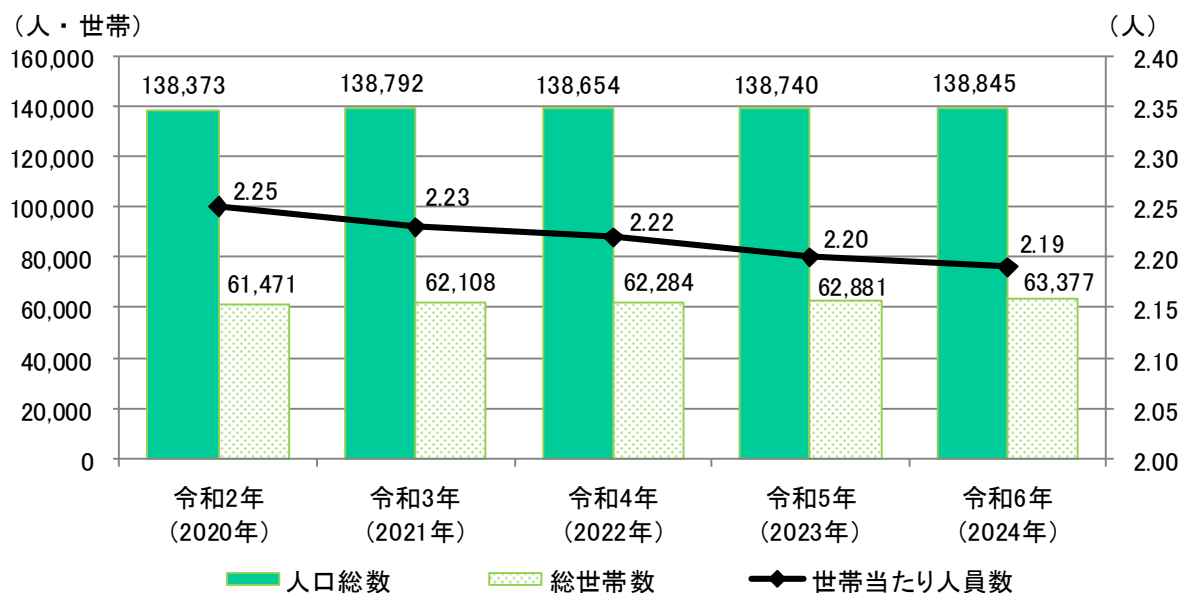
第2章 箕面市の子どもと子育てをとりまく状況と課題

第1節 人口・世帯の状況

第1項 人口・世帯数の推移

令和6年(2024年)の本市の人口総数は138,845人、総世帯数は63,377世帯となっています。令和2年(2020年)からみた本市の人口は、令和4年に若干の減少がみられますが、増加傾向にあり、13万人台で推移しています。世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。

◆箕面市の人口・世帯数の推移

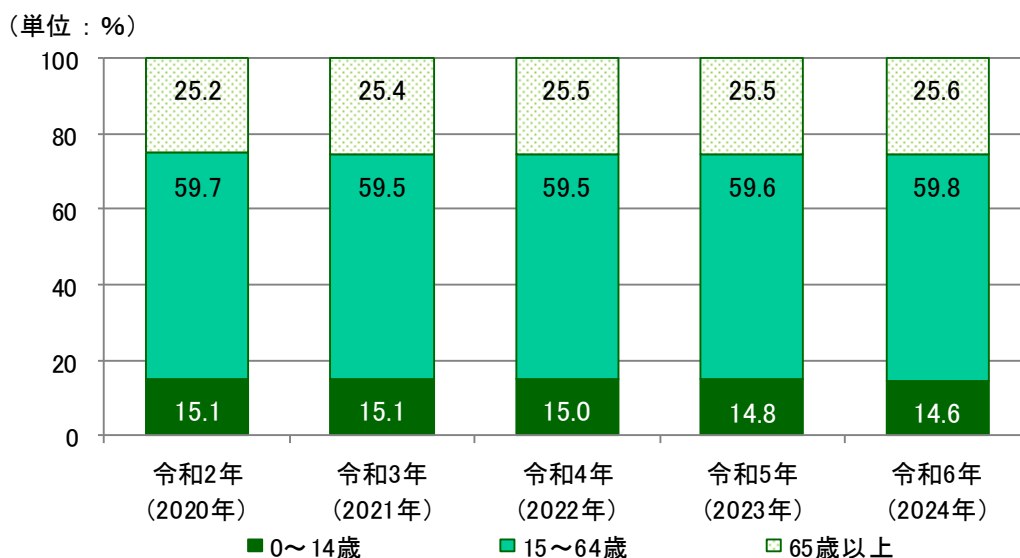
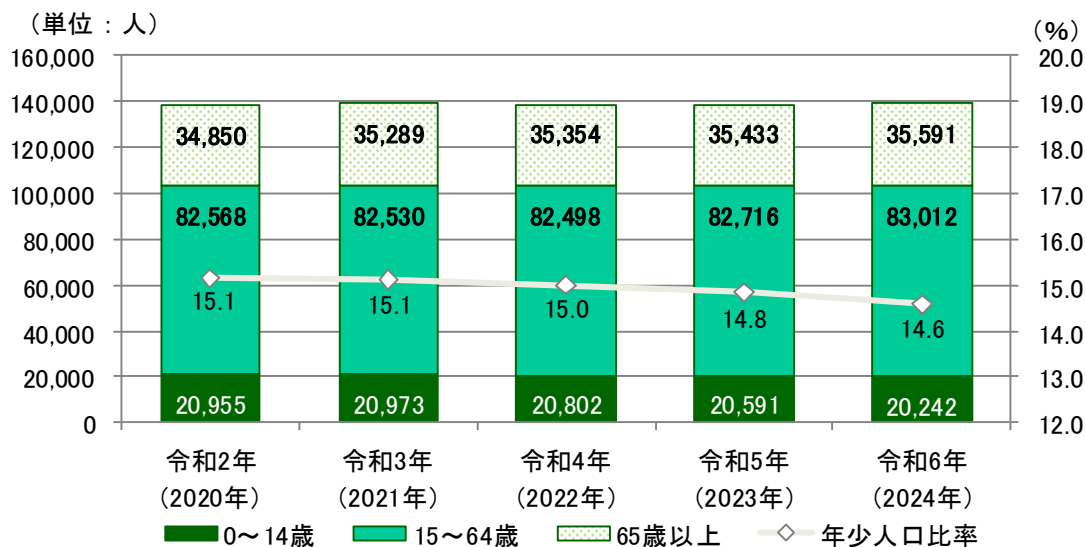


資料:住民基本台帳人口(各年4月1日)

第2項 年齢3区分別人口の推移

本市の人口を、15歳未満(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)、65歳以上(高齢人口)の年齢3区分でみると、高齢人口の割合は増加傾向にあり、令和4年以降、生産年齢人口の割合も増加に転じますが、年少人口の割合は減少傾向となり、年少人口比率も下降しています。令和6年(2024年)では、年少人口の割合が14.6%、生産年齢人口の割合が59.8%、高齢人口の割合が25.6%となっています。

◆年齢3区分人口の推移

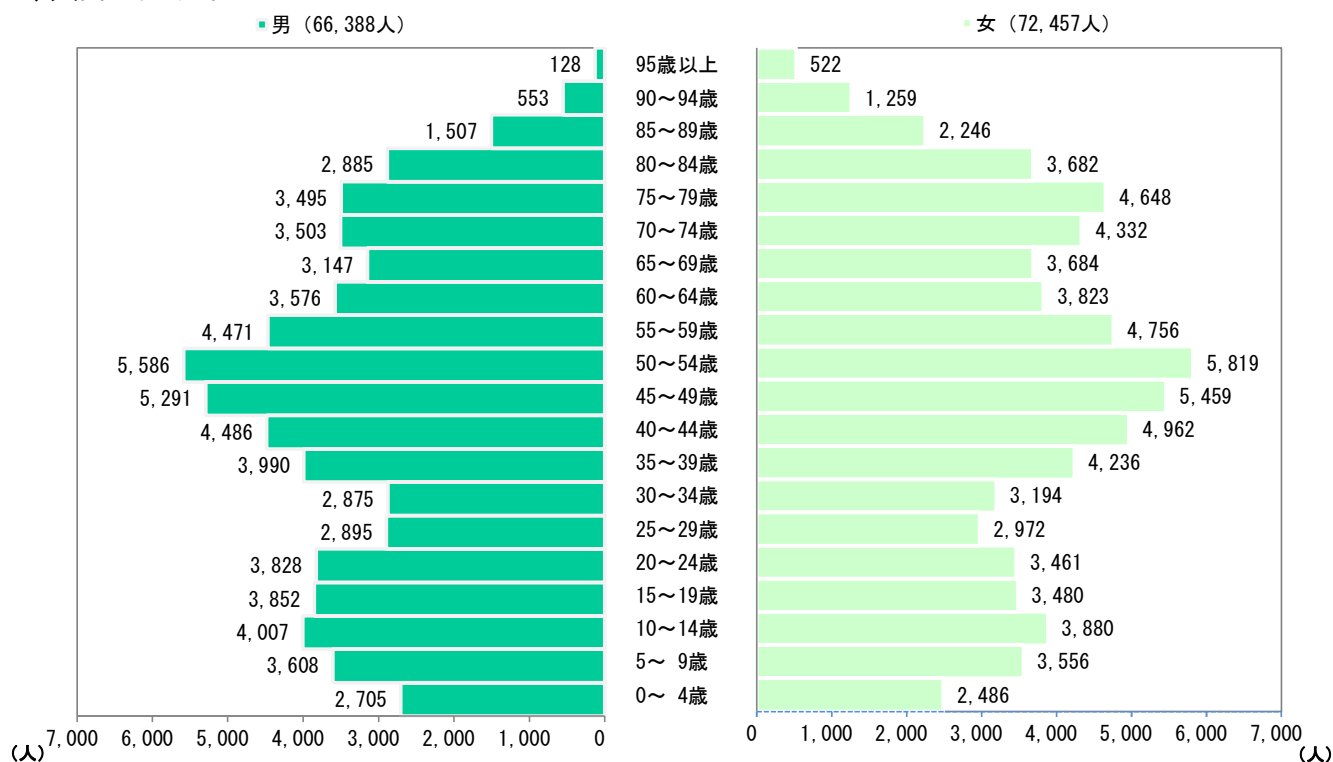


資料：住民基本台帳人口(各年4月1日)

第3項 人口構造

令和6年(2024年)4月1日現在の本市の人口は、男性66,388人、女性72,457人で、5歳階級別にみると、男女ともに50～54歳で最も多くなっています。

◆人口ピラミッド



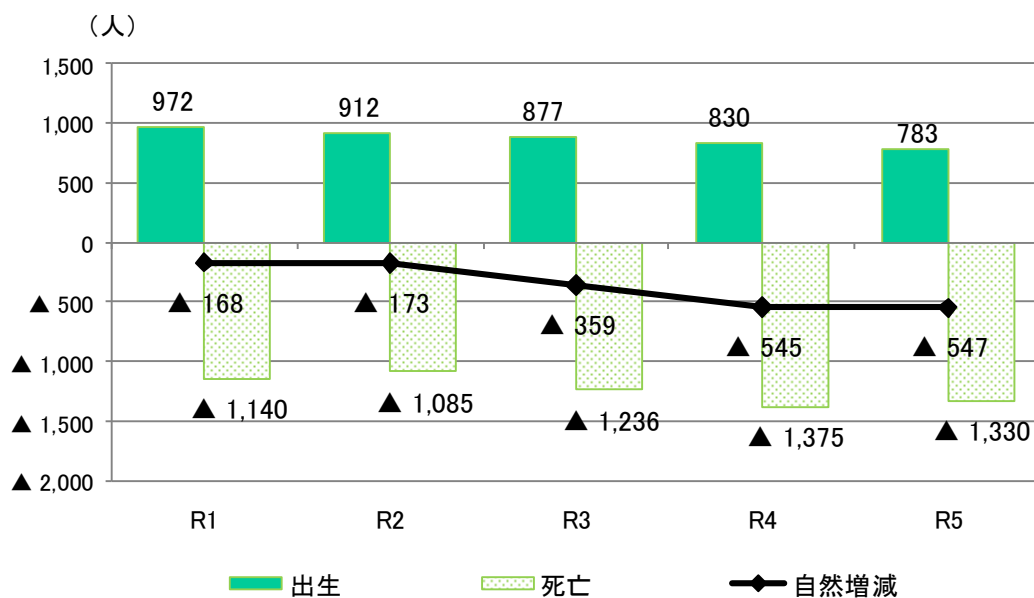
資料:住民基本台帳人口(令和6年4月1日)

第4項 自然動態

本市の出生数は、令和5年度(2023年度)で783人となっており、令和元年度(2019年度)からの変化をみると減少傾向にあります。死亡数は1,000人台で増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)には1,330人となっています。

自然増減数は、出生数が死亡数を下回る「自然減」となっており、令和4年度(2022年度)以降、減少数は大きくなっています。

◆自然動態



資料:市民部(年度毎集計)

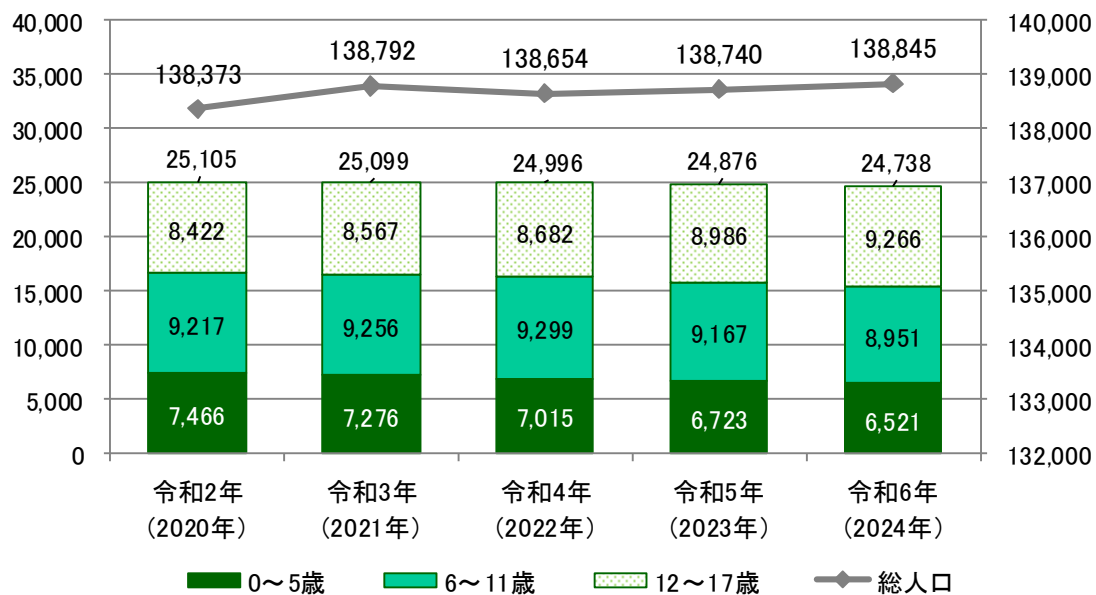
第2節 子ども・家庭の状況

第1項 子どもの人口推移

本市の18歳未満人口は、年々減少傾向にあり、令和6年(2024年)4月1日では「0～5歳」が6,521人、「6～11歳」が8,951人、「12～17歳」が9,266人となっています。

◆子どもの人口推移

(単位：人)

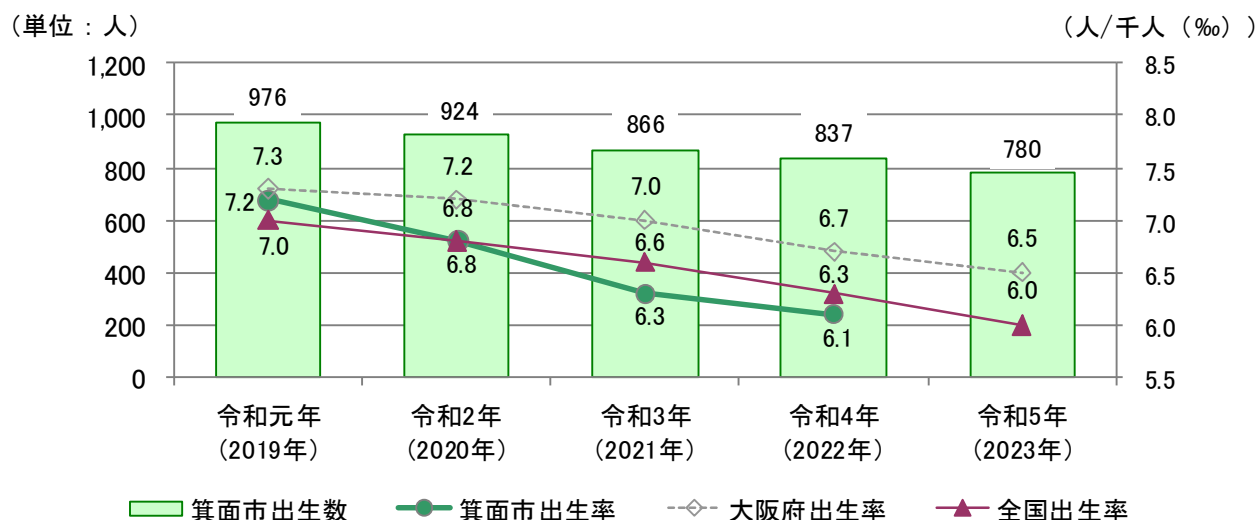


資料：住民基本台帳人口(各年4月1日)

第2項 出生の状況

本市の出生数は、令和5年(2023年)に780人で、減少傾向となっています。これにより、出生率(人口千人あたりの出生数)は概ね下降傾向にあり、令和元年には国の値を上回っていましたが、令和3年(2021年)以降は国や大阪府の値を下回り、令和5年(2023年)には●●‰(公表次第、更新)となっています。

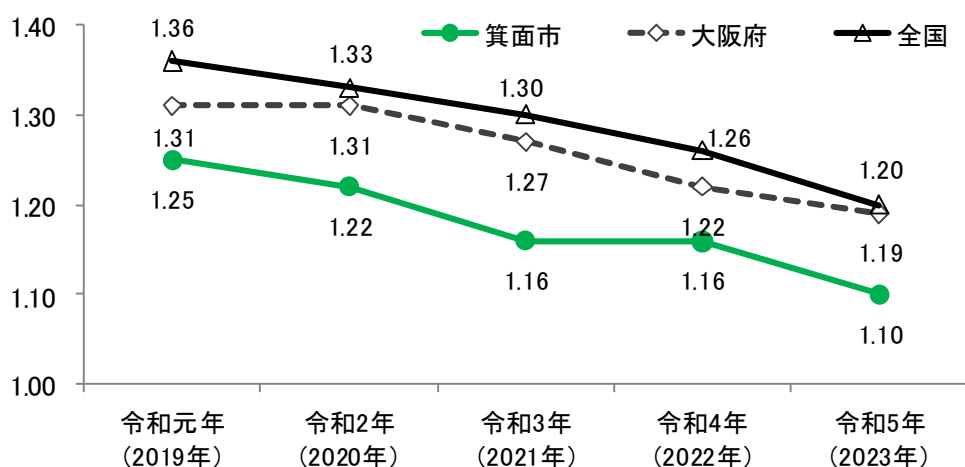
◆出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計(年毎集計)

また、箕面市における年次の合計特殊出生率※は下降傾向にあります。国や大阪府の値を下回って推移し、令和5年(2023年)に1.10となっています。

◆合計特殊出生率の推移



資料：全国・大阪府は厚生労働省 人口動態統計、市は箕面市調べ

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

第3項 子どものいる世帯の状況

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本市における一般世帯58,008世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は5,480世帯で全体の9.4%、うち、核家族世帯は全体の9.0%となっています。また、18歳未満の子どものいる世帯は14,093世帯で全体の24.3%、うち、核家族世帯は全体の23.0%となっており、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、大半が核家族世帯となっています。

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の変化をみると、6歳未満の子どものいる世帯数の伸び率は4.2%、18歳未満の子どものいる世帯の伸び率は11.6%と、いずれも前回の伸び率に比べて上昇していますが、とくに18歳未満の子どものいる世帯の伸びが大きくなっています。

また、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに、世帯数の伸びに比べて核家族世帯の伸び率のほうが高くなっており、核家族化が進んでいることがわかります。

子どものいる世帯の割合を大阪府、全国と比べると、6歳未満の子どものいる割合は、本市が9.4%、大阪府が7.2%、全国が7.6%、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市が24.3%、大阪府が18.1%、全国が19.3%となっており、大阪府や全国に比べて子どものいる世帯の割合は高くなっています。

◆子どものいる世帯数の推移(平成22(2010)～令和2(2020)年)

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 →平成27年	平成27年 →令和2年
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	の伸び率 (%)	の伸び率 (%)
一般世帯総数	53,499	100.0	56,754	100.0	58,008	100.0	6.1	2.2
6歳未満の子どものいる世帯	5,097	9.5	5,261	9.3	5,480	9.4	3.2	4.2
核家族世帯	4,772	8.9	4,991	8.8	5,235	9.0	4.6	4.9
その他の親族世帯	316	0.6	268	0.5	232	0.4	△15.2	△13.4
18歳未満の子どものいる世帯	12,509	23.4	12,628	22.3	14,093	24.3	1.0	11.6
核家族世帯	11,358	21.2	11,683	20.6	13,327	23.0	2.9	14.1
その他の親族世帯	1,073	2.0	877	1.5	727	1.3	△18.3	△17.1

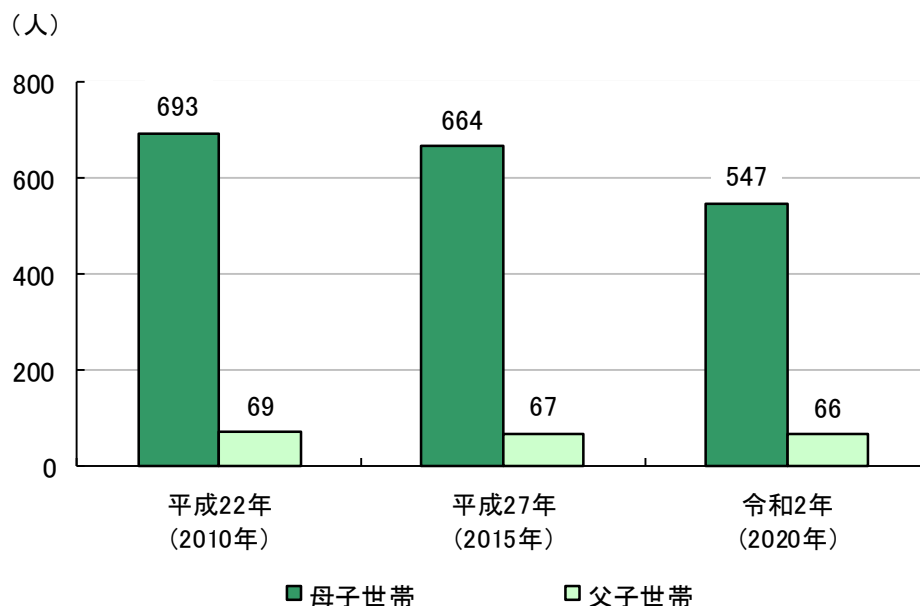
◆子どものいる世帯数の比較(令和2(2020)年)

	箕面市	大阪府	全国
一般世帯総数 (世帯)	58,008	4,126,995	55,704,949
6歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	5,480	296,413	4,224,286
構成比 (%)	9.4	7.2	7.6
18歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	14,093	749,041	10,733,725
構成比 (%)	24.3	18.1	19.3

資料：総務省統計局「国勢調査」(上下とも)

本市における母子世帯数、父子世帯数※については、母子世帯数は減少傾向ですが、父子世帯数は横ばいです。

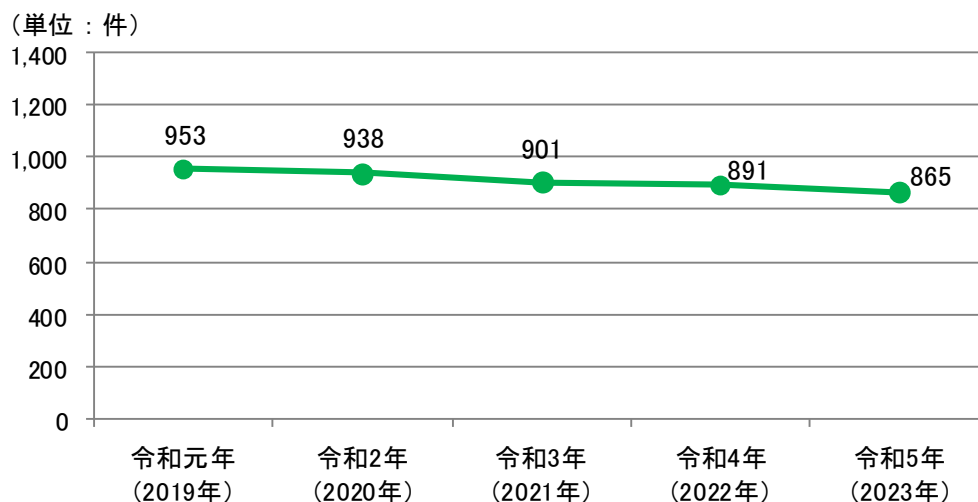
◆母子(父子)世帯数の推移



資料:総務省統計局「国勢調査」

本市における児童扶養手当の受給件数をみると、令和元年以降減少傾向にあります。

◆児童扶養手当の受給件数 ひとり親家庭



資料:子ども未来創造局

第3節 就労の状況

第1項 労働力人口

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本市における労働力人口は、59,304人で、うち男性が54.3%、女性が45.7%となっています。

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の変化をみると、15歳以上人口は全体として6.21%と伸び率が上昇しています。労働力人口も全体として0.52%と伸び率が上昇、とくに女性の伸び率が6.74%と、前回の伸び率を大きく上回っています。

◆15歳以上人口及び労働力人口の推移(平成22(2010)～令和2(2020)年)

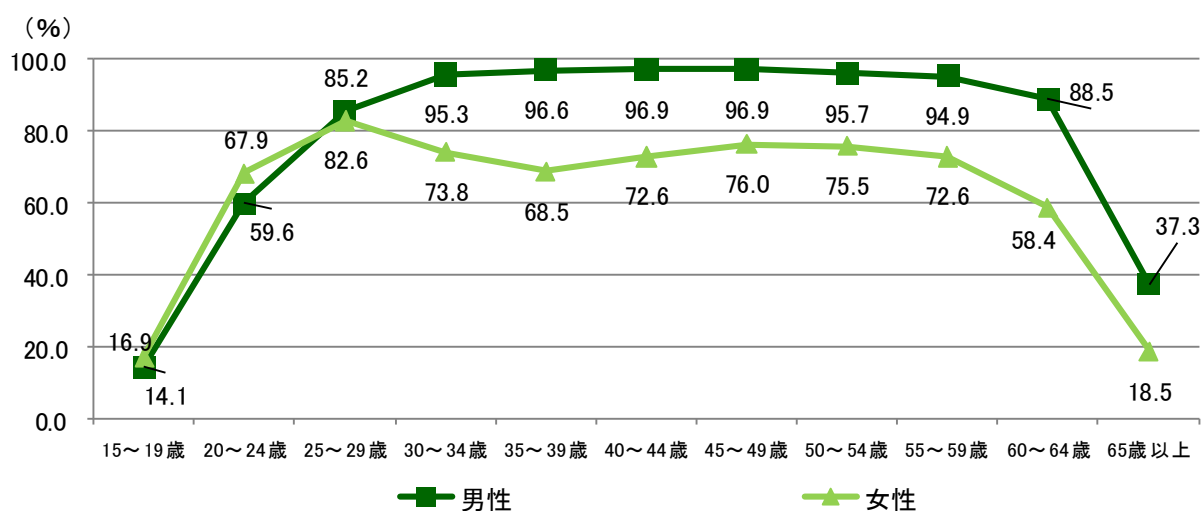
		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 →平成27年 の伸び率 (%)	平成27年 →令和2年 の伸び率 (%)
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)		
15歳 以上 人口	総数	112,152	100.0	108,541	100.0	115,284	100.0	△3.22	6.21
	男性	53,319	47.5	51,142	47.1	54,063	46.9	△4.08	5.71
	女性	58,833	52.5	57,399	52.9	61,221	53.1	△2.44	6.66
労働力 人口	総数	60,119	100.0	58,997	100.0	59,304	100.0	△1.87	0.52
	男性	35,106	58.4	33,606	57.0	32,202	54.3	△4.27	△4.18
	女性	25,013	41.6	25,391	43.0	27,102	45.7	1.51	6.74

資料:総務省統計局「国勢調査」

第2項 労働力率

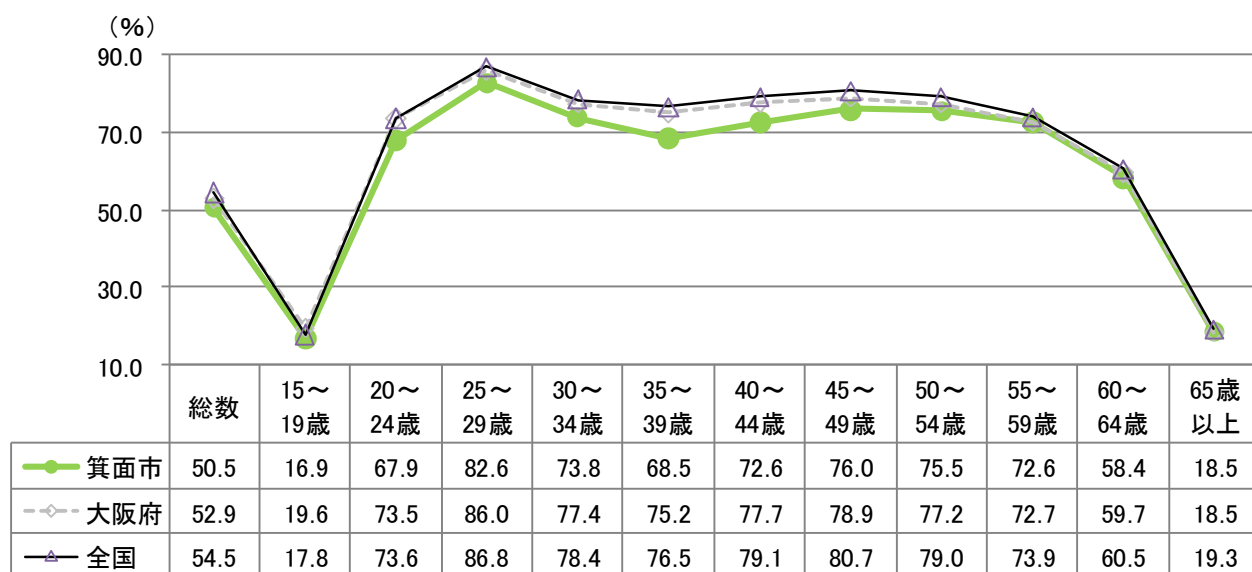
本市の令和2年(2020年)の年齢階級別・男女別の労働力率をみると、男性では、30～59歳にかけて労働力率が9割台で一定となっているのに対し、女性では、35～39歳で労働力率が6割台に落ち込んだのち高くなり、50歳以上から下降していきます。30歳以上では45～49歳の76.0%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の82.6%と比べて低い値となっています。

◆年齢階級別・男女別・労働力率(令和2(2020)年)



本市の女性の労働力率は50.5%となっており、大阪府の52.9%、全国の54.5%を下回っています。年齢階級別労働力率をみると、15歳以上から64歳までの各年齢階級における労働力率が、国や大阪府より低くなっています。

◆女性の労働力率・年齢階級別労働力率～大阪府・全国との比較～(令和2(2020)年)



資料:総務省統計局「令和2年国勢調査」(上下とも)

第3項 就業者の状況

本市の令和2年(2020年)の常住している就業者数は57,206人で、そのうち男性が30,996人(54.2%)、女性が26,210人(45.8%)となっています。また、有配偶の女性の割合は全体の27.1%となっています。

従業員率でみると、通勤者の中で、市内に従業している人の内訳が、男性が36.8%、女性が63.2%となっており、全体の就業者数の内訳と比較して女性の割合が高くなっています。一方、市外で従業している人の内訳は、男性が62.8%、女性が37.2%と女性のほうが低く、常住地の近くで従業している女性が多いことがわかります。

◆常住地における就業者の状況(令和2(2020)年)

令和2年(2020年)	全体	男性	女性	
			うち、有配偶の女性	
就業者数(人)	57,206	30,996	26,210	15,490
構成比(%)	100.0	54.2	45.8	27.1
自宅就業者数(人)	4,432	2,378	2,054	1,550
構成比(%)	100.0	53.7	46.3	35.0
通勤者数(人)	51,221	27,888	23,333	13,472
構成比(%)	100.0	54.4	45.6	26.3
市内従業(人)	16,382	6,025	10,357	6,663
構成比(%)	100.0	36.8	63.2	40.7
市外従業(人)	34,839	21,863	12,976	6,809
構成比(%)	100.0	62.8	37.2	19.5

資料:総務省統計局「令和2年国勢調査」

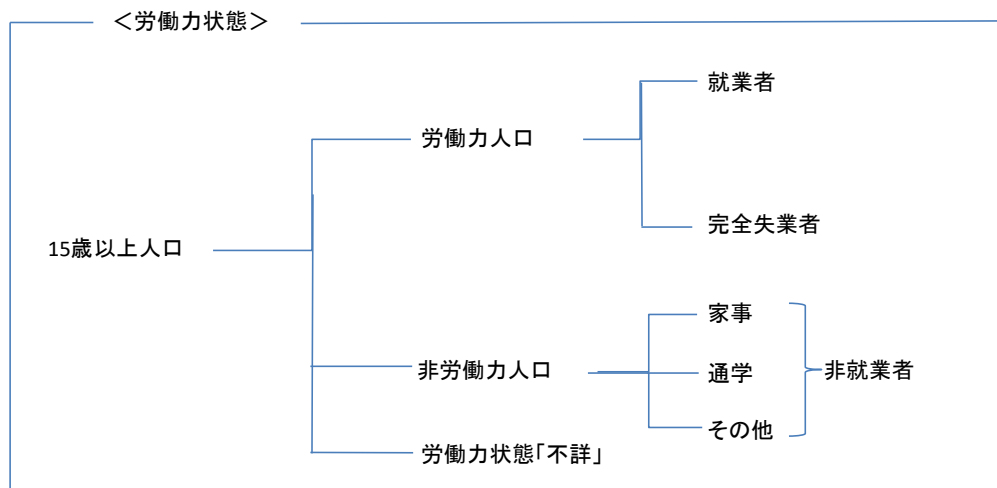
男女別就業者数について国・大阪府と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、本市が45.8%、大阪府が46.2%、全国が45.4%と大差はありません。有配偶の女性の占める割合をみると、本市は27.1%となっており、大阪府の24.5%、全国の26.7%に比べて高くなっています。

◆男女別就業者数の比較(令和2(2020)年)

令和2年(2020年)	全体	男性	女性	
			うち、有配偶の女性	
箕面市(人)	57,206	30,996	26,210	15,490
構成比(%)	100.0	54.2	45.8	27.1
大阪府(人)	3,635,403	1,955,569	1,679,834	891,954
構成比(%)	100.0	53.8	46.2	24.5
全国(人)	57,643,398	31,501,402	26,141,996	15,365,364
構成比(%)	100.0	54.6	45.4	26.7

資料:総務省統計局「令和2年国勢調査」

■参考 労働力状態：15 歳以上の人について、国勢調査の調査年の9月24日から30日までの1週間（調査週間）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



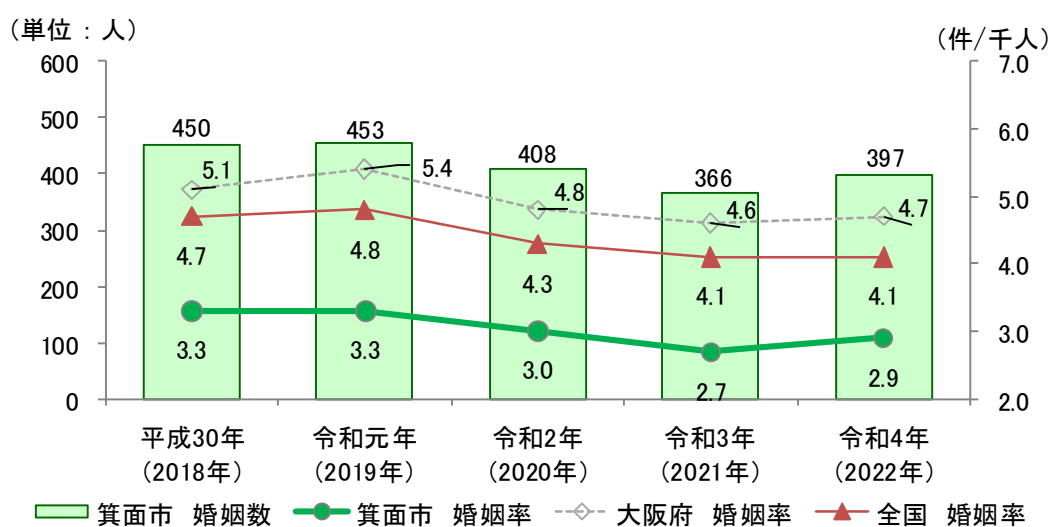
第4節 婚姻の状況

第1項 結婚の状況

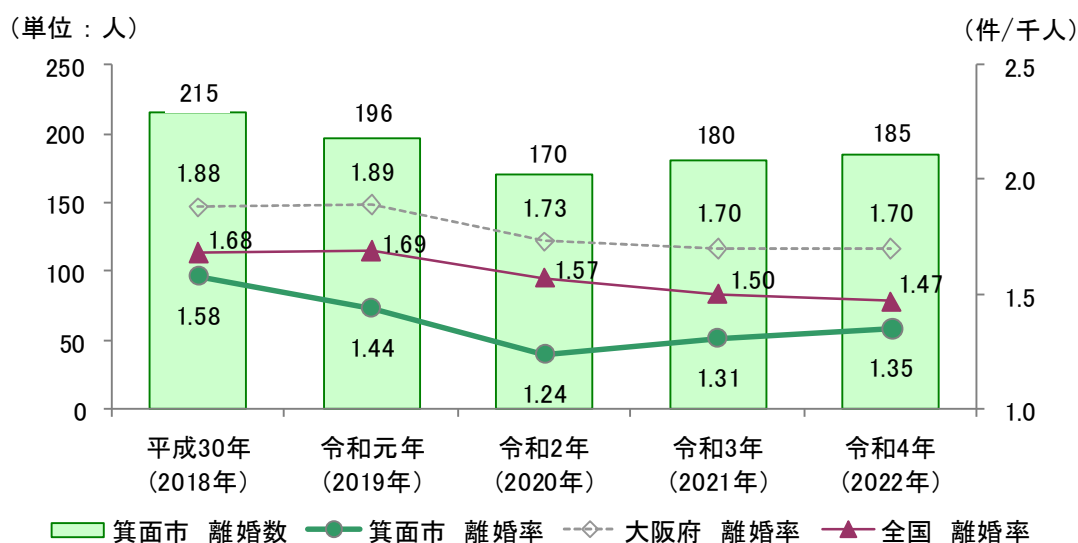
本市における近年の婚姻数は450件台で推移していましたが、令和2年(2020年)、令和3年(2021年)と減少し、令和4年(2022年)に再び増加に転じています。婚姻率は国や大阪府の値よりも低くなっています。

離婚数は200件前後で推移していましたが、令和2年(2020年)に170件まで減少し、その後、令和3年(2021年)から再び増加に転じて令和4年(2022年)は185件となっています。離婚率は国や大阪府の値を下回って推移しています。

◆婚姻数・婚姻率の推移



◆離婚数・離婚率の推移



資料:「大阪府人口動態統計」(上下とも)

第5節 子どもの状況と子育ての実態

第1項 就学前児童の保育・幼児教育の状況

令和5年度(2023年度)における本市の保育所・認定こども園数は、市立が3か所、私立が40か所の合計43か所となっており、保育定員数は3,052人、保育児童数は2,739人となっています。令和元年度(2019年度)からの変化をみると、保育児童数は、令和4年度(2022年度)は減少したものの、増加傾向にあります。保育定員数は、市内保育施設の増加により、年々増加しています。待機児童数は、令和元年度(2019年度)から0人を維持していましたが、令和5年度(2023年度)のみ待機時児童が発生しました。

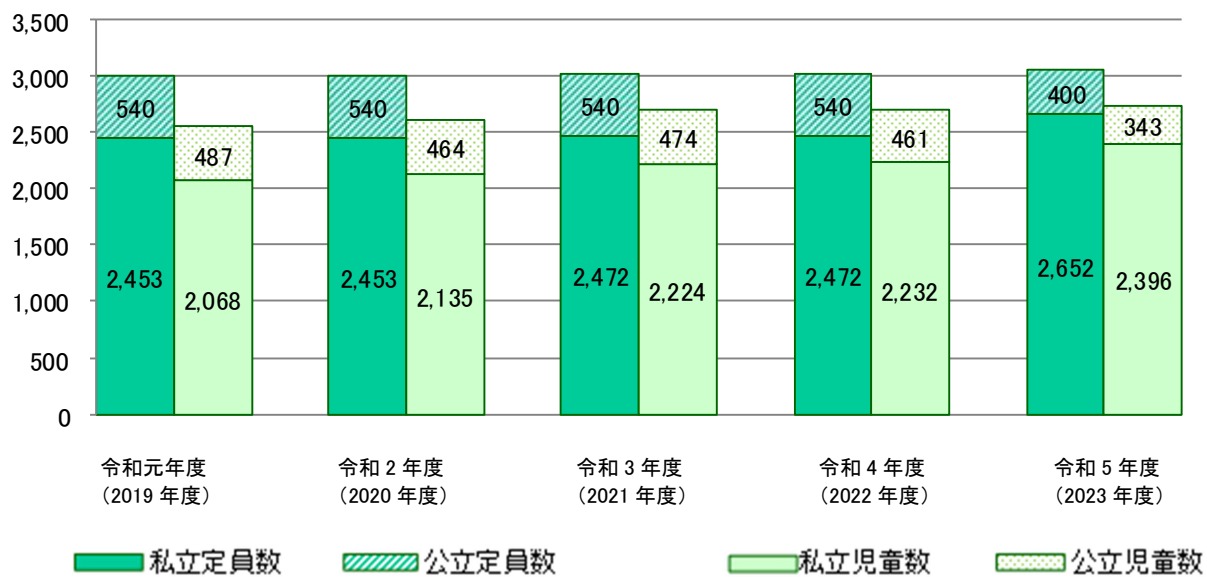
◆保育所等の数・保育定員数・保育児童数・待機児童数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年)
保育所・認定こども園 数[か所]	41	41	42	42	43
市立[か所]	4	4	4	4	3
私立[か所]	37	37	38	38	40
保育定員数[人]	2,993	2,993	3,012	3,012	3,052
市立[人]	540	540	540	540	400
私立[人]	2,453	2,453	2,472	2,472	2,652
保育児童数[人]	2,555	2,599	2,698	2,693	2,739
市立[人]	487	464	474	461	343
私立[人]	2,068	2,135	2,224	2,232	2,396
待機児童数[人]	0	0	0	0	6

資料：子ども未来創造局(各年4月1日現在)

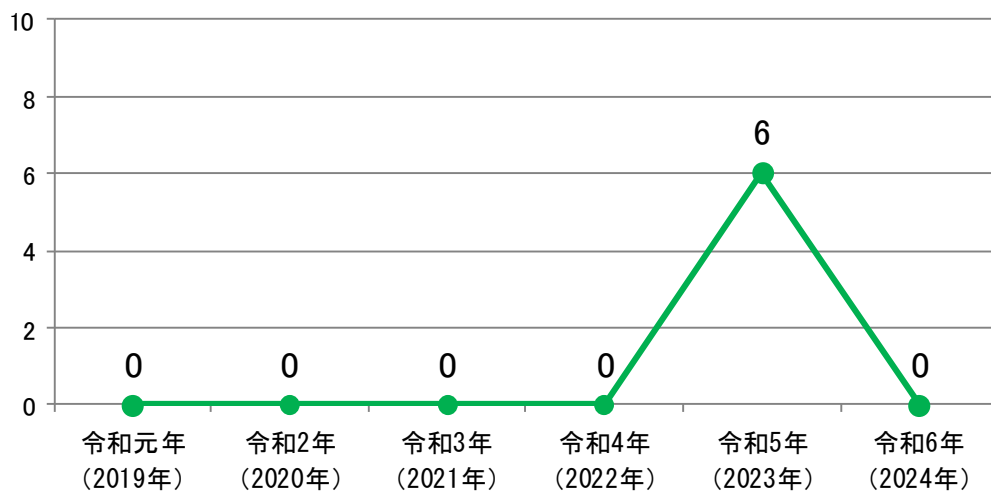
◆保育定員数・保育児童数の推移

(単位：人)



◆待機児童数の推移

(単位：人)

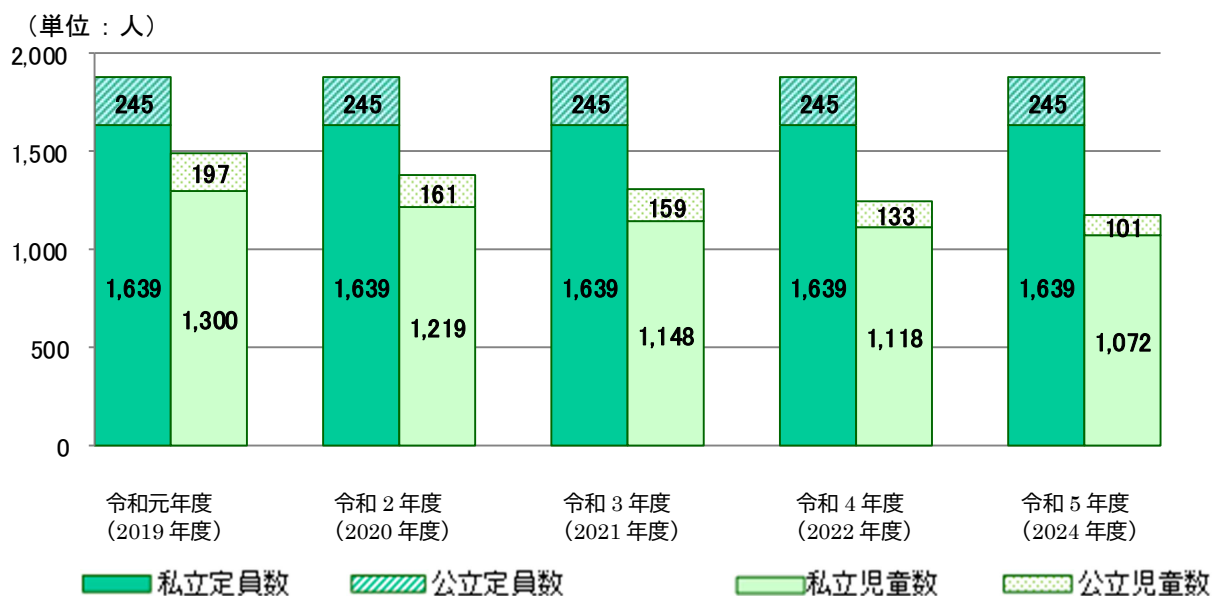


資料：子ども未来創造局(各年4月1日現在)

令和5年度(2023年度)における本市の幼稚園・認定こども園は、市立が4か所、私立が8か所の合計12か所となっており、幼児教育児童数は、市立が101人、私立が1,072人となっています。市立、私立のいずれも、幼児教育児童数は減少傾向となっています。

◆幼稚園等の数・幼児教育定員数・幼児教育児童数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園・認定こども園 数[か所]	12	12	12	12	12
市立[か所]	4	4	4	4	4
私立[か所]	8	8	8	8	8
幼児教育定員数 [人]	1,884	1,884	1,884	1,884	1,884
市立[人]	245	245	245	245	245
私立[人]	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639
幼児教育児童数[人]	1,497	1,380	1,307	1,251	1,173
市立[人]	197	161	159	133	101
私立[人]	1,300	1,219	1,148	1,118	1,072



資料：子ども未来創造局(各年5月1日現在)

令和5年度(2023年度)における本市の子育て支援センターの来所組数は10,502組、相談件数は462件となっています。令和元年度(2019年度)からの変化をみると、来所組数は令和3年度(2021年度)までは減少していましたが、令和4年度(2022年度)から増加に転じています。

◆子育て支援センター来所組数

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
来所組数 【組】	かやの	3,311	2,629	2,463	2,604	3,626
	みのお	5,135	4,095	3,914	4,561	4,610
	ひじり	3,222	2,128	1,878	2,349	2,266
	合計	11,668	8,852	8,255	9,514	10,502
相談件数【件】		609	450	500	400	462

資料:子ども未来創造局

第2項 学童保育の状況

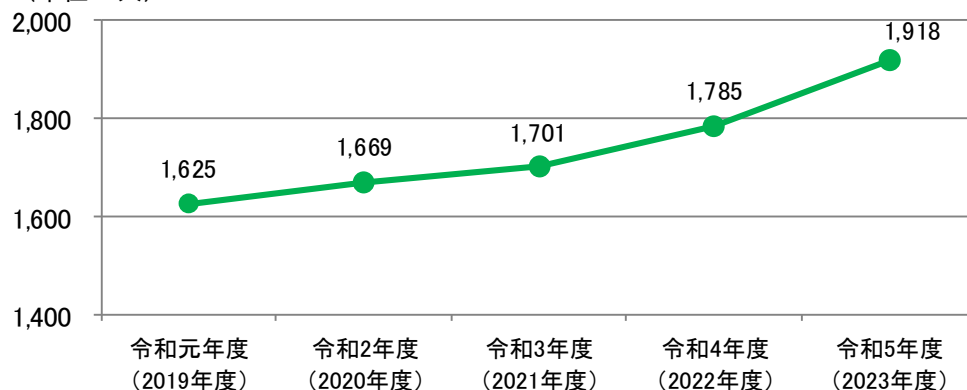
令和5年度(2023年度)における本市の学童保育の利用状況をみると、全体で施設数は14か所、定員は1,997人で、利用人数は1,918人となっています。令和元年度(2019年度)からの利用者人数の変化をみると、増加傾向にあります。

◆学童保育の定員数・利用人数(令和5(2023)年4月1日時点)

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘
定員【人】	140	160	160	80	120	183	120	174	180	96	160	144	40	240
利用人数【人】	152	184	147	44	136	201	97	137	171	110	157	127	34	221
利用率【%】	108.6	115.0	91.9	55.0	113.3	109.8	80.8	78.7	95.0	114.6	98.1	88.2	85.0	92.1

※利用人数については登室率を考慮の上決定しているため、一部、定員を超えている保育室があります。

(単位:人)



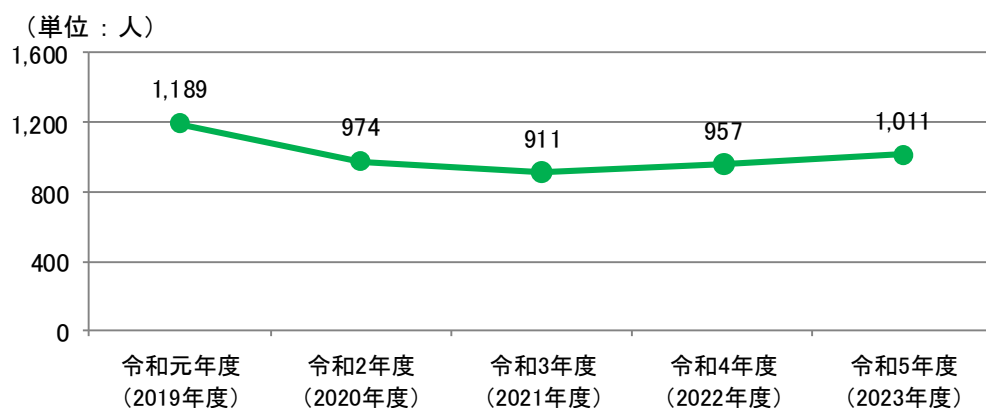
資料:子ども未来創造局(各年4月1日現在)

本市では、学童保育にあわせ、「自由な遊び場開放事業」として、全ての小学生が放課後に自由に遊べるよう、市内の全ての市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を子どもたちの遊び場として開放しています。

令和5年度(2023年度)における本市の「自由な遊び場開放事業」の一日平均利用人数の合計は1,011人となっており、令和元年度(2019年度)からの変化をみると、令和2年度(2020年度)に減少に転じましたが、令和4年度(2022年度)から再び増加傾向にあります。

◆自由な遊び場開放事業の一日平均利用人数(令和5(2023)年度)

対象校区	箕面	止々呂美	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	彩都の丘	合計	1校あたりの平均
利用人数[人]	90	48	67	54	80	111	62	86	100	56	69	69	30	89	1,011	72



資料:子ども未来創造局

第3項 学校の状況

令和6年度(2024年度)における本市の市立小学校は14校、児童数は8,553人、教員数は510人となっています。令和2年度(2020年度)からの変化をみると、児童数は減少しており、教員1人に対する児童数はほぼ一定となっています。

◆市立小学校の状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
学校数[校]	14	14	14	14	14
学級数[学級]	383	387	399	395	383
児童数[人]	8,849	8,873	8,912	8,752	8,553
教員数[人]	488	497	510	512	510
教員1人あたり児童数[人]	18	18	17	17	17

資料:子ども未来創造局(各年5月1日現在)

令和6年度(2024年度)における本市の市立中学校は8校、生徒数は4,061人、教員数は278人となっています。令和2年度(2020年度)からの変化をみると、生徒数は増加しており、教員1人に対する生徒数はほぼ一定となっています。

◆市立中学校の状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
学校数[校]	8	8	8	8	8
学級数[学級]	142	150	156	160	149
生徒数[人]	3,632	3,793	3,816	3,982	4,061
教員数[人]	262	275	282	293	278
教員1人あたり生徒数[人]	14	14	14	14	15

資料:子ども未来創造局(各年5月1日現在)

令和6年度(2024年度)における本市の府立高等学校は2校、生徒数は1,450人となっています。令和2年度(2020年度)からの変化をみると、生徒数は減少傾向にあります。

◆府立高等学校の状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
学校数[校]	2	2	2	2	2
生徒数[人]	1,627	1,522	1,450	1,434	1,450

資料:大阪府 HP(各年5月1日現在)

令和5年度(2023年度)における本市の不登校児童生徒数は、小学校で125人、中学校で157人となっており、増加傾向にあります。

◆市立小中学校の不登校者数※6

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学校[人]	27	49	58	76	125
中学校[人]	59	55	87	83	157

資料:子ども未来創造局

第4項 子どもの健康状態

令和5年度(2023年度)における健康診査の受診率は、妊婦健康診査が89.9%、1歳6か月健診が96.4%、3歳6か月健診が94.7%となっています。令和元年度(2019年度)からの受診率の変化をみると、妊婦健康診査と1歳6か月健診は増減を繰り返しながら令和5年度(2023年度)には減少に転じています。3歳6か月健診は令和3年(2021年度)から増加傾向となっています。

◆妊婦健康診査・1歳6か月健診・3歳6か月健診対象者数・受診者数

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
妊婦健康診査	対象者数[人]	1,049	961	961	871	913
	受診者数[人]	1,004	912	909	853	821
	受診率[%]	95.7	94.9	94.6	97.9	89.9
1歳6か月健診	対象者数[人]	1,126	1,233	1,084	1,039	970
	受診者数[人]	1,056	1,118	1,028	1,014	935
	受診率[%]	93.8	90.7	94.8	97.6	96.4
3歳6か月健診	対象者数[人]	1,303	1,396	1,294	1,244	1,188
	受診者数[人]	1,181	1,231	1,159	1,161	1,125
	受診率[%]	90.6	88.2	89.6	93.3	94.7

資料:子ども未来創造局

令和5年度(2023年度)における保健師と地区福祉会(西南小校区のみ民生委員児童委員協議会)との共催での健康教育・健康相談を実施した子育てサロンの参加者は613人となっています。子育てサロンは各小学校区で平成14年度(2002年度)から設置が始まり、身近な地域で子育ての情報や相談が気軽に受けられるようになっています。

◆子育てサロン参加人数・開催回数・延べ人数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育てサロン参加者数[人]	1,145	170	104	387	613

◆子育てサロン開催回数・延べ人数(令和5(2023)年度)

校区名	箕面小	萱野小	北小	南小	西小	東小	西南小	萱野東小	豊川北小	中小	豊川南小	萱野北小	合計
開催場所	箕面小 コミセン	みのお 市民活動 センター	中央生 涯学習 センタ ー	南小さ くらル ームみ なみ	西小 コミセ ン	東小 コミセ ン	せいな ん幼稚 園	萱野東 小コミ セン	豊川北 小コミ セン	中小 コミセ ン	豊川南 小コミ セン 小野原 多世代 地域交 流セン ター	萱野北 小コミ セン	
開催回数[回]	8	0	0	9	11	10	11	6	8	11	11	0	85
延べ人数[人]	102	0	0	49	57	89	81	31	53	78	73	0	613

資料:子ども未来創造局(上下とも)

第5項 子どもの人権

本市における「児童虐待の防止等に関する法律」施行後の虐待通告件数をみると、令和3年度(2021年度)から減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は546件となっています。

◆虐待通告件数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
虐待通告件数[件]	558	668	733	677	546

資料:子ども未来創造局

第6項 地域の子育て環境

本市では子どもの遊び場となる公園等を533か所整備しており、公園面積の合計は、287.40ha※となっています。

◆公園の箇所数と面積(令和6年(2024年)4月1日時点)

区分	箇所数	面積[ha]※
近隣公園	13	21.53
総合公園	0	0.00
街区公園	57	13.75
府営箕面公園	1	83.80
小計	71	119.08
児童遊園	15	1.18
その他の公園及び緑地	447	167.14
合計	533	287.40

資料:みどりまちづくり部

第6節 子育て支援に関する意識と実態

第1項 調査概要

1 調査目的

次期計画の策定にあたり、市内にお住まいの就学前児童(0～5歳)がいる世帯、就学児童(小学校1年生～6年生)がいる世帯を対象に、保育所や学童保育などの利用希望やご意見等をおうかがいし、教育・保育サービス、地域子ども・子育て支援事業の必要量を把握し、今後の市の子育て支援策の充実に生かしていくことを目的として実施しました。

2 調査設計

調査地域	箕面市全域
調査対象	①市内在住の就学前児童(0～5歳)がいる世帯 ②市内在住の就学児童(小学校1年生～6年生)がいる世帯
標本数	4,000名(内訳:① 2,000名、② 2,000名)
抽出方法	住民基本台帳に基づく層化無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収又は WEB 回答による自記入式アンケート調査
調査期間	令和6年3月15日～令和6年4月15日

3 回収結果

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童(0～5歳)	2,000件	1,198件	59.9%
就学児童(小学生)	2,000件	1,240件	62.0%
合計	4,000件	2,438件	61.0%

4 集計表の見方

- 図表中の「n(number of case)」は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(MA※)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

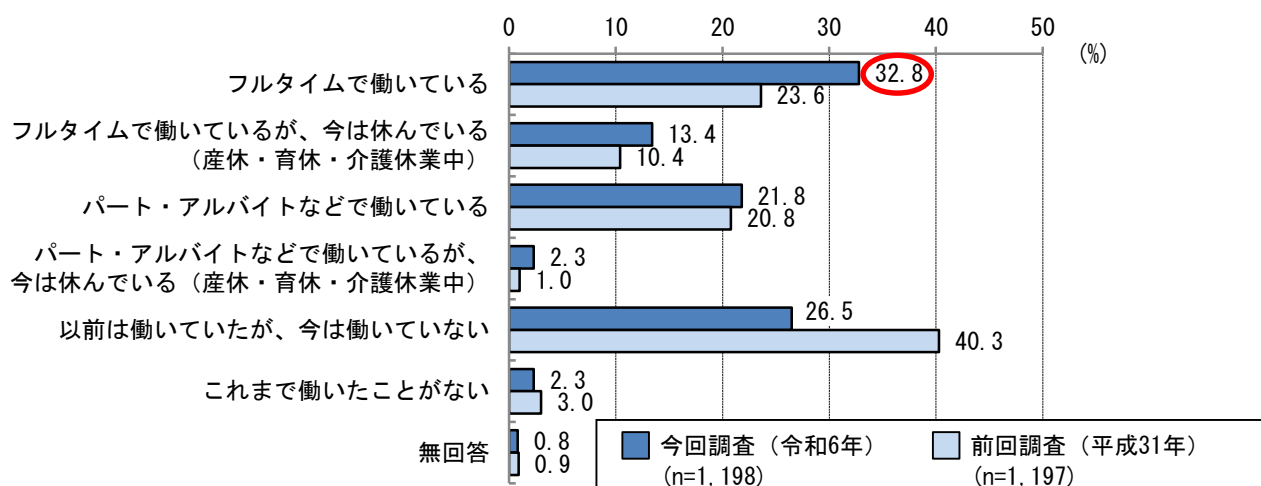
第2項 調査結果概要

1 母親の就労状況

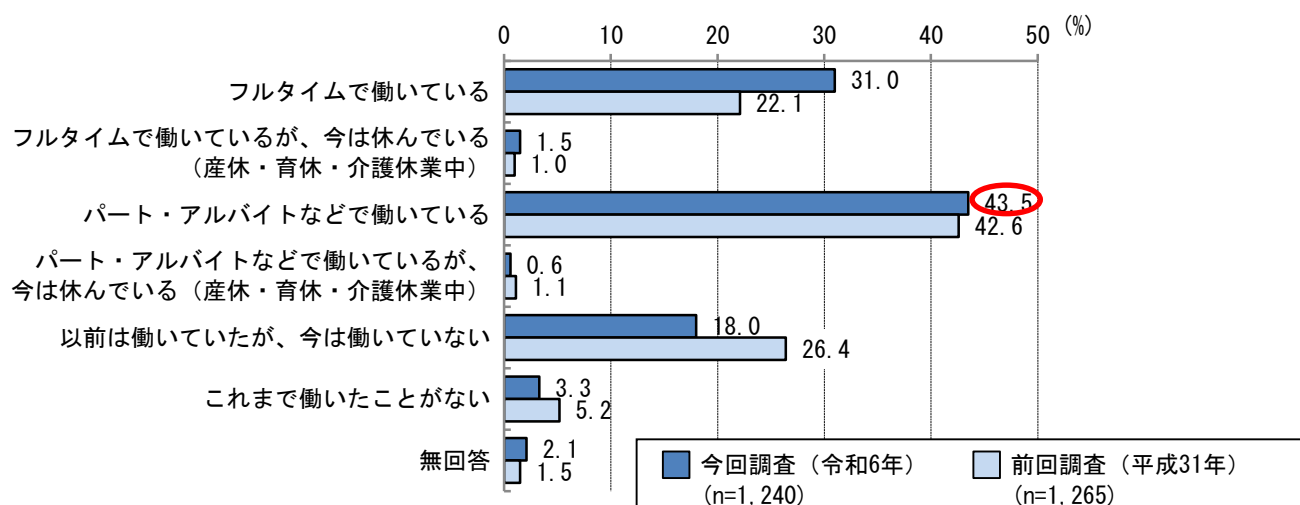
母親の就労状況について、就学前児童のいる母親は、「フルタイムで働いている」が32.8%と最も多く、次いで、「以前は働いていたが、今は働いていない」が26.5%、「パート・アルバイトなどで働いている」が21.8%となっています。小学生のいる母親は、「パート・アルバイトなどで働いている」が43.5%と最も多く、次いで、「フルタイムで働いている」が31.0%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が18.0%となっています。

就学前児童、就学児童ともに、「フルタイムで働いている」母親の割合が前回調査に比べて増加しています。

◆就学前の母親の就労状況



◆小学生の母親の就労状況

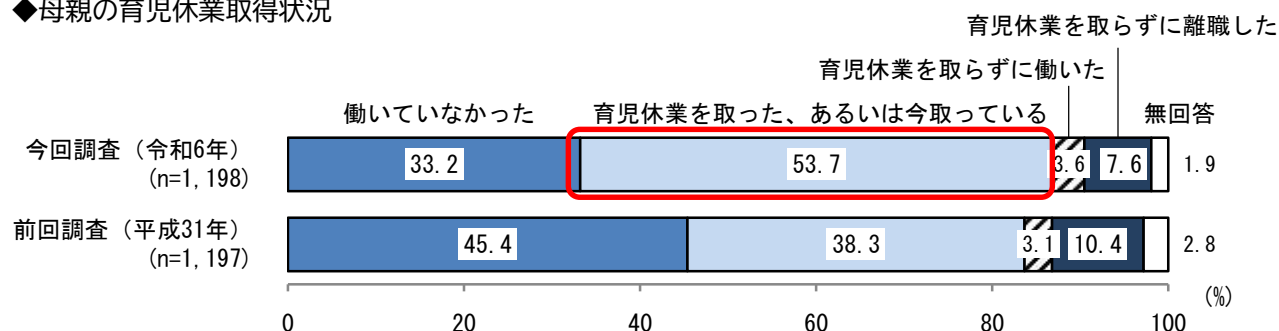


2 育児休業の取得状況

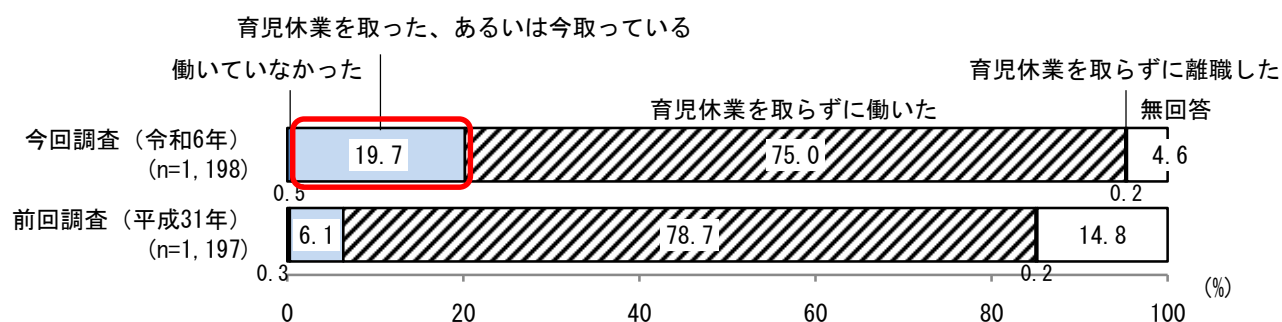
就学前児童のいる家庭の育児休業の取得状況について、母親は、「育児休業を取った、あるいは今取っている」が53.7%と最も多く、父親は、「育児休業を取らずに働いた」が75.0%と多くなっています。

母親、父親ともに、「育児休業を取った、あるいは今取っている」は前回調査に比べて増加しており、父親の育児休業取得日数も前回調査に比べて多くなっています。

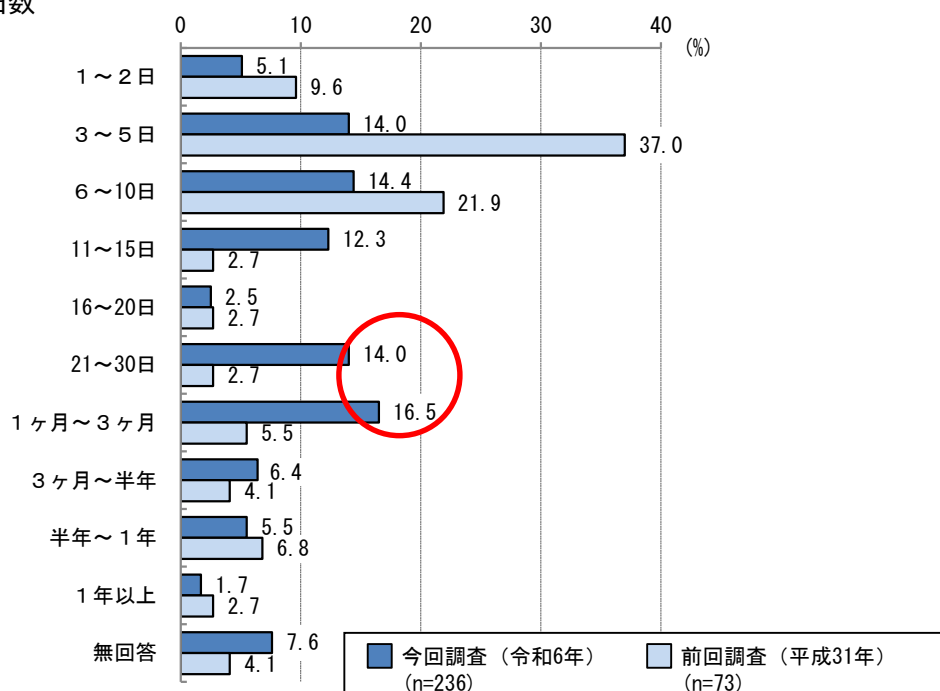
◆母親の育児休業取得状況



◆父親の育児休業取得状況



◆父親の育児休業取得日数

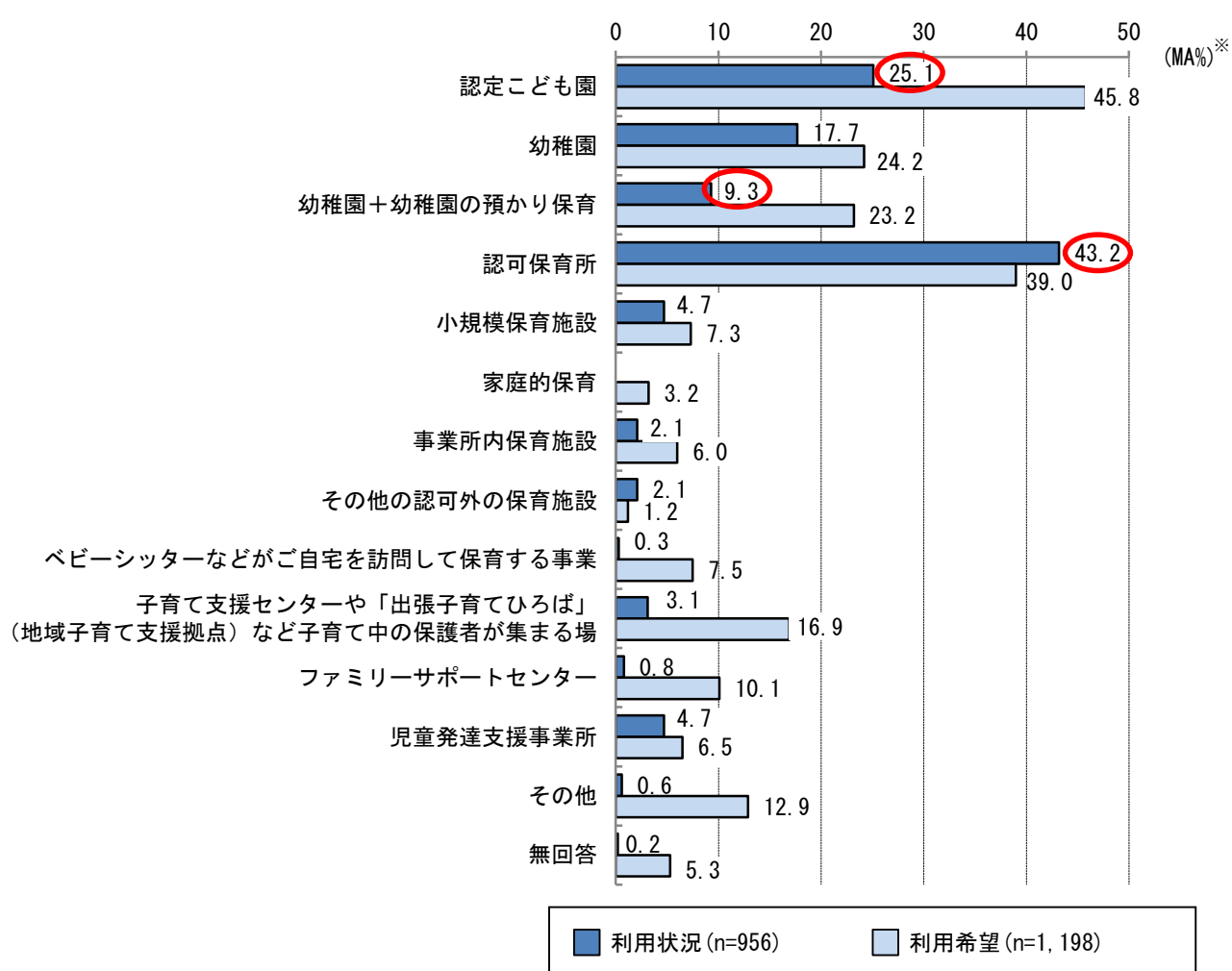


3 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況

平日の定期的な保育所や幼稚園などの利用状況について、現在最も多く利用されているのは「認可保育所」で 43.2%、次いで、「認定こども園」が 25.1%となっています。

利用状況と利用希望の差をみると、利用希望の方が多くなっているのは「認定こども園」が最も多く20.7ポイント差、次いで、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が13.9ポイント差となっています。逆に、現在の利用が利用希望を上回っているのは「認可保育所」が最も多く、4.2ポイント差となっています。

◆平日の保育・教育サービスの定期的な利用状況・利用希望

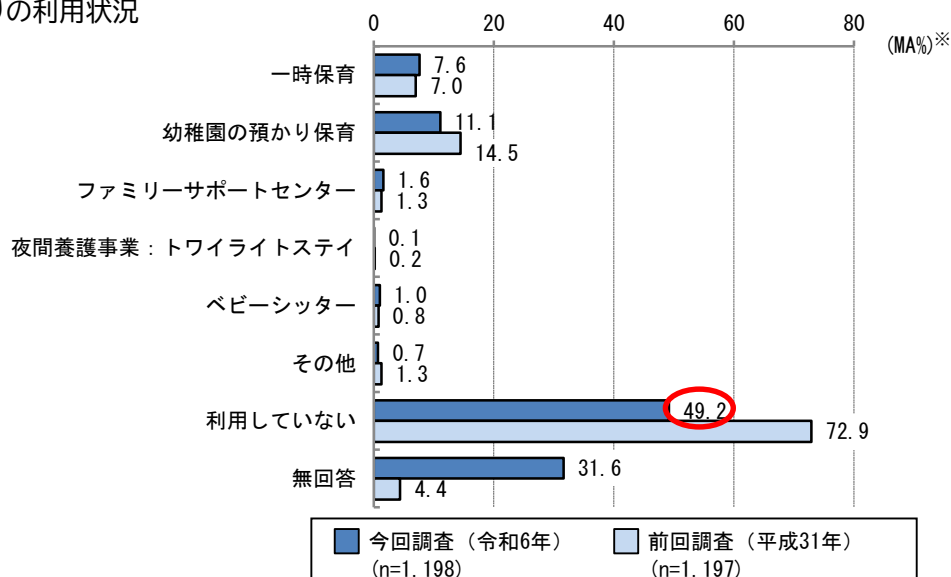


4 一時預かりなどの利用状況

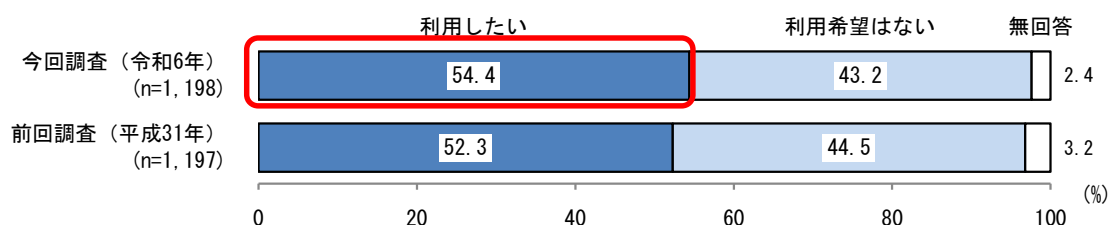
私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期的な仕事などを理由に「不定期に」利用したサービスは、「幼稚園の預かり保育」で 11.1%、「一時保育」で 7.6%みられますが、「利用していない」が 49.2%と多くなっています。

一時預かりの今後の利用希望については「利用したい」が過半数であり、利用希望者が望ましいと思う一時預かりサービスでは、「幼稚園・保育所などの施設で子どもをみてるサービス」が9割以上を占めています。

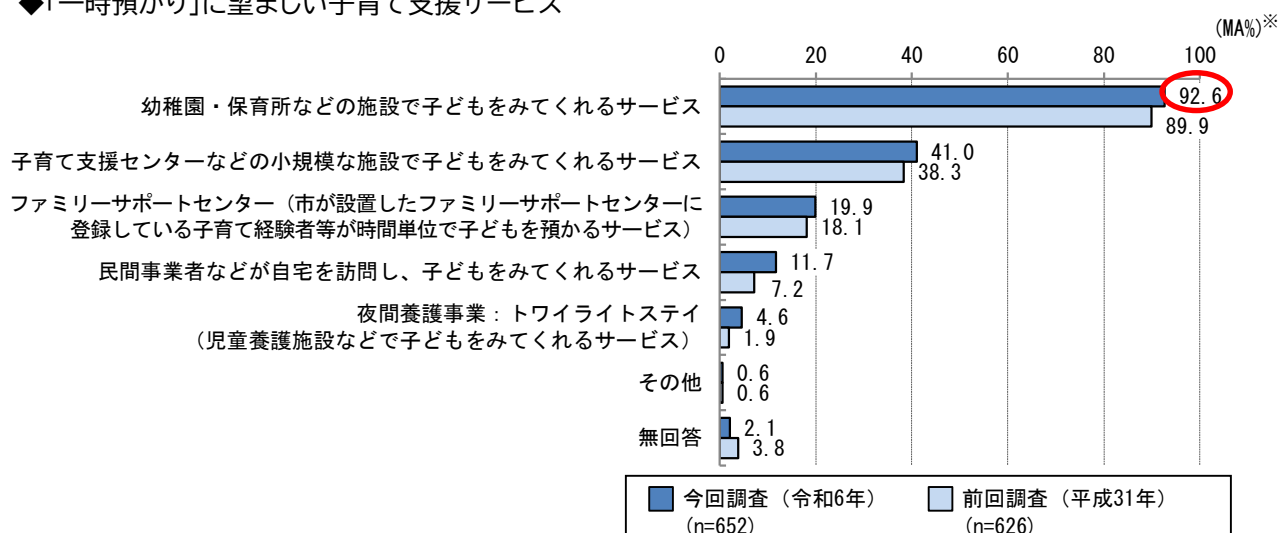
◆一時預かりの利用状況



◆一時預かりの利用希望



◆「一時預かり」に望ましい子育て支援サービス



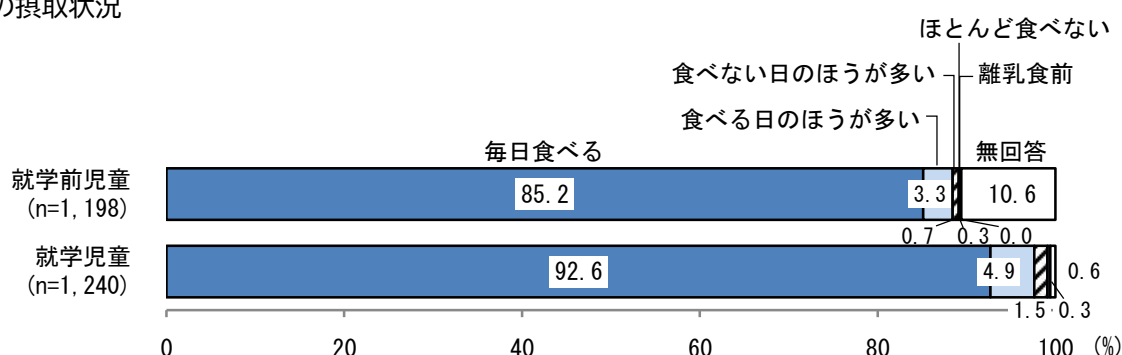
5 子どもの生活習慣

子どもの生活習慣について、朝食の摂取状況についてたずねたところ、「毎日食べる」は就学前児童で85.2%、就学児童で92.6%となっていますが、「食べない日のほうが多い」「ほとんど食べない」などの回答もみられます。

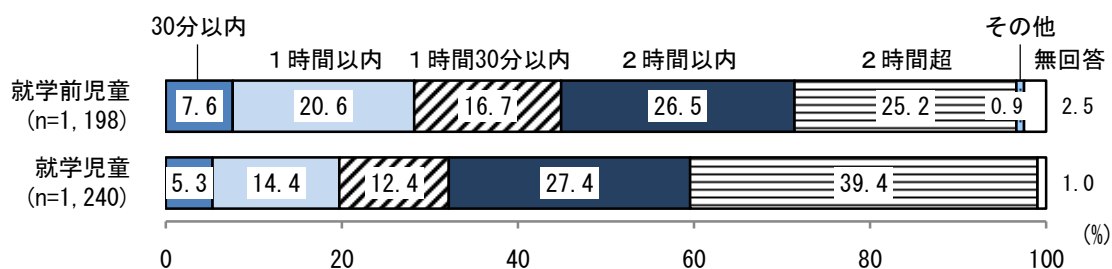
平日のテレビ・ビデオ(ゲームも含む)の1日当たり平均視聴時間をたずねたところ、就学前児童では「2時間以内」、「2時間超」の回答が多く、1時間超の回答で合計7割近くを占めています。就学児童は「2時間超」の回答が多く、4割近くを占めています。

就寝時刻は、就学前児童では「21時～21時半前」が最も多く、21時以降の回答を合計すると61.8%となっています。就学児童は「21時半～22時前」が最も多く、21時以降の回答の合計は85.1%となっています。

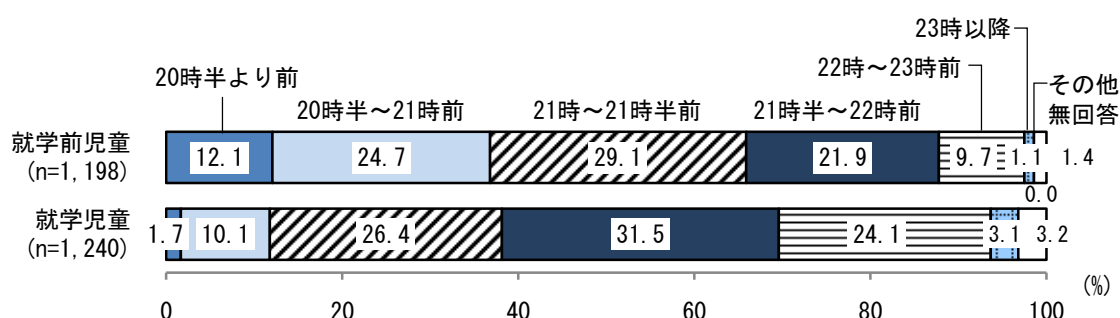
◆朝食の摂取状況



◆テレビ等の1日当たり平均視聴時間



◆就寝時刻

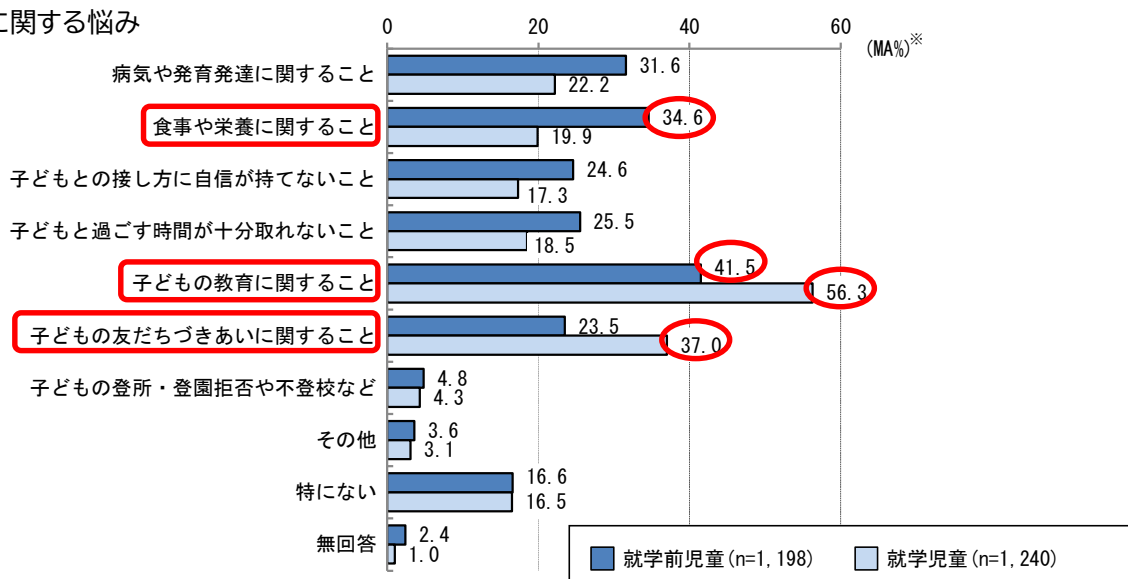


6 子育ての悩み

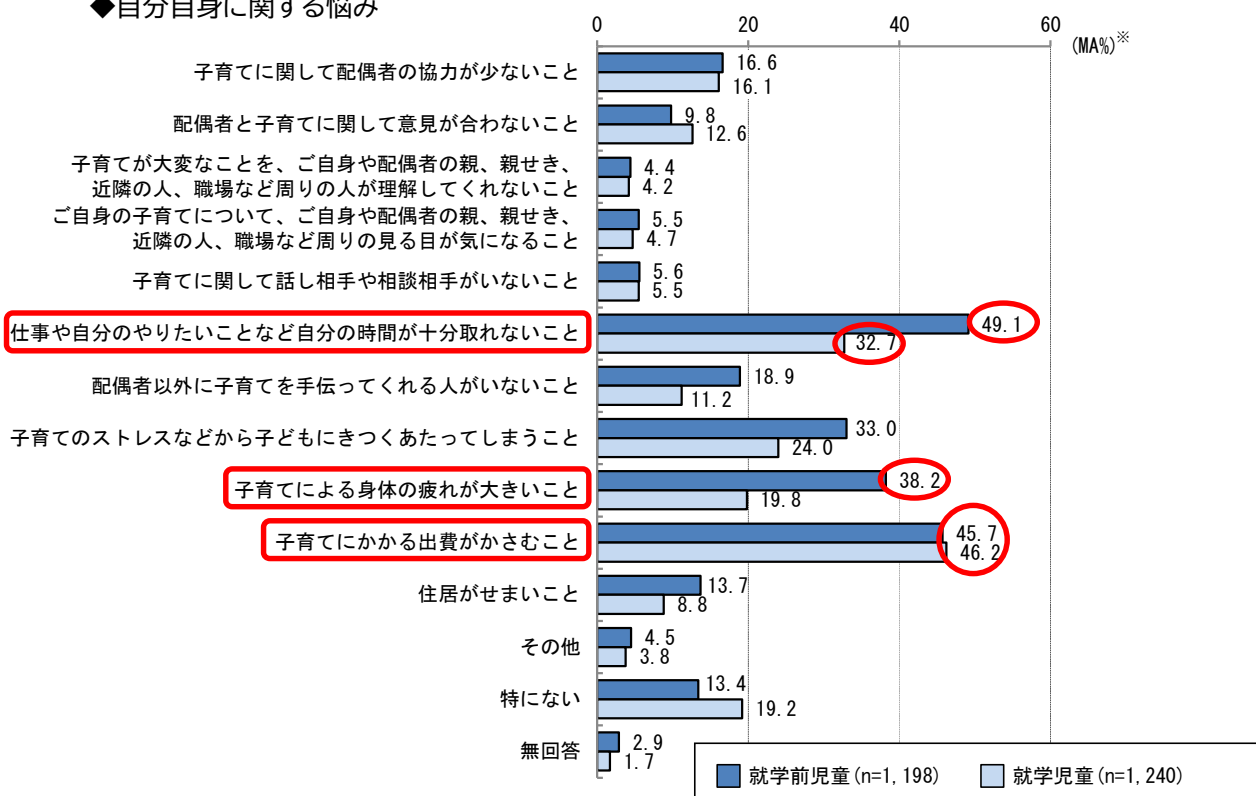
子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについてたずねたところ、子どもに関する悩みでは、就学前児童の保護者で「子どもの教育に関すること」41.5%、「食事や栄養に関すること」34.6%、就学児童の保護者で「子どもの教育に関すること」56.3%、「子どもの友だちづきあいに関すること」37.0%が上位となっています。

自分自身に関する悩みでは、就学前児童の保護者で「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」49.1%、「子育てにかかる出費がかさむこと」45.7%、就学児童の保護者で「子育てにかかる出費がかさむこと」46.2%、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」32.7%が上位となっています。

◆子どもに関する悩み



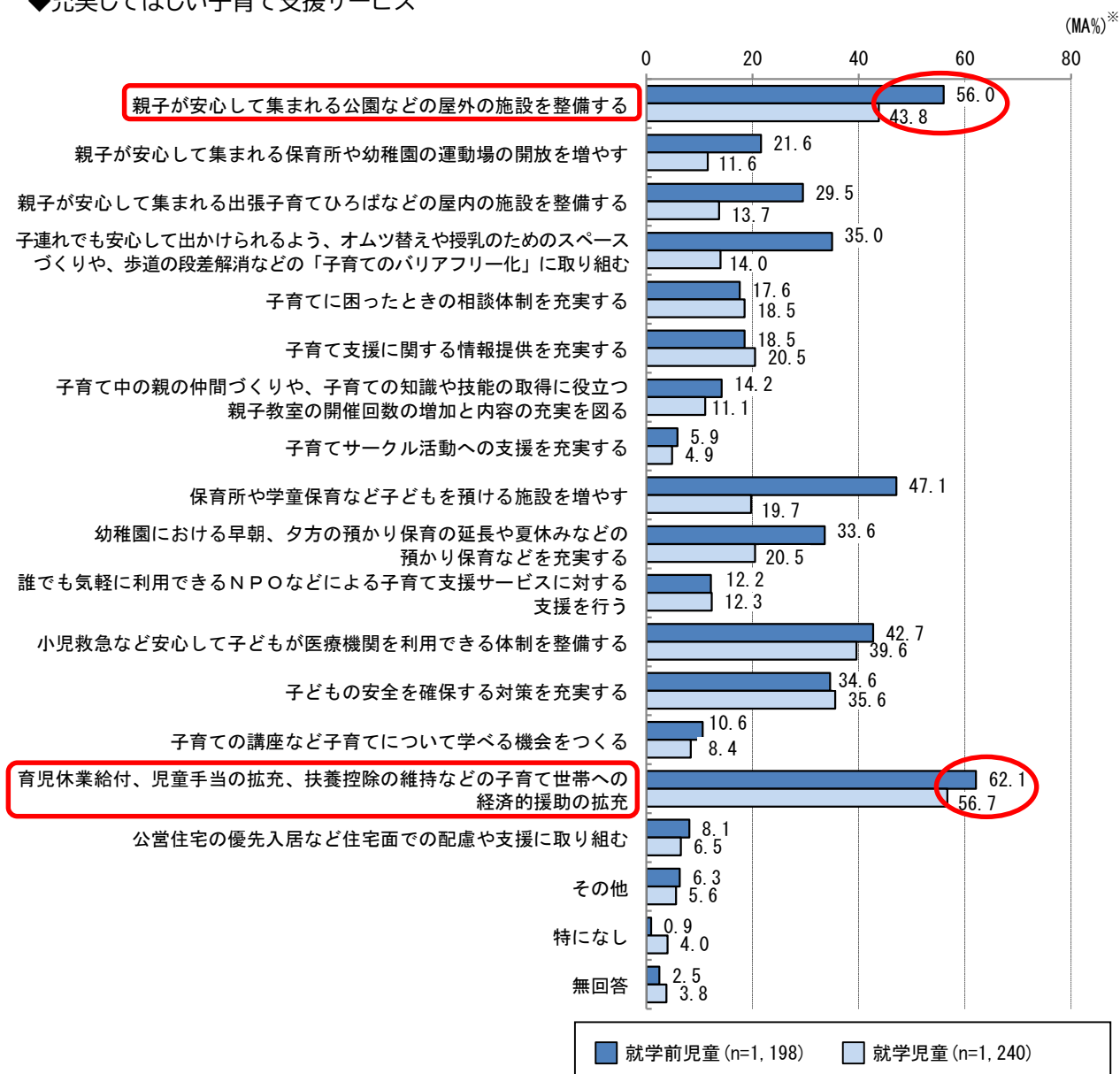
◆自分自身に関する悩み



7 充実してほしい子育て支援サービス

市に充実してほしい子育て支援サービスは、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が最も多く、次いで、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」となっています。

◆充実してほしい子育て支援サービス



※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

第3章 計画の基本理念と施策の基本方向

第1節 基本理念

子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして

子どもが、自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人として明るく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

子どもは、人と人との関わりの中で切磋琢磨することで、主体的に判断し行動する「生きる力」と、自分を認めながら他人も認め、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を身につけます。

学校教育の果たす役割の重要性はもちろんですが、子どもが生まれて初めて関わる社会である家庭における教育や、地域の人々とのふれあいが、子どもの成長に重要な役割を果たしています。家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、社会規範を守り、協働することが必要です。

また、結婚や出産は個人の価値観や自己決定権の問題ですが、社会的・経済的に支援が必要な家庭に対する積極的な支援体制の整備など、子育てに夢と希望を感じる地域社会づくりは重要な課題です。

子どもをめぐる社会状況の変化に伴い、明らかになった課題を解決するには、市民と市が、子どもは社会全体で育てるという共通認識の下、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。その際には、乳幼児期から青年期に至る子どもの生活の全ての領域にわたって、子どもに対する支援と保護者に対する支援の両面から取り組むことが求められています。

本市に生まれ育つ全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、本計画は、箕面市子ども条例の理念及び「第四次箕面市子どもプラン」の基本理念を受け継ぎます。

第2節 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するために、以下の4つの目標を掲げて、総合的に施策を推進していきます。

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
2. 子ども・若者が輝くまちづくり
3. 大人と子どもの協働によるまちづくり
4. 安心して子育てができるまちづくり

1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力が生かされ、個人が大切にされることで、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざします。

2. 子ども・若者が輝くまちづくり

子どもは、人と人とのふれあいを通して、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

自分らしく社会生活を送ることができるよう、子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることがなく、子ども・若者が主体的に輝けるまちづくりをめざします。

3. 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学びあい、ともに育つまちづくりをめざします。

4. 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・認定こども園・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、ライフステージを通じて安心して子育てができるまちづくりをめざします。

第3節 施策体系図

基本目標に基づき、以下の体系のとおり基本方向を整理し、それぞれの関連性を加味しながら、子ども、若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していきます。

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子ども・若者が輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

1 保育・教育サービスの量的・質的充実

- 1 就学前保育・教育サービスの提供
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供

2 家庭・地域における子育て環境の充実

- 1 家庭・地域における子育て支援
- 2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
- 3 子どもの健康づくり
- 4 発達上支援を必要とする子どもの支援
- 5 情報、相談体制の整備
- 6 子どもの人権に関する啓発
- 7 保育・幼児教育の質の向上
- 8 労働環境の整備
- 9 子どもの貧困対策

3 子どもの居場所・遊び場づくり

- 1 子どもの居場所、活動拠点の充実
- 2 子どもの自由な遊び場づくり

4 教育の充実と開かれた学校づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 地域に開かれた学校づくり
- 3 豊かな心の育成
- 4 人権教育の推進
- 5 思春期への健全育成支援

5 健全育成と自立支援

- 1 自立への支援
- 2 問題行動の予防と早期発見・早期対応
- 3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

6 子どもの文化的・社会的活動の支援

- 1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進
- 2 子どもの社会体験・活動の推進
- 3 青少年団体、青少年関係団体の活動支援
- 4 子どもの読書活動の推進

7 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

- 1 地域における生涯学習・交流の促進
- 2 地域福祉活動における多世代交流の促進

第4章 施策の展開

第1節 施策の基本方向と主な取組

全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、子どもの幸福を追求する権利を保障し、子ども文化と地域での子育てを支援できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

第1項 保育・教育サービスの量的・質的充実（子ども・子育て支援事業計画）

市町村は子ども・子育て支援法に基づき、「保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスの提供量」を子ども・子育て支援事業計画として定める必要があります。

国の指針では、校区等を参考に、就学前保育・教育サービス、子育て支援サービスの提供区域を設定することになっています。本市では、保育所や幼稚園に通所・通園区域がなく、施設整備に場所の制限を設けることは効率が悪いため、地域バランスは配慮しながらも市域を細かく分けず、一つの区域とすることでより効果的なサービス提供をめざします。

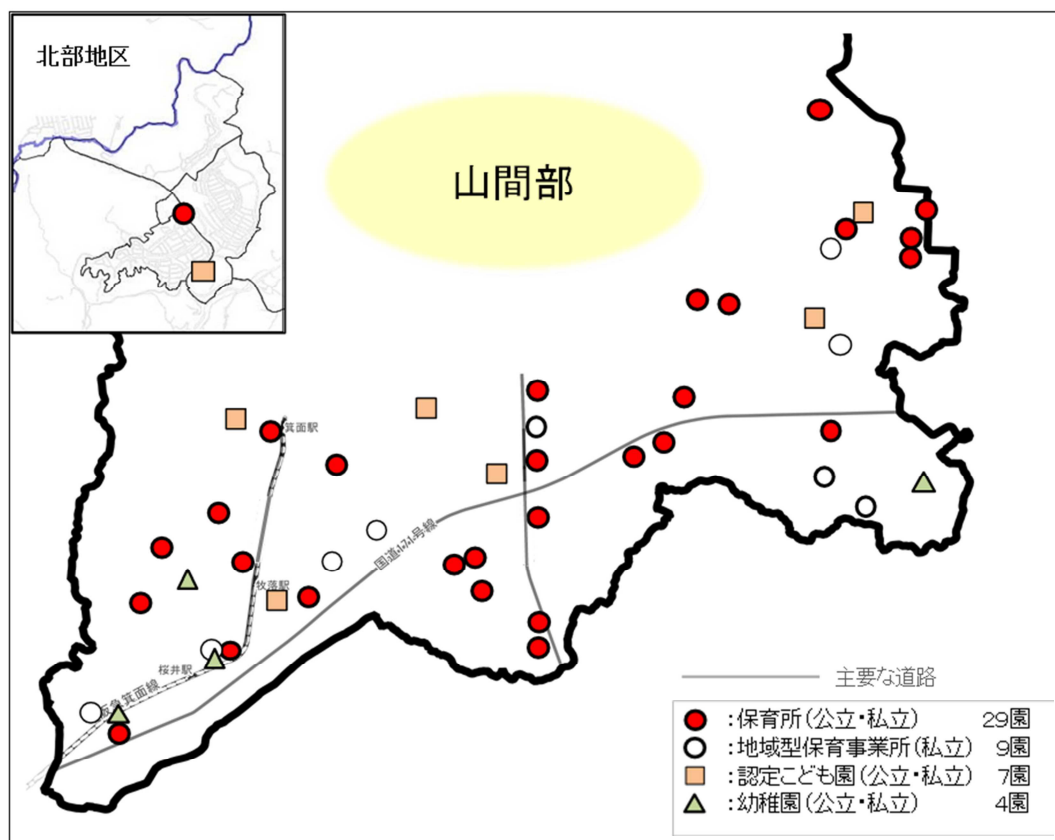
なお、北部地域は、市内の他の地域と離れているため、本来は地域単独で完結することが望ましいものの、交通事情等の問題があり、保育士等の確保が一際厳しく、新規施設の整備が極めて困難な状況にあります。

そのため、令和6年度に、箕面森町にある自治会館を使用して、森町保育送迎ステーションを開始しました。朝と夕方は保育送迎ステーション、日中は車で移動して公立保育所で保育を行っています。

北部地域外も含めた市内及び周辺他市町の就学前保育・教育施設、さらに森町保育送迎ステーションなど、さまざまな資源を活用して、サービス提供量の充実に図ります。

◆市内の就学前施設の分布図

令和7年(2025 年)3月現在



1 就学前保育・教育サービスの提供

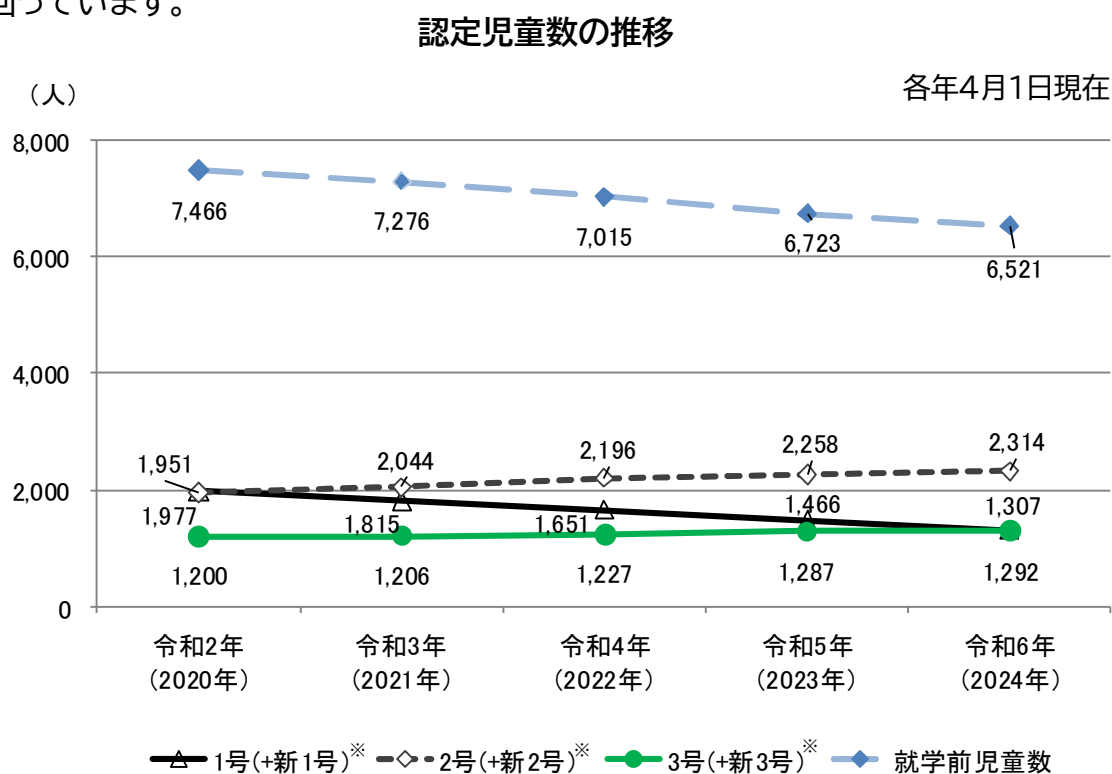
今後5年間の就学前保育・教育サービスの提供量を定めるにあたって、国の指針では、まず各年度当初の必要量を見込み、その見込量が既存のサービス量を上回る場合に、保育所や幼稚園などの施設の整備を計画することとなっています。

(1)本市のこれまでの状況

ア 保育・幼児教育を必要とする児童数の推移

就学前児童数は年々減少していますが、保育を必要とする(2号・3号認定※)児童数については、年々増加しており、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までで455人(14.4%)増加しています。

3～5歳児では、保育を必要とする(2号認定※)児童数の増加により、教育標準時間のみの幼児教育を必要とする(1号認定※)児童数が減少しており、令和2年度(2020年度)では1号認定が2号認定※を上回っていましたが、令和6年度(2024年度)には2号認定※が1,007人も上回っています。

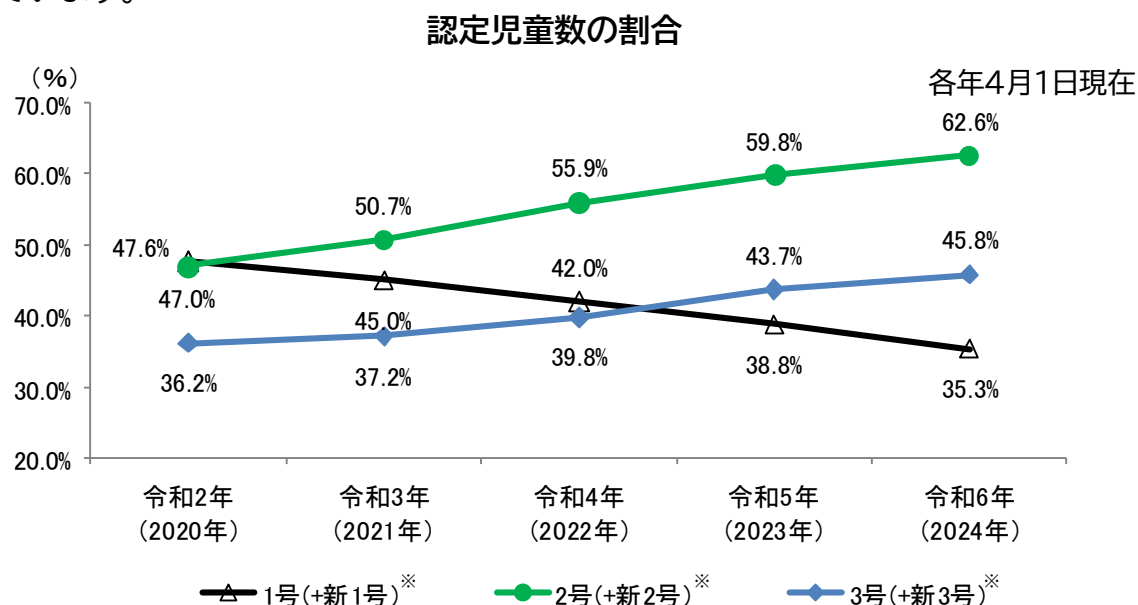


※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

イ 保育・幼児教育を必要とする児童の割合の推移

保育・幼児教育を必要とする児童が全体に占める割合を0～2歳児、3～5歳児に分けて比較すると、0～2歳の保育を必要とする(3号認定※)児童の割合は、平成27年度(2015年度)の子ども・子育て支援新制度開始年度に大幅に増加し、以降毎年度増加しています。

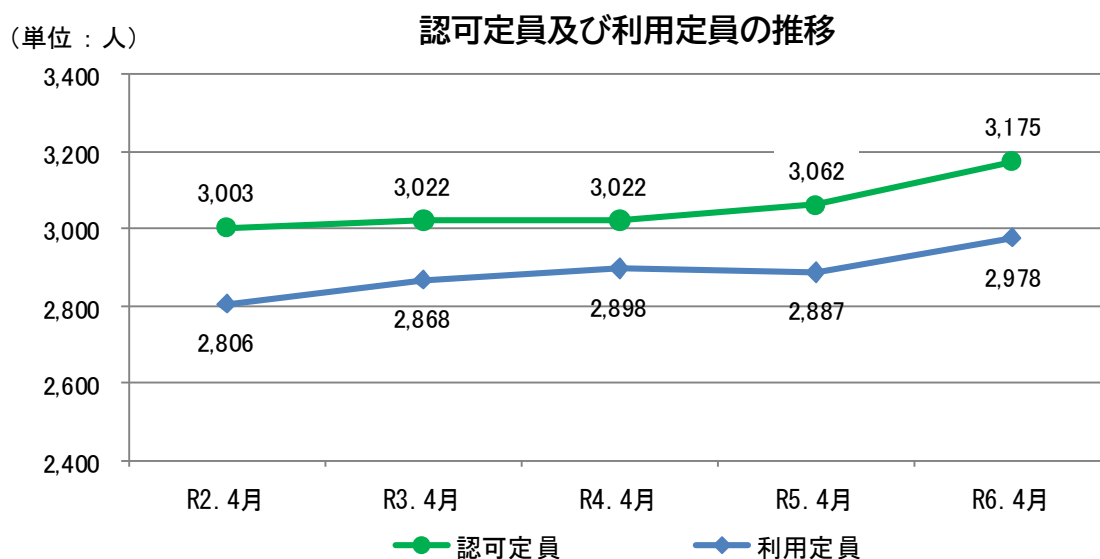
3～5歳児についても、保育を必要とする(2号認定※)児童の割合は、同様に毎年度増加しており、逆に、教育標準時間のみの幼児教育を必要とする(1号認定※)児童の割合は、毎年度減少しています。



ウ 保育施設の定員の推移

本市では、第四次箕面市子どもプランに基づく保育施設の整備等により、令和2年(2020年)4月から令和6年(2024年)4月までで保育施設の認可定員を合計172人分拡大しました(公立・民間合わせて44園3,175人分となりました)。

一方で、保育士不足により実際の利用定員が認可定員まで届かない施設があるため、令和6年(2024年)4月の利用定員は、2,978人分にとどまりました。



エ 保育施設の待機児童数の推移

本市では、保育ニーズが増加し続けており、第四次箕面市子どもプランに基づく保育施設の整備に加えて、待機児童解消に向けた保育士確保対策として、将来、市内保育施設で保育士として働く意志のある学生や市内民間保育施設に新たに就職する保育士を対象として補助金を交付する「保育士確保対策支援事業」を実施しています。

保育施設の新設だけでなく、既存保育施設の定員拡大を促進したことにより、令和元年度(2019年度)から4年連続で、保育施設の待機児童数がゼロとなっていました。令和5年度(2023年度)には、保育士不足により定員を減らした施設が増え、6人の待機児童が出ました。

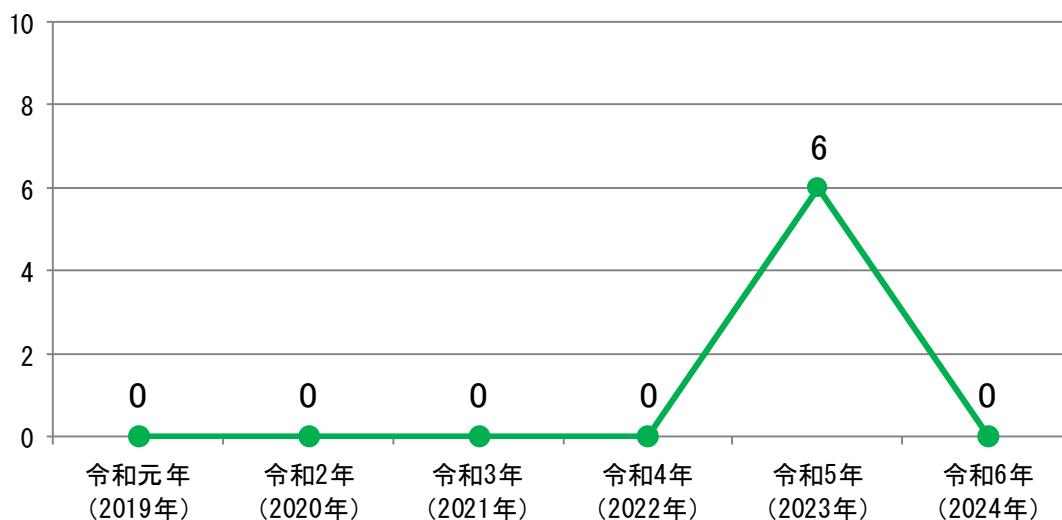
保育士確保対策を充実させるため、生活支援補助金の対象を市外在住者に拡大したことや、地理的な要因で保育士の確保が困難な森町地域に特化した対策として、森町地域の児童を公立保育所で預かるための保育送迎ステーションを設置したことなどにより、令和6年度(2024年度)には、再び待機児童数をゼロに戻しました。

さらに、令和6年度には、学生補助金の対象を市外在住者にも拡大した他、森町地域の民間保育施設に勤務する保育士に対する地域支援補助金や、新たに市内の民間保育施設に採用された保育士を対象とした就職支援補助金を創設するなど、保育士確保支援事業の拡充に取り組みました。

待機児童数の推移(再掲)

各年4月1日現在

(単位：人)

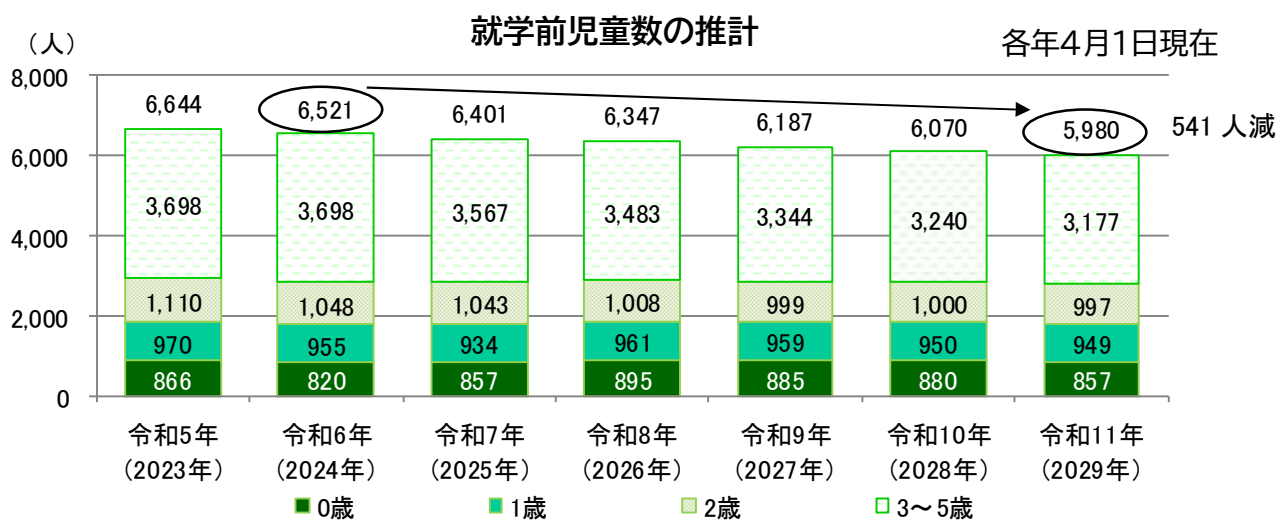


(2) 今後5年間ににおける就学前保育・教育サービス必要量の見込み

国の指針では、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の各年度当初に見込まれる就学前児童数に対し、アンケート調査結果から算出する利用意向率を乗じて、就学前保育・教育サービスの必要量を求めることとなっています。

ア 就学前児童数の推計

本市では、令和6年(2024年)3月の北大阪急行延伸線の開業に伴い、子育て世帯が駅周辺の新設マンションに入居する見通しであるため、0～2歳児の人口が増加に転じる年もありますが、市全体としては、全国の人口動向と同様に減少傾向であり、令和6年から令和11年までの5年間で就学前児童数が541人減少の見込みです。



イ アンケート調査結果による利用意向率

国の指針では、就学前保育・教育サービス必要量を求めるに当たって、就学前保育・教育サービスの利用を希望する子どもを6つの区分に分けることとなっています。

アンケート調査結果から、就学前保育・教育サービスを利用したい保護者の割合(利用意向率)を区分ごとに導き出した結果は、以下のとおりとなります。

区分	利用意向率
①保育を必要とする0歳児	65.3%
②保育を必要とする1歳児	62.6%
③保育を必要とする2歳児	52.6%
④保育のみを必要とする3～5歳児	50.6%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳児	11.7%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳児	28.8%

31 ページに記載している第2章第6節「子育て支援に関する意識と実態」第2項「調査結果概要」「3 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況」を①～⑥の区分に合わせ、「認可保育所」→年齢ごとに①～④、「幼稚園」→⑥、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」→就労状況に応じ⑤⑥と、回答ごとに計算しました。

ウ 利用意向率の推計

国の指針では、今後5年間の就学前保育・教育サービス必要量を求めるに当たって、アンケート調査結果を用いることとされていますが、令和6年(2024年)3月に実施した調査の結果と、直近である令和6年度(2024年度)の利用申込の状況などから導き出される利用意向率とに乖離が見られました。

区分	アンケート調査結果	R6申込状況	差
①保育を必要とする0歳	65.3%	20.1%	△45.2%
②保育を必要とする1歳	62.6%	54.6%	△8.0%
③保育を必要とする2歳	52.6%	57.8%	5.2%
④保育のみを必要とする3～5歳	50.6%	45.6%	△5.0%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	11.7%	16.9%	5.2%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	28.8%	35.3%	6.5%

利用意向率は、42ページにあるとおり保育を必要とする割合(2号、3号認定)が増加傾向にあるものの、一定の利用意向率で伸びが落ち着くと想定し、令和11年度(2029年度)に向けて、以下のとおり補正します。

①保育を必要とする0歳(3号認定※)

アンケート調査結果が令和6年度(2024年度)の申込状況と大きく乖離しているが、育児休業取得率が8割台で推移している影響によるものと考え、現状(令和6年度申込状況より少し高めに設定)が一定期間続くと想定

②保育を必要とする1歳(3号認定※)

令和7年度(2025年度)から育児休業給付が厳格化されることから、現在よりも利用意向率が増加すると考えられるが、2歳までの育児休業取得を希望する人も一定数いるため、利用意向率がアンケート調査結果の62.6%を超えることはないの見込み、令和6年度申込状況から63%程度まで、ゆるやかに上昇すると想定

③保育を必要とする2歳(3号認定※)

令和6年度までの申込状況から、アンケート調査結果ほど利用意向率が下がるとは考えにくい、満3歳児から幼稚園や認定こども園の利用を希望する人も一定数いるため、1歳と同様に、令和6年度申込状況から63%程度までゆるやかに上昇し、令和8年度(2026年度)以降は同水準が一定期間続くと想定

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

④保育のみを必要とする3～5歳(2号認定※)

令和6年度申込状況から急激にアンケート調査結果ほど利用意向率が上がるとは考えにくい
ため、利用意向率がアンケート調査結果の50.6%を超えることはない
と見込み、徐々に利用意向率が上昇し、令和10年度(2028年度)以降は
同水準が一定期間続くと想定

⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳(新2号認定※)

④の伸びや令和6年度までの申込状況から、アンケート調査結果ほど
利用意向率が低くなるとは考えにくい
ため、令和6年度申込状況からゆるやかに上昇すると想定

⑥幼児教育のみを希望する3～5歳(1号認定※)

令和6年度申込状況からアンケート調査結果に向け徐々に利用意向率
が下がると想定



今後5年間における利用意向率(補正後)

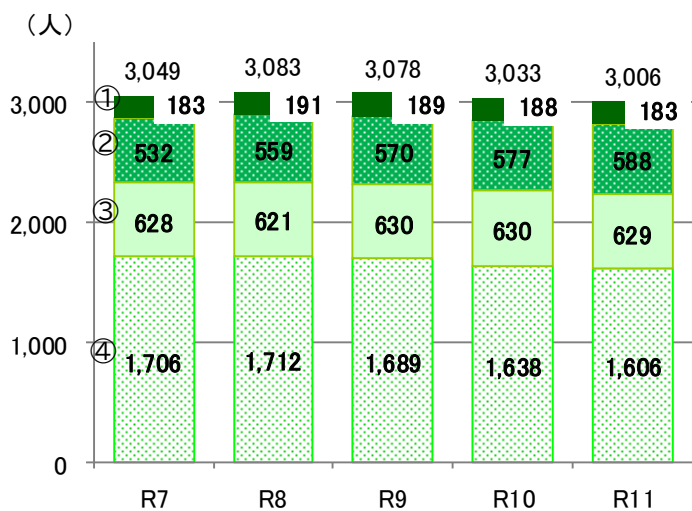
区分	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%
②保育を必要とする1歳	56.9%	58.2%	59.4%	60.7%	61.9%
③保育を必要とする2歳	60.2%	61.6%	63.0%	63.0%	63.0%
④保育のみを必要とする3～5歳	47.8%	49.2%	50.5%	50.6%	50.6%
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	17.5%	18.1%	18.6%	19.2%	19.8%
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	33.8%	32.3%	30.7%	29.2%	28.8%

エ 今後5年間のサービス必要量の推計

「ア 就学前児童数の推計」で推計した就学前児童数に「ウ 利用意向率の推計」で推計した補正後の利用意向率を乗じて、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの就学前保育・教育サービス必要量を求めたところ、以下のとおりとなりました。

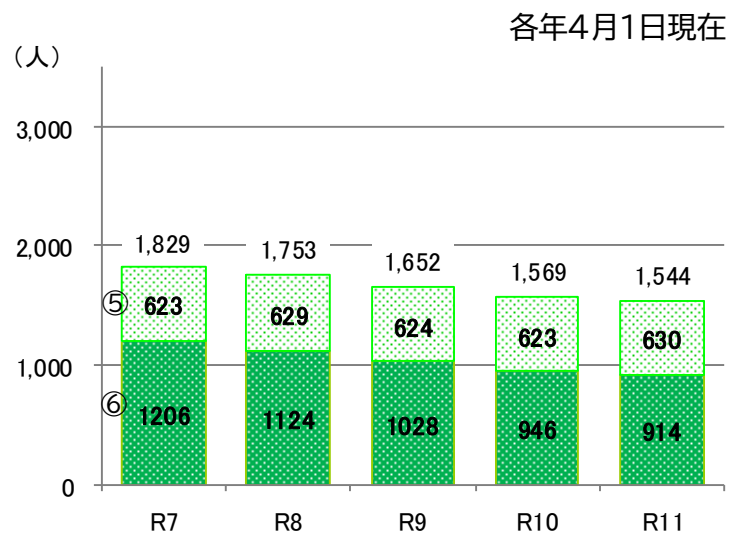
区分	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	183	191	189	188	183
②保育を必要とする1歳	532	559	570	577	588
③保育を必要とする2歳	628	621	630	630	629
④保育のみを必要とする3～5歳	1,706	1,712	1,689	1,638	1,606
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	623	629	624	623	630
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	1,206	1,124	1,028	946	914

保育サービス必要量



- ①保育を必要とする0歳児
- ②保育を必要とする1歳児
- ③保育を必要とする2歳児
- ④保育のみを必要とする3～5歳児

幼児教育サービス必要量



- ⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳児
- ⑥幼児教育のみを希望する3～5歳児

(3) 今後5年間のサービス必要量に対する確保方策

ア 第四次箕面市子どもプランに基づく保育定員の拡大

令和2年(2020年)に策定した第四次箕面市子どもプランにおける今後5年間の新たな施設整備計画では、令和6年度までの可能な限り早期に、保育施設の整備及び既存施設の定員増により441人分の保育定員の拡大を進めることとしました。

しかし、コロナ禍の影響もあり、出生率の低下や育児休業の延長などにより、保育ニーズの見極めが困難となり、保育施設の整備は慎重に進めました。一方で、保育士確保対策は、補助金の種類を増やし、対象者を拡大しました。

その結果、令和6年度(2024年度)までに、保育施設の新設や増築等により増加した定員は、212人分となりました。しかし、既存施設では、定員を増やした施設もあるものの、全国的な保育士不足により、施設定員まで子どもを受け入れていない保育施設が多くあることから、約100人分の増加に留まりました。

イ 今後5年間のサービス提供量の見込み

既存施設及び整備予定が決まっている施設(小規模保育事業所から認可保育所への移行、認定こども園や事業所内保育施設の新設など)による今後5年間のサービス区分ごとの提供量の見込みは、以下のとおりとなります。認定こども園や私立幼稚園は、他市の施設へ通う子どももいるため、実績に基づき他市の施設分も含めて計算しています。

各年4月1日現在

(単位:人)

区分	保育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	172	172	172	172	172
②保育を必要とする1歳	531	531	531	531	531
③保育を必要とする2歳	609	609	609	609	609
④保育のみを必要とする3～5歳	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
保育を必要とする0～5歳	3,090	3,180	3,180	3,180	3,180

区分	幼児教育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	824	675	675	675	675
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	1,772	1,556	1,556	1,556	1,556
幼児教育を希望する3～5歳	2,596	2,231	2,231	2,231	2,231

ウ 今後5年間のサービス提供量の過不足(量)

(2)エで求めた今後5年間のサービス必要量に対し、(3)イのサービス提供量では、下表のとおり保育サービスにおいて不足が生じることとなります。また、就学前児童数の推計で見込んでいるマンション新設による転入増の時期などが変わることもあり得るため、さらに体制を整える必要があります。

なお、幼児教育においては、余裕が出る見込みです。

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	保育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	▲11	▲19	▲17	▲16	▲11
②保育を必要とする1歳	▲1	▲28	▲39	▲46	▲57
③保育を必要とする2歳	▲19	▲12	▲21	▲21	▲20
④保育のみを必要とする3～5歳	72	156	179	230	262
保育を必要とする0～5歳	41	97	102	147	174

区分	幼児教育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
⑤保育及び幼児教育を希望する3～5歳	201	46	51	52	45
⑥幼児教育のみを希望する3～5歳	566	432	528	610	642
幼児教育を希望する3～5歳	767	478	579	662	687

エ サービス提供量の確保方策

安定した保育(2号・3号認定※)サービス提供量を確保するためには、施設定員や過去の受け入れ人数に達していない既存施設の定員を満たす保育士確保を最優先とし、引き続き保育士確保策の強化に努めます。ただし、転入増などの状況によっては、保育施設の整備や増設が必要となることも見込まれるため、就学前児童数と利用意向率の推移を常に注視し、必要に応じた対応を行います。

一方で、幼児教育(1号認定※)サービス必要量は今後減少する見込みのため、認定こども園及び幼稚園では、保育(2号認定※)又は保育及び幼児教育(新2号認定※)の定員を増やす、一時保育や乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施するといった形で、多様なニーズに応えられる環境の整備を行う必要があります。

保育士確保が進み、令和7年度(2025年度)に既存施設で一定の定員増となった場合の保育サービス提供量は次表のとおりとなり、計画期間中のサービス必要量を全て満たします。

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

各年4月1日現在
(単位:人)

区分	保育士確保後の保育サービス提供量				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	195	202	202	202	202
②保育を必要とする1歳	547	592	592	592	592
③保育を必要とする2歳	655	664	664	664	664
④保育のみを必要とする3～5歳	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
保育を必要とする0～5歳	3,175	3,326	3,326	3,326	3,326

区分	保育士確保後の保育サービスの過不足(量)				
	R7	R8	R9	R10	R11
①保育を必要とする0歳	12	11	13	14	19
②保育を必要とする1歳	15	33	22	15	4
③保育を必要とする2歳	27	43	34	34	35
④保育のみを必要とする3～5歳	72	156	179	230	262
保育を必要とする0～5歳	126	243	248	293	320

〔（まとめ）各区分における必要量び提供量〕

（１）保育を必要とする０～２歳：３号認定※

【基本情報】

- ・満３歳未満で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定（３号認定※）
→利用先：保育所、認定こども園、地域型保育事業※

【必要量（量の見込み）及び提供量（確保方策）】

各年４月１日現在
（単位：人）

０歳（３号認定※）		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量（量の見込み）		165	183	191	189	188	183
確保方策	保育所	139	147	147	147	147	147
	認定こども園	10	30	36	36	36	36
	地域型保育事業※	20	18	19	19	19	19
	② 合計	169	195	202	202	202	202
差引（②－①）		4	12	11	13	14	19

１歳（３号認定※）		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量（量の見込み）		521	532	559	570	577	588
確保方策	保育所	431	416	445	445	445	445
	認定こども園	37	77	89	89	89	89
	地域型保育事業※	65	54	58	58	58	58
	② 合計	533	547	592	592	592	592
差引（②－①）		12	15	33	22	15	4

２歳（３号認定※）		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量（量の見込み）		606	628	621	630	630	629
確保方策	保育所	485	482	484	484	484	484
	認定こども園	60	105	111	111	111	111
	地域型保育事業※	66	68	69	69	69	69
	② 合計	611	655	664	664	664	664
差引（②－①）		5	27	43	34	34	35

※参考資料「１．用語解説」（p.112）を参照

(2) 保育を必要とする3～5歳：2号認定※（保育・教育）

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要とする子ども
- ・保育所等の保育を希望する場合に受ける認定(2号認定・新2号認定※)
- 利用先:保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

3～5歳 (2号認定※:保育)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		1,688	1,706	1,712	1,689	1,638	1,606
確保 方策	保育所・認定こども園	1,757	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
	② 合計	1,757	1,778	1,868	1,868	1,868	1,868
差引(②-①)		69	72	156	179	230	262

3～5歳 (新2号認定※:教育)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		624	623	629	624	623	630
確保 方策	認定こども園	325	329	333	333	333	333
	私立幼稚園	401	401	248	248	248	248
	認可外保育施設	94	94	94	94	94	94
	② 合計	820	824	675	675	675	675
差引(②-①)		196	201	46	51	52	45

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

(3) 幼児教育のみを希望する3～5歳：1号認定※

【基本情報】

- ・満3歳以上で保育を必要としない子ども
- ・幼児教育を希望する場合に受ける認定(1号認定※)
→利用先:認定こども園、幼稚園

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

3～5歳(1号認定※)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		1,307	1,206	1,124	1,028	946	914
確保方策	認定こども園	1,160	1,175	1,186	1,186	1,186	1,186
	幼稚園	597	597	370	370	370	370
	② 合計	1,757	1,772	1,556	1,556	1,556	1,556
差引(②-①)		450	566	432	528	610	642

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て家庭等を対象に市町村が実施する事業です。

- (1) 時間外保育事業(保育所等の延長保育)
- (2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (4) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- (5) 一時預かり事業
- (6) 病児保育事業
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 親子関係形成支援事業 (令和7年度から実施)
- (13) 児童育成支援拠点事業 (令和7年度から実施)
- (14) 妊婦等包括相談支援事業 (令和7年度から実施)
- (15) 産後ケア事業 (令和7年度から実施)
- (16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (令和8年度から実施)
- (17) 妊婦健康診査
- (18) 利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)
- (19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (20) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業は、児童数の推計及びアンケート調査結果、そして令和6年度(2024年度)の状況に基づき、各事業の必要量(量の見込み)を算出し、提供量(確保方策)を示しています。

(1) 時間外保育事業（保育所等の延長保育）



【基本情報】

・保育を必要とする子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在

(単位:人)

時間外保育事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		1,901	1,906	1,929	1,917	1,906	1,888
確保方策	保育所	1,540	1,544	1,563	1,553	1,544	1,529
	認定こども園	228	229	231	230	229	227
	地域型保育事業※	133	133	135	134	133	132
	② 合計	1,901	1,906	1,929	1,917	1,906	1,888
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0	0

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率(18時以降の保育を希望する割合)を算出

- 家庭類型:(a)ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【基本情報】

- ・保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
- ・対象児童は、小学6年生まで

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

各年4月1日現在
(単位:人)

放課後児童健全育成事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量 (量の見込み)	1年	582	717	719	722	712	698
	2年	544	524	642	644	646	637
	3年	407	440	426	520	521	523
	4年	240	264	285	275	337	337
	5年	149	132	143	155	147	181
	6年	45	73	63	67	75	71
	合計	1,967	2,150	2,278	2,383	2,438	2,447
②確保方策	学童保育	1,997	2,157	2,317	2,397	2,477	2,477
過不足(量)(②-①)		30	7	39	14	39	30

※学童保育の定員児童数で設定しています。

施設整備方針

学童保育は、年間の利用児童数の推移を見ると、前年度の春季休業から引き続いて利用する子どもに加えて、新入生が入る年度当初が最も多く、年度末に向けて減少します(夏季休業中は少し増加します)。そのため、年度当初に全ての利用希望者が利用できるように、学童保育室を整備します。

確保方策

各小学校区の利用状況に応じて対応します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①令和6年(2024年)4月1日の学童保育利用児童の実績

(単位:人)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
582	544	407	240	149	45	1,967

②保育を必要とする5歳児と幼児教育及び保育を希望する5歳児の合計人数の推計 (令和6年度は実績)

(単位:人)

R6	R7	R8	R9	R10	R11
817	816	820	810	792	783

③保育のみを必要とする5歳児と保育及び幼児教育を希望する5歳児が就学時に学童保育を利用する割合(最近3年間の利用率平均 87.0%)を②に乗じて、各翌年度の1年生の学童利用児童数とする

④学童保育を利用している児童が翌年度も学童保育を利用する割合(最近3年間の継続率平均1年生 88.5%、2年生 80.9%、3年生 63.7%、4年生 54.9%、5年生 42.8%)を①に乗じて、各翌年度の2年生から6年生の学童利用児童数とする

⑤ ③④で算出した学童保育利用児童数を合計

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

困 親

【基本情報】

・保護者の疾病等の理由により、家庭での養育(子育て)が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て短期支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		29	29	29	28	28
②確保方策	30	29	29	29	28	28
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

確保方策

現在、契約している府内5施設と引き続き契約を継続し、ニーズに対応可能な受け入れ体制を確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～5歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率(子育て短期支援事業の利用を希望する割合)を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）



【基本情報】

・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

地域子育て支援拠点事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)			14,490	14,490	14,626	14,466	14,313
②確保方策	地域子育て支援拠点	14,490	14,490	14,490	14,626	14,466	14,313
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0

確保方策

地域子育て支援センターの運営と、地域子育て支援センターがない地域については子育て支援センターから公共施設等へ出向き、出張子育てひろばを開催することにより確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～2歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	2,823	2,834	2,864	2,843	2,830	2,803

②アンケート調査結果から、全家庭累計の利用意向率(地域子育て支援拠点事業の利用を希望する割合)を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(5) 一時預かり事業



【基本情報】

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

一時預かり事業 (幼稚園型)		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)			71,827	71,385	69,764	68,680	68,935
確保 方策	1号認定※等	15,820	14,598	13,605	12,443	11,451	11,063
	新2号認定※	57,321	57,229	57,780	57,321	57,229	57,872
	② 合計	73,141	71,827	71,385	69,764	68,680	68,935
過不足(量)(②-①)			0	0	0	0	0

※一時預かり事業(幼稚園型)は在籍園児が対象であることから、必要量を上回る提供が可能のため、確保方策と同数とします。

(単位:人日)

一時預かり事業 上記以外(在宅)利用		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		8,411	8,250	8,316	8,248	8,409	8,595
確保 方策	保育所	5,719	5,793	5,793	5,793	5,793	5,793
	認定こども園	350	1,233	1,233	1,233	1,233	1,233
	地域型保育事業※	265	265	265	265	265	265
	ファミリー・サポート (就学前)	720	720	720	720	720	720
	ちょこっと保育	699	699	699	699	699	699
	② 合計	7,753	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710
過不足(量)(②-①)		▲658	460	394	462	301	115

※保育所利用児童が今後も増加見込みであり、在宅保育児童は減少見込みであるものの、アンケート調査結果として高い利用意向があるため、実態をもとに緊急要件や就労以外の私的要件の増加を見込んで必要量を算出しています。

確保方策

- ・保育施設では、保育所から認定こども園への移行及び保育所での新規実施予定があるため、令和8年度に内訳を変更しています。令和8年度以降は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)と調整しながら、保育士確保状況に応じて定員を確保します。
- ・市内2か所の一時保育事業所において引き続き実施することにより確保します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業では引き続き援助会員の増加に取り組めます。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

- ①幼稚園型については、1号認定※等(1号認定※のうち、新2号認定※を受けていない児童及び新1号認定※を受けた児童)と新2号認定※を推計
それ以外(在宅)については、0～5歳児の今後5年間の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定※等	1,307	1,206	1,124	1,028	946	914
新2号認定※	624	623	629	624	623	630
0～5歳	6,521	6,401	6,347	6,187	6,070	5,980

- ②アンケート調査結果から、利用意向率(一時預かり事業の利用を希望する割合)を算出
- ③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(6) 病児保育事業



【基本情報】

・入院が必要でなく、重度でない病気または病気回復期の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

病児保育事業		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		951	1,350	1,931	2,559	2,949	3,207
確保方策	病児保育	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176
	病後児保育	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	② 合計	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616	3,616
過不足(量)(②-①)		2,665	2,266	1,685	1,057	667	409

確保方策

子どもの病気によって一度に受け入れられる人数が変動することから、定員に余裕を持たせた提供量としていますが、利用実績が増えていることから、今後の利用状況と提供量のバランスを注視し、状況によっては新規施設の整備を検討します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の保育を必要とする0～5歳児の児童数を推計 (単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳	3,604	3,672	3,712	3,702	3,656	3,668

②アンケート調査結果から、家庭類型ごとの利用意向率(子どもが病気等になった際の保育を希望する割合)を算出

家庭類型:(a)ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 (b)フルタイム・フルタイム共働き家庭
 (c)フルタイム・パートタイム共働き家庭
 (d)パートタイム・パートタイム共働き家庭

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

⑤ ⑥

【基本情報】

・生後57日目から小学6年生までの子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望するかたと当該援助を行うことを希望するかたとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て援助活動支援事業			R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)				1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
②確保 方策	ファミリー・ サポート	就学前	720	720	720	720	720	720
		就学後	834	834	834	834	834	834
過不足(量)(②－①)				0	0	0	0	0

確保方策

引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて、援助会員の増加に取り組みながら、事業実施することにより確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～11歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～11歳	15,472	15,124	14,760	14,404	14,036	13,684

②アンケート調査結果から、全家庭類型の利用意向率(ファミリー・サポート・センターの利用を希望する割合)を算出

③過去5年の利用実績と②で算出した利用意向率に乖離があることから、実態を踏まえて必要量を算出

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

⑤ ⑥

【基本情報】

・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（新生児訪問と一体的に実施）

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

乳児家庭全戸訪問事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量	820	857	895	885	880	857
②こんにちは赤ちゃん訪問	820	857	895	885	880	857
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0
※原則、全戸訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数の訪問としています。						

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0歳児の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

②原則、全戸訪問のため、児童数と同数とする

(9) 養育支援訪問事業

【基本情報】

・養育(子育て)への支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

養育支援訪問事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量	30	30	30	30	30	30
②養育支援訪問事業	30	30	30	30	30	30
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0
※原則、対象となる家庭は訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数の訪問としています。						

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①過去5年間の訪問実績を踏まえ算出

(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業



【基本情報】

・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策協議会)機能を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応につなげるため、要保護児童対策協議会の調整機関職員や、ネットワークを構成する関係機関等の専門性の強化及び地域ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業

箕面市要保護児童対策協議会にて、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会等を実施しています。

- ①代表者会議…各関係機関の代表で組織され、要保護対策のシステム等、包括的な事項について確認や話し合いを行っています。
- ②実務者会議…各機関の代表者で構成される3つの部会を設置しています。児童虐待部会では、虐待事例の進行管理を行い、より客観的な視点でリスクの判断を行うため、第三者の委員として警察署、弁護士、学識経験者を配置しています。非行・問題行動部会、障害部会では、各部会で把握する児童から、虐待事例を児童虐待部会に報告する役割を担っています。
- ③個別事例検討会…各事例に直接関わる実務担当者が参加し、事例に関する現状確認と、具体的な支援内容や役割を検討するために開催します。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

若 困 親

【基本情報】

・家事・子育て等に不安や負担を抱える家庭等に対し、訪問支援員を派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

子育て世帯訪問支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	144	144	168	188	209	227
②確保方策	144	144	168	188	209	227
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、対象となる家庭は訪問を行いますので、必要量(量の見込み)と同数としています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～17歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～17歳	24,738	24,697	24,647	24,270	23,928	23,433

②現在相談対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数を算出し、今後5年間で利用が望ましい家庭が微増することを想定して対象世帯数を推計

③本事業の利用上限は月8日間で原則3か月間の利用であるため、平均利用日数はそれらを乗じた24日間とする。

④①に②を乗じて、令和6年(2024年)4月現在の児童数で割り、③を乗じることで算出

(12) 親子関係形成支援事業（令和7年度から実施）

【基本情報】

・児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等の場を提供することにより、親子間における良好な関係の形成を支援するとともに、同じ不安を抱える保護者同士のつながりの構築を図る事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

親子関係形成支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)	12	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12	12
過不足(量)(②-①)	0	0	0	0	0	0

※原則、対象となる世帯に実施しますので、必要量(量の見込み)と同数としています。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の0～17歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～17歳	24,738	24,697	24,647	24,270	23,928	23,433

②相談支援員が対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の割合を乗じて算出

(13) 児童育成支援拠点事業（令和7年度から実施）

若 困 親

【基本情報】

・養育環境への支援が必要な児童について、放課後や長期休暇中に生活や学習へのサポートが受けられる居場所を提供し、必要に応じて当該児童の保護者に対し、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人)

児童育成支援拠点事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量(量の見込み)		52	52	52	51	50
②確保方策		52	52	52	51	50
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①今後5年間の6～17歳の児童数を推計

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
6～17歳	18,217	18,296	18,300	18,083	17,858	17,453

②相談支援員等の対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の割合を乗じて算出

(14) 妊婦等包括相談支援事業（令和7年度から実施）

② ③ ④

【基本情報】

・妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業（伴走型相談支援）

【必要量（量の見込み）及び提供量（確保方策）】

（単位：回）

妊婦等包括相談支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量		2,571	2,685	2,655	2,640	2,571
②確保方策 （こども家庭センター）		2,571	2,685	2,655	2,640	2,571
過不足（量）（②-①）		0	0	0	0	0
※1組当たり3回面談を実施（妊娠届出時、妊娠8か月時アンケート、新生児産婦訪問等に各1回実施）						

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①今後5年間の0歳児の児童数を推計

（単位：人）

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

②0歳児の児童数を妊娠届出数とみなし、3（1組当たり面談回数3回を想定）を乗じて算出

(15) 産後ケア事業（令和7年度から実施）

【基本情報】

・退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

産後ケア事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要量		492	514	508	506	492
②確保方策(延べ人数)		492	514	508	506	492
過不足(量)(②-①)		0	0	0	0	0
※出産後1歳頃までの産婦と乳児に対して、宿泊型、日帰り型、訪問型の3形態により実施						

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①以下の計算式で必要量を算出

$$\text{必要量} = A: \text{推計産婦数(人)} \times \frac{C: \text{利用見込み産婦数(人)}}{B: \text{全産婦数(人)}} \times D: \text{平均利用日数(日)}$$

A 推計産婦数…今後5年間の0歳児の児童数を推計し、産婦数とみなす

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

B 全産婦数…令和6年度の0歳児の児童数を令和6年度の産婦数とみなす

C 利用見込み産婦数…令和6年度の産後ケア利用実人数の見込み

D 平均利用日数…令和6年度の1人当たりの利用日数の見込み

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和8年度から実施）

困 親

【基本情報】

- ・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業※等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童が、月10時間以上の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園事業（令和8年度から国の給付制度となる）
- ※令和8・9年度は経過措置期間のため、月3時間とする

【必要量（量の見込み）及び提供量（確保方策）】

（単位：人日）

乳児等通園支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要定員数			20	20	64	62
②確保方策			149	149	149	149
過不足（量）（②-①）			129	129	85	87

確保方策

- ・一時預かり事業や私立幼稚園で実施しているプレ保育等と調整しながら、保育士確保状況や待機児童の状況に応じて定員を確保します。

【必要量（量の見込み）の算出方法】

①1か月あたりの必要受入時間数を、以下のとおり算出

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
必要受入時間数			3,498	3,437	11,285	11,058

②国の示す指針に基づき、1か月当たり必要受入時間数を定員1人1か月当たりの受入可能時間数（8時間/日×22日/月）で除して、年齢ごとに算出

(17) 妊婦健康診査

若 困 親

【基本情報】

- ・妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業
- ・健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適した時期に、必要に応じた医学的検査を実施

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:回)

妊婦健診	R6	R7	R8	R9	R10	R11
助成対象者数	820	857	895	885	880	857
助成回数(延べ回数)	9,184	9,598	10,024	9,912	9,856	9,598

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①以下の計算式で対象人数を算出

助成回数 = A:今後5年間の妊婦数×受診券配布数 14 枚×B:利用実績割合 0.8

A 妊婦数…今後5年間の0歳児の児童数を推計し、妊婦数とみなす

(単位:人)

年齢	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	820	857	895	885	880	857

B 利用実績割合…令和2～5年度の各年度における助成回数実績÷(各年度出生数×受診券配布数14枚)の平均

（１８）利用者支援事業（子育て関連情報の提供・相談窓口）

（若）（困）（親）

【基本情報】

・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

（単位：か所）

利用者支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施施設数(基本型)	—	—	1	1	1	1
地域子育て相談機関	—	—	1	1	1	1
実施施設数(特定型)	1	1	1	1	1	1
実施施設数 (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1	1

（１９）実費徴収に係る補足給付を行う事業

（困）（親）

【基本情報】

・世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費(副食材料費)、物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業

本市では、低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定※保護者に対する副食材料費に要する費用を補助しています。物品購入や行事参加費用に対する助成は、保護者負担に対する助成として0～2歳児の保育料の軽減(保育所等の保育料自体を国の基準より下げる措置)により実施していますので予定していません。

（２０）多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

【基本情報】

・多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園が受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業

本市では、事業主体を限定せずに、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対する補助事業を従前から実施しており、国の基準により本事業の対象となる子どもも、加配が必要な場合は補助対象としています。

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

第2項 家庭・地域における子育て環境の充実

保護者の就労や養育状況など子育ての環境に十分配慮し、子どもたちが、乳児期の愛着形成を基盤とし、他者との関わりを通じて自己肯定感をもって成長できるよう体制を整えていくことが重要です。

特に保護者が悩むことの多い家庭教育では、社会からの支援が必要です。近年、核家族化の進展や家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、祖父母や親戚など知り合いの人から助言や支援を受けることが難しくなっていること、また、孤立感を感じる子育て家庭が増えていることから、子育てを身近な地域で支援していくことが重要となっています。子育て家庭が、孤立感や子育てに関する不安、経済的な不安、仕事との両立に悩むことがないように、妊娠初期から出産、子育て期にかけての切れ目ない支援、仲間づくり、子育てに関する情報提供、相談支援を充実させることが必要です。

子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないように、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校、家庭、地域の協働による、地域社会で子どもを育てるコミュニティづくりを進めていきます。

また、発達上支援を必要とする子どもに対しては、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を子どもの成長段階で途切れることなく実施していきます。

1 家庭・地域における子育て支援

家庭教育に対する支援である「親子の絆作りプログラム」等は、親としての意識啓発だけでなく保護者のつながりづくりの場としての機能も果たしていることから、参加を促進するための周知方法を工夫し、関係機関との連携による開催を進めます。

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、伴走型支援である「妊婦等包括支援事業」や「こんにちは赤ちゃん訪問」等、妊娠期から子育て家庭と継続的に関わる事業の充実に取り組みます。また、身近な場所で育児不安を解消するため、地域子育て支援センターでは、“待つ支援”に加え“出向く”支援にも力を入れ、「子育て支援の場の整備」「子育てサロンの開催の支援」「子育てサークル活動の場の提供・活動支援」等により、地域における子育て支援を行います。中でも、子育ての仲間づくりは、親の精神的な安定を図る効果とともに、家庭と子育てに関する情報やサービスとをつなげる役割も期待できることから、積極的に実施していきます。

（若） 子ども・若者計画に関する取組

（困） こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

（親） ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
見守りおむつ定期便事業 （困）（親）	子ども未来創造局子どもすこやか室	子育て家庭への経済的支援、子育て中の不安解消、孤立・虐待の防止や早期発見を目的に、0歳児のいる家庭に対し、見守り活動とともにおむつ等の子育て用品を支給する「見守りおむつ定期便事業」を実施します。
産前産後家事支援事業（仮称） （困）（親）	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠中や子育て初期において体調不良や育児不安を抱える世帯を対象に、家事や育児を支援するヘルパーを派遣し、子育ての負担の軽減を図ります。
親子の絆作りプログラム （困）（親）	子ども未来創造局子育て支援室	初めての赤ちゃんを育てている母親を対象に、子育てに必要な知識を学ぶ場を提供し、子育て不安を軽減するとともに親同士のつながりを作ることで母親の孤立を防止し、親子の絆を深めながら、健やかな子育てが可能となるよう支援します。
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の実施 （若）（困）（親）	子ども未来創造局子どもすこやか室	全ての妊婦、子育て家庭に安心して出産・子育てしていただけるよう、「妊婦のための支援給付」を妊婦等包括相談支援事業（妊娠期から出産・子育て期まで保健師や助産師等の専門職が一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」）と一体的に行います。
新生児・産婦訪問/こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） （困）（親）	子ども未来創造局子どもすこやか室	助産師や保育士等の専門職が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問（新生児訪問とこんにちは赤ちゃん訪問を一体的に実施）し、授乳ケア等の支援や子育て情報の提供を行うことで、育児不安を解消するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援サービス等につなげます。
子育て支援の場の整備 （困）（親）	子ども未来創造局子育て支援室	新たに整備する新みのおサンプラザに親子が1日楽しく過ごせる全天候型の遊び場等を子育て支援センターに併設し、整備します。 箕面市公園施設長寿命化計画に基づき、公園における幼児用遊具の設置を推進します。 子育て中の保護者と乳幼児が身近な地域で、より交流・相談しやすい体制について検討します。

事業名	主管	事業内容
子育てサロンの開催の支援 ④⑥	子ども未来創造局 子育て支援室・子どもすこやか室	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場として地区福祉会や民生委員・児童委員※・主任児童委員が小学校区ごとに開催している「子育てサロン」に、市保健師・保育士を派遣します。関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。
子育てサークル活動の場の提供・活動支援 ④⑥	子ども未来創造局 子育て支援室・子どもすこやか室	子育て支援の一環として、子育てサークルに活動場所を提供します(おひさまルームひじり)。 子育てサークルに関する情報誌「子育てマップみのお」を配布し、地域の遊び場情報を提供します。
地域に飛び出す子育て支援センター ④⑥	子ども未来創造局 子育て支援室	自宅から身近な地域の公共施設等に保育士が多く、玩具を持って出向き、子育て中の親子が気軽に集え、楽しく過ごせる場の提供を通して相互の交流を促します。 子育て・子育て等に関する相談対応や子育て関連サービスの情報提供等を行い、育児不安の軽減や解消に寄与します。
ちょこっと保育 ④⑥	子ども未来創造局 子育て支援室	1歳6か月以上の未就学児を対象に、時間単位でお子さんを預けることができる一時保育を行います。保護者のリフレッシュなど、目的を問わず利用できます。
保育所・幼稚園・認定こども園を活用した子育て支援 ④⑥	子ども未来創造局 保育幼稚園総務室・保育幼稚園利用室	保育所・幼稚園・認定こども園で、育児・教育相談や子育ての情報提供を行います。園児保護者以外の子育て中の方へのPRを積極的に行います。

2 ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育ての安心感を確保する上で経済的負担の軽減は重要であるため、平成29年(2017年)に高校卒業年齢まで拡大した「子どもの医療費助成事業」や、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し必要な支援を行う「就学援助」を継続して実施します。

また、世帯の収入が少ないひとり親家庭の生活を安定させるための経済的支援として、各種手当の支給や医療費助成、減免制度や貸付等を実施するとともに、生活基盤の安定が図られるよう市営住宅への当選倍率優遇方式の実施や、様々な事情のため、家庭で子どもの養育が十分にできなくなった場合には、母子生活支援施設への円滑な入所に努めるとともに、入

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

所家庭の早期自立に向けた支援を実施します。

加えて、子どもの安全確保も重要な課題であることから、「防犯活動の推進」「地域や関係機関との連携による安全の確保」により意識啓発や保育所などのお散歩コースを含む危険箇所の改善を実施します。また、地域による自主的な防犯活動の推進も図ります。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
森町保育送迎ステーション事業 ●●●	子ども未来創造局 保育幼稚園利用室	箕面森町地域の待機児童を解消するため、朝夕に1・2歳児の保育を行う森町保育送迎ステーションを設置・運営し、日中の保育を行う公立保育所間の送迎を実施します。
認可外保育施設等の保育料の補助 ●	子ども未来創造局 保育幼稚園利用室	保育を必要とする0～2歳児が認可外保育施設等を利用した場合の保育料について、認可保育所と同等の多子軽減を実施できるよう補助します。
子どもの医療費助成事業 ●	市民部介護・医療・年金室	高校卒業年齢まで(18歳になる年度の末日まで)の子どもの医療機関ごと(入院・通院、医科・歯科別)の医療費(入院時の食事代は助成対象外)を所得制限なく助成します。
ひとり親家庭医療費助成事業 ●●●	市民部介護・医療・年金室	ひとり親家庭の父、母又は養育者と、養育している高校卒業年齢まで(18歳になる年度の末日まで)の児童にかかる医療費(入院時の食事代は助成対象外)を助成します。
就学援助 ●●●●●	子ども未来創造局 学校生活支援室	経済的な理由により市立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助します。
奨学資金(貸与・給付) ●●●●●	子ども未来創造局 学校生活支援室	経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学資金を貸与・給付します。
児童扶養手当給付事業 ●●●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	高校生までの子どもを養育しているひとり親家庭の父・母等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。
市営住宅入居 ●●●●●	みどりまちづくり部 営繕室	ひとり親家庭を対象に、当選倍率の優遇を行います。

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

事業名	主管	事業内容
母子生活支援施設入所事業 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	18歳未満の子どもを養育する母子家庭で、経済的な理由等により子どもの養育ができない場合に、母子生活支援施設への入所支援を行うとともに、早期自立に向けて入所後も各種の支援を行います。
保育所、認定こども園等の保育料の無償化等 ●●●	子ども未来創造局 保育幼稚園利用室	3歳児以上のすべての世帯及び0～2歳児の市民税非課税世帯と市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の保育料を無料としています。 令和5年(2023年)4月から、兄弟の就学前施設の種別や所属の有無を問わないように多子軽減の対象を拡大しています。
学童保育料の減免 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	生活保護世帯及び住民税非課税世帯の学童保育料を全額免除、児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯の学童保育料を半額免除します。
JR 通勤定期券割引 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	児童扶養手当受給世帯は、JR 通勤定期券を3割引で購入できます。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	大阪府がひとり親家庭等を対象に実施している経済的自立を図るために必要な資金(入学金や授業料等)の貸付事業の申請を受け付けています。
生活困窮者自立支援事業 ●●●	健康福祉部 生活援護室	経済的な問題などでくらしの不安を抱えている方に相談支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。
「赤ちゃんの駅」の設置	子ども未来創造局 子育て支援室	授乳とおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」を市内の公共施設等に設置しています。
防犯活動の推進 ●	総務部 市民安全政策室	市民安全メールや SNS※で不審者情報等の配信をし、その情報が入った地区を中心に青色防犯パトロールを実施します。また、依頼のあった保育所・幼稚園・小中学校に対して警察による防犯教室を実施します。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

事業名	主管	事業内容
地域や関係機関との連携による安全の確保 ④	総務部市民安全政策室 子ども未来創造局青少年育成室・保育園・幼稚園総務室・保育幼稚園利用室	市民の防犯意識の啓発や安全なまちづくりのための活動を推進します。また、地域の危険箇所等の点検活動や、不審者情報の収集及び関係機関への情報提供を行います。通学路の安全対策に加えて、保育施設のお散歩コースなどの安全対策にも取り組みます。 加えて、依頼のあった保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校の職員に対して、警察による不審者対応訓練を実施します。

3 子どもの健康づくり

「妊産婦を対象とした健康相談・健康教室」「乳幼児健診・健康相談」「保育所・幼稚園・認定こども園・小学校での口腔衛生」「豊能広域こども急病センターの運営」等による、母子の健康づくりや口腔内の健康づくり、小児救急医療体制の充実、子育て支援の基盤として重要であるため、より一層推進していきます。

妊娠期から子どもの発達段階に応じた食育の取組を充実するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園、関係機関と連携しながら、食育に関する情報提供や啓発等、食育施策の推進を図るとともに、学校では「小中学校9年間を通した食育」の充実を図ります。

学校給食においては、全校で週5日主食を米飯とする「完全米飯給食」を実施するとともに、箕面市内の農家のみなさんが作った野菜を優先的に使用する「地産地消」を進めることで、お米を中心に箕面の野菜を生かしたバランスの良い「日本型の食事」を繰り返し体験し、健康的な食習慣を身につけるよう促します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
妊婦を対象とした健康相談・健康教室 ④⑤⑥	子ども未来創造局子どもすこやか室	妊娠届出時等に、助産師や保健師が妊婦やその家族の健康相談等を随時実施しています。なお、必要に応じてサポートプランを作成します。また、初めて出産するかたに向け、パパママ教室「はじめてパパママになる日のために」を実施します。
産婦健康診査の実施 ④⑤⑥	子ども未来創造局子どもすこやか室	産後うつ予防や新生児等への虐待予防等を図るため、おおむね産後2週間と産後1か月の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成します。産後の初期段階における母子を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化します。

事業名	主管	事業内容
乳幼児健診・健康相談 ●●●	子ども未来創造局子どもすこやか室	1か月、乳児後期(1歳まで)、4か月、1歳6か月、3歳6か月時に、乳幼児健診を実施し、子どもの成長発達への支援や保護者への育児相談を行います。また、地区の子育てサロン・育児サークル等への保健師・栄養士・歯科衛生士等の出務、相談支援を実施します。
新生児聴覚検査の実施	子ども未来創造局子どもすこやか室	聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うことにより、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるため、生後1か月未満の乳児を対象に新生児聴覚検査にかかる費用を助成します。
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校での口腔衛生 ●●	健康福祉部地域保健室 子ども未来創造局児童生徒指導室	歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。
豊能広域こども急病センターの運営	健康福祉部地域保健室	15歳以下(中学生まで)の小児の内科的な疾患を対象に、平日夜間、土・日・祝日の初期救急医療を実施します。
小中学校9年間を通した食育 ●	子ども未来創造局学校給食室	市内の小中学校において、箕面市食育プログラムをベースに、教職員と栄養教諭等との連携によるチームティーチング※等で、食育を推進します。

4 発達上支援を必要とする子どもの支援

発達上支援を必要とする子どもの支援に関しては、第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)及び第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画との整合を図りながら推進していきます。

障害がある等、発達上様々な支援を必要とする子どもの療育・支援保育、支援教育の充実を図るため、個別ニーズへの対応や人員体制の強化を図ります。また、保育内容の連続性を担保するために、保育所・幼稚園・認定こども園・療育施設の連携を強化します。就学前には、学校等と引継ぎを行い、安心して学校生活をスタートできるよう努めます。就学後は、学校等において適切な教育を受けられるよう、職員体制の強化や共生教育を推進し、「障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援」を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもを支援するため、医療・福祉・保健・就学時の教育機関等との連携を進めます。

発達上支援を必要とする子どもがいる家庭への支援にあたっては、相談の充実のため、相談機関の周知、関係機関との連携強化に努めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
児童発達支援センターの設置 ②	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	障害のある子どもや発達上支援を要する子どもに対し、日常生活のための支援や訓練、医療等の必要な支援を総合的に提供し、地域の障害児支援の質の向上に取り組めます。
医療的ケア児※の相談体制等の整備 ②	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	「医療的ケア児※及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児※及びその家族にとって必要な相談体制の整備、広報啓発等の充実を図ります。
障害児通所支援 ②	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	児童通所支援の利用決定及び通所給付費の支給を行います(児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)。
発達障害児への個別療育 ②	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	発達障害児に対し、こども発達支援センター「青空」での個別療育の場を提供します。
発達支援事業「親子教室」 ②	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	発達上支援を要する子どもと保護者に対して、遊びの場を提供し、子どもの経過観察及び保護者への子育て相談や助言を行います。
支援保育・支援教育の充実 ②	子ども未来創造局 保育幼稚園総務室・保育幼稚園利用室・保育・幼児教育センター	発達上支援を要する子どもや医療的なケアが必要な子どもについて、保育施設・幼稚園・認定こども園での集団の場で保育し発達を促します。また、関係機関との連携を通じて支援保育・支援教育の拡充を図ります。 市内の就学前施設の職員が、支援保育や支援教育についてともに学び、高めあう場として研修会及び支援保育・教育研究部会を開催します。

事業名	主管	事業内容
臨床心理士による子どもの発達に関する相談 ④	子ども未来創造局子どもすこやか室児童発達支援センター	臨床心理士が発達相談を実施し、子どもとその保護者の支援に努めます。また、保育施設、幼稚園、認定こども園、学校等を訪問し、個別のケース会議や関係機関等との連携を通じて支援保育、支援教育を推進します。
障害のある児童・生徒の居場所・活動を進める保護者グループ支援 ④	子ども未来創造局人権施策室	市立小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者会とは、研修会、意見交換会等を通して連携します。
バリアフリースポーツ教室 ④	子ども未来創造局保健スポーツ室	障害のある子どもを対象に、スポーツに親しむ機会を提供します。委託先業者と調整を行い、安全な実施に努めるとともに、指導者の人材確保を図ります。

5 情報、相談体制の整備

「子育てや子どもに関する情報の収集・提供」「子育て情報の情報発信」等において、市民の自主的な活動も含めて情報発信できるよう、関係機関や市民と連携し情報収集に努めます。「相談体制の充実」に向けては、令和4年(2022年)改正児童福祉法に基づき、令和6年4月に母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深めた一体的な組織として「箕面市子どもセンター」を設置しました。妊産婦や子育て家庭の多様なニーズに応えるために、家庭支援事業や地域資源を有機的に組み合わせたサポートプランを作成し、様々な関係機関や地域と日常的な連携を図り、子育てに不安や困難を抱える家庭に対して漏れなく、切れ目のない支援を実施します。

児童虐待対応では、子どもの権利擁護の観点から、児童虐待防止法に「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と規定されていることをふまえ、体罰や暴言暴力が子どもの成長に及ぼす悪影響等について啓発を行います。

児童虐待発生時には、児童相談支援センターにおいて、リスク判断や評価を行い、継続的なケースワークの実施に努めます。また、要保護児童対策協議会において客観的な評価や厳しい観点でのリスク判断を行い、確実な支援に繋がります。

ひとり親家庭については、母子・父子自立相談員による「ひとり親家庭相談」のほか、ひとり親家庭になった場合に向けた養育費や面会交流等についての弁護士による法律相談を無料で実施します。

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
子育てや子どもに関する情報の収集・提供 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	子育て支援センター等における各事業において子育てニーズを収集・把握し、施策等に反映するとともに、子ども総合窓口等で各種パンフレット等の媒体を活用して、個々のニーズに応じた情報提供を行います。
子育て情報の発信 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室・子どもすこやか室	「子育て応援ガイドブック」、「子育てMAP みのお」の配布により情報提供・発信を行います。 「箕面子育て応援ブック」を乳幼児健診等で配布し、妊娠期から小学校入学までの各年齢期にあった子育ての方法などについて啓発します。 紙媒体に加え、子育て応援アプリを活用し、子どもの年齢やお住まいの地域等に応じて必要な子育て情報をタイムリーに発信します。
体罰の禁止に関する啓発 ●●●	子ども未来創造局 児童相談支援センター	体罰や暴言暴力、面前DVが子どもの健やかな成長に及ぼす悪影響や、体罰や暴言暴力を使わない具体的な子育ての方法について、啓発を行います。
児童虐待の発生予防・早期発見の取組の強化 ●●●	子ども未来創造局 児童相談支援センター	母子保健、児童福祉両機能の連携をさらに充実させ、伴走型相談支援により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 子育てに不安を抱える家庭には、訪問による家事・育児支援を実施して養育環境を整えるペアレントトレーニング※により健全な親子関係の構築を図る等の支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 児童虐待を発見しやすい立場にある保育施設、幼稚園、小中学校、医療機関等へ早期発見・早期対応の取組の重要性について継続的に周知します。
子育てに関する相談窓口の充実 ●	子ども未来創造局 子育て支援室	子育て支援センターや市立図書館等での「おひさまDay」で子育てに関するサービスの案内や育児相談を行います。また、電話相談やメールでの相談も行います。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

事業名	主管	事業内容
相談体制の充実 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室・児童相談支援センター・保育幼稚園総務室・保育幼稚園利用室 市民部 市民サービス政策室	子ども総合窓口において、子育てに関する手続きを一元的に取り扱っています。 また、母子保健部門と児童福祉部門の機能の連携協働をさらに深めるため設置した、教育委員会事務局子育て担当の各部署で構成する「箕面市子どもセンター」において、サポートプランの作成や子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等の家庭支援事業の実施により、支援が必要な家庭への支援体制の強化に努めます。 「要連携生活相談」では、心身の保護又は生活の支援が必要な市民を、確実に適切な相談先につなぐことに取り組んでいます。今後も継続して職員のスキル向上に努めます。
要保護児童対策協議会の機能の強化 ●●●	子ども未来創造局 児童相談支援センター	要保護児童対策協議会児童虐待部会は、第三者の委員（大阪府箕面警察署、弁護士、学識経験者）により、客観的な評価やより厳しい観点でのリスク度判断を受け、方針の共有と確実な支援の実施に努めています。 また、対象児童が所属する保育施設や幼稚園、学校などに対し、書面による定期的なモニタリングを依頼し、児童の見守り体制の強化と情報の収集や支援方針の判断に生かしています。これらの取組を継続し、要保護児童対策協議会の機能の強化に努めます。
ひとり親家庭相談 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭相談（離婚前・離婚後）を電話や面接により実施します。
ひとり親無料法律相談 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	定期的に弁護士によるひとり親家庭に特化した無料法律相談を実施します。
多言語相談	人権文化部 文化国際室	多文化交流センター及び大阪大学箕面キャンパスにて、中国語、ネパール語、英語、ポルトガル語等での生活相談を実施します。

6 子どもの人権に関する啓発

子どもの人権に関する理解をより深めるため、「人権に関する講演会、フォーラム等の実施」

等を行い、人権文化センターの充実を図る中で、学校や関係機関との連携強化、集客の拡大、事業運営に対する市民ニーズの反映を図っていきます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
人権に関する講演会、フォーラム等の実施 ④	人権文化部 人権施策室	子どもの人権について考え学ぶ機会として、講演会、フォーラム等を実施します。
講座等の実施 ④	人権文化部 人権施策室	男女協働参画社会形成に向けた啓発と学習機会の提供を行い、市民の参加促進を図ります。

7 保育・幼児教育の質の向上

市内の就学前保育・教育施設において、一人ひとりの子どもが興味、関心や発達に応じた「個別最適な学び」を実現することを援助し、「生きる力」「つながる力」が育まれるよう保育・幼児教育を進めます。

市内すべての就学前保育・教育施設の職員を対象にした研修や巡回訪問を実施し、環境構成や保育内容、支援保育・教育等の充実を図りながら「保育・幼児教育の質の向上」をめざします。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、合同研修等を行い、「架け橋プログラム」を推進します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
保育・幼児教育の質の向上 ④⑤	子ども未来創造局保育・幼児教育センタ —	「箕面市就学前保育・教育カリキュラム」の活用の推進や研修の企画・実施、巡回訪問等により保育・幼児教育の質の向上を図ります。
架け橋プログラムの推進 ④⑤	子ども未来創造局保育・幼児教育センタ —	「箕面市架け橋期カリキュラム」を活用し、架け橋期(就学前5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

8 労働環境の整備

労働環境の整備については、企業等に対する育児休業制度の充実に向けての啓発などを進めますが、子育て中の就労者のための制度や公正な処遇等についての情報提供に対する認知度が低いため、効果的な情報提供に努めます。

令和5年度(2023年度)に実施した「大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」の結果では、ひとり親家庭で正規の職員・従業員として就労している割合は約3割に留まっており、ひとり親家庭における就労支援等への取組は引き続き重要であることから、母子・父子自立支援員等による相談をはじめ保育施設の優先入所や資格取得等に向けた給付金事業を継続して実施します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 若 困 親	子ども未来創造局 子育て支援室	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職の可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
ひとり親自立支援プログラム策定事業 若 困 親	子ども未来創造局 子育て支援室	ひとり親家庭(離婚前から支援が必要な者も含む)の就労と自立を支援するため、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク池田等の関係機関との連携により就労支援を実施します。
保育施設の優先入所 若 困 親	子ども未来創造局 保育幼稚園利用室	保育施設の入所については、ひとり親家庭が優先的に入所できるよう配慮します。
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 若 困 親	子ども未来創造局 子育て支援室	ひとり親家庭の父・母が、安定した就労収入を得るために有効な資格を取得するための講座を受講する場合に、1年分を限度にその費用の一部を支給します。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 若 困 親	子ども未来創造局 子育て支援室	ひとり親家庭の父・母が、安定した就労収入を得るために、受講期間6か月以上の養成機関で受講し、資格取得が見込まれる場合、受講期間のうち4年間を上限に、高等職業訓練促進給付金を支給します。

9 子どもの貧困対策

本市では、貧困の連鎖を断ち切ることを目標に、平成28年度(2016年度)に子ども成長見守りシステムを構築しました。このシステムにより生活困窮や養育力不足等の家庭とその子どもの状況が把握でき、支援が必要な場合には、学校等や関係機関と連携して早期に適切な支援へとつなぐ仕組みが整いました。また、子どもの成長に応じ、支援策を切れ目なくつなげるなど、システムでの見守りにより、継続的な視点で支援体制を整えることも可能となりました。

た。

システムデータの蓄積による支援事業の効果検証の分析を行い、より効果の高い支援手法を探るなど、支援策や支援体制の充実に努め、引き続き「貧困の連鎖の根絶」をめざした総合的な支援を進めていきます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
子ども成長見守りシステムの運用 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	子ども成長見守りシステムを活用し、支援の必要な子どもを早期に発見し、関係機関による支援へつなぎ、サポートし続ける体制をつくります。
貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策の検討 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室・子育て支援室	子どもの貧困の連鎖の根絶に向けた支援施策について、活用できる既存事業の整理を行うとともに、新規施策を含めて、支援施策の拡充を検討します。 全小中学校で放課後学習室「すたさぼ」を開室し、生活困窮世帯の児童への支援を実施します。
貧困の連鎖の根絶に向けた分析等の実施 ●●●	子ども未来創造局 子育て支援室	効果的な支援策を実施するため、子ども成長見守りシステムによるモニタリングを継続しながら、支援事業の効果検証や新規支援事業の検討を行い、支援体制を整えます。

第3項 子どもの居場所・遊び場づくり

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。しかし近年では、都市化等、環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化しています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保します。また、本市の特徴である豊かな自然環境を生かした遊び場づくりも、市民との協働により進めます。

1 子どもの居場所、活動拠点の充実

「子どもの居場所事業」「フリースペースの確保」「施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放」「活動プログラム」等による、子どもの居場所や活動拠点の整備は、子ども同士や子育て世帯と地域の間の人間関係づくりの場として機能していることから、遊びやすさや目的に応じた環境づくりを通じて事業の充実を図ります。また、不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるように工夫します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
子どもの居場所事業 ④⑤	子ども未来創造局 中央図書館	図書館で、子どもたちが自由に使える安心、安全な居場所を提供します。
フリースペースの確保 ④⑤	人権文化 部 人権施策室	萱野中央人権文化センターに子どもが自由に利用できるスペースを確保します。不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるよう、指定管理事業として進めます。
施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放 ④⑤	人権文化 部 人権施策室	萱野中央人権文化センターの一室を長期休業中や放課後に開放します。
放課後学習支援室「すたさぽ」 ④⑤⑥	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	放課後に児童が学校で学習ができる場を提供します。本読みや九九の聞き取り、プリント学習のやり残しを促すなどの学習サポートを行う専任の放課後学習支援員を配置し、学校の管理下で教職員と一体的に行います。

事業名	主管	事業内容
活動プログラム （若）（困）（親）	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	全ての児童を対象に、楽しく学習・運動・体験ができる「活動プログラム」を実施し、学び・体験・交流・遊び・生活の場を一体的に提供します。 従来の「学童保育」と「自由な遊び場開放」、宿題などの自習ができる「すたさぼ」に加え、子どもたちが、なるべく多様な選択肢から選択して利用できるスタイルの構築をめざします。 また、実施校には学校、地域との連携等の全体調整を担うコーディネーターを配置し、学校の管理下で教職員と一体的に行います。 令和6年度（2024年度）時点では、豊川北小学校・中小学校・東小学校で実施していますが、未実施校への拡大をめざします。
箕面市教育支援センター「フレンズ」 （若）（困）	子ども未来創造局 児童生徒指導室	主に心理的・情緒的要因で学校に行きにくい状況になっている児童生徒を対象に、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、集団への適応や社会的自立に向けた取組を行います。 一定期間通うことにより、在籍する学校への再登校につながる場合もあります。
外国にルーツを持つ子どもむけの学習支援及び居場所づくり事業 （若）（困）	人権文化部 文化国際室	多文化交流センターにて、外国にルーツを持つ子どもを対象として、毎週土曜日に学習支援と居場所づくりの事業を実施します。また、大阪大学複言語・複文化共存社会研究センター及び箕面市立船場図書館の協力のもと、船場図書館にて外国にルーツを持つ子どもの学習支援教室を毎週木曜日に開催します。

2 子どもの自由な遊び場づくり

子どもが自由に遊べる場所を確保するため、「保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放の充実」「放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施」をより一層推進していきます。

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放の充実	子ども未来創造局 保育幼稚園総務室・保育幼稚園利用室	保育所・幼稚園・認定こども園の園庭を一般の就学前児童に開放し、遊び場を提供します。
放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の実施 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	全ての小学校において、全ての児童を対象に、異年齢の子どもたちが安心して自由に遊ぶことができる場所として、運動場及びプレイルーム等を放課後等に開放します。
放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室（自由な遊び場開放事業）の一体的な又は連携した実施 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	学童保育、自由な遊び場開放事業については、教育委員会において一体的に実施し、学校の管理下で教職員と連携して行います。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	学童保育及び自由な遊び場開放において、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう見守りを行います。
小学校の教室等の活用に関する具体的な方策 ●●●	子ども未来創造局 放課後子ども支援室	学童保育室及び自由な遊び場開放のプレイルームに加え、「すたさぽ」と活動プログラムについても、学校の教室等を活用し、実施します。

第4項 教育の充実と開かれた学校づくり

「生きる力」と「つながる力」を育むため、義務教育9年間を一体としてとらえる小中一貫教育を一層推進します。子どもたちの主体的な学習活動を展開し、学習に対する興味・関心・意欲を喚起しながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、地域資源を生かした豊かな人間性と創造力を育む教育を推進します。また、情報化の推進や次代の親づくり等、子どもたちをとりまく環境の変化に対応するための教育の充実に努めます。

また、市独自で実施している「箕面子どもステップアップ調査」の中で、児童生徒の学習状況・生活状況に関するアンケート調査を年2回、全児童生徒を対象に行い、子どもたち自身が感じている課題やニーズを把握・分析し、市内全体の児童生徒の学習状況および生活状況の改善を図ります。

こうした教育を行う学校が保護者や地域から信頼され、連携して教育環境を整えることができるよう、家庭や地域が学校運営に参画する場や、トラブルの調整・解決を図る第三者機関の活用を進めていきます。また、一人ひとりの状況に応じた教育を進めるため、医師会や関係機関等との連携を深めていきます。

1 学校教育の充実

学校教育において、「生きる力」と「つながる力」の育成や健康・体力の向上を図るため、社会に開かれた教育課程の理念のもと、「カリキュラム・マネジメント」※を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現を進めていきます。「少人数指導の実施」や生徒指導担当者授業支援員の配置を通じて、一人ひとりに応じたきめ細かい教育の一層の充実を図ります。また、小中一貫教育の推進、地域の人々との協働による体験学習の推進を通して、地域に開かれた学校づくりを進め、地域資源と学校の学習内容のマッチングや地域人材の確保に努めます。

また、子どもの体力向上を図るため、小学校の全学級担任に指導書を配布し、理解と成功体験を重ねた体育授業へと改善を図り、体を動かすことの喜びや楽しさを子どもに感じてもらい、運動の日常化へと繋げます。また、市全体で小学校6年間の学習カリキュラムを統一し、校区ごとに研究会・授業に関する研修会の機会を持ち、よりよい指導方法を追求します。また、例年実施している「小学生オンラインなわとび大会」を継続実施し、子どもたちの体力向上を図ります。

また、箕面市では、平成26年度（2014年度）に全市立小中学校の普通教室に電子黒板の配備、校内無線 LAN の整備を実施しました。さらに、平成30年度（2018年度）9月には、全小学校4～6年生の児童全員に、令和2年度（2020年度）中には、残りの児童生徒全員にタブレット端末を1人1台配備しました。ICT※機器を使いながら、楽しくわかりやすい授業を行い、学習の基盤となる情報活用能力の育成にも努めます。また、全市立小中学校で毎日英語教育を実施し、世界で活躍できる子どもたちを育てる教育を進めます。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

さらに、箕面市では、移動が困難な児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に過ごすことができるよう全市立小中学校へのエレベーター設置をすでに完了しており、窓ガラス・天井の耐震対策、普通教室や特別教室、体育館へのエアコンの設置等も行いました。今後も全ての児童生徒にとって、より安心・安全な学校環境の整備に努めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
少人数指導の実施 ④	子ども未来創造局 学校教育室	確かな学力の定着を図るため、個々に応じたきめ細かい指導を全校で実施します。指導体制の充実に努め、効果の検証を進めます。
箕面子どもステップアップ調査(箕面学力・体力・生活状況総合調査) ④	子ども未来創造局 学校教育室	市立小中学校の全学年の児童・生徒を対象に、独自に学力・体力・生活状況の調査を行い、経年での子どもの状況変化を把握するとともに、学校経営や授業内容、指導方法の改善につなげます。 また生活状況に関するアンケート項目では、ヤングケアラーやいじめに関する項目を設け、それらの問題に悩む児童生徒の声をキャッチし、管理職や生徒指導担当教員などからなるケース会議で検討したうえで、適切な機関へつなげます。
体力向上 ④	子ども未来創造局 学校教育室	小学校全教職員に指導書を配布するとともに、小中学校9年間の学習カリキュラムを統一し、体力向上担当教員の研修を実施することで指導力の向上を図ります。また「小学生オンラインなわとび大会」を継続実施し、子どもたちの日々の取組の目標とすることを通して、体力向上を推進します。
教育課程の編成 ④	子ども未来創造局 学校教育室	「カリキュラムマネジメント」※に取り組むとともに、思考力・判断力・表現力の育成のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を推進します。また、小中一貫教育の更なる推進に取り組みます。
ICT教育の充実及び活用推進 ④	子ども未来創造局 学校教育室	情報活用能力の育成を図るため、9年間の連続したカリキュラム「情報活用能力系統表」を活用します。各校の情報教育推進教師を中心に、一人一台端末を活用した授業づくりについて研究を進めます。

事業名	主管	事業内容
英語教育の充実 ④	子ども未来創造局学校教育室	世界で活躍できる子どもを育てるため、市立小中学校の全学年で英語教育を毎日実施し、9年間で英語活用能力を伸ばします。子どもたちにALT※と英語を話す機会を多く与え、英語によるコミュニケーション力を向上します。
学習支援事業 ④⑤⑥	子ども未来創造局放課後子ども支援室	不登校や病気による長期欠席、生活困窮家庭等の児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、学生等サポーターを派遣し、登校の再開や定着等に努め、学習する機会を得られるよう支援します。

2 地域に開かれた学校づくり

地域資源を生かして豊かな人間性と創造力を育むため、「地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施」を進め、「地域に出かけて学ぶ機会の充実」を図ります。また、透明性が高く地域に開かれた学校運営を推進するため、地域に対する学校運営に関する情報の公開や学校の自己評価を実施すべく、自己診断項目の検討や診断結果の公開を進めます。さらに、「家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施」により、学校協議会の活性化を図ります。

また、箕面市の学校給食では、箕面市農業公社から箕面産の野菜の提供を受け、「地産地消の取組」を推進しています。毎日学校から見える畑でできた野菜を使用し、校内で調理された給食を食べることで、地域の自然や食文化、給食に携わる人々についての理解を深めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施 ④⑤	子ども未来創造局学校教育室	学校協議会で得られた、地域や保護者の声を学校の取組に反映するとともに、課題解決に向け、地域・保護者と協力関係を築きます。
地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施 ④⑤	子ども未来創造局児童生徒指導室	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、総合的な学習において、大学生や地域の人的資源を活用します。また、学校支援地域ネットワーク事業をはじめ、地域とのつながりを深めます。

事業名	主管	事業内容
地域に出かけて学ぶ機会の充実 ④	子ども未来創造局 学校教育室	小学校においては、“わたしたちのまち箕面”をテーマに学ぶため、生活科、社会科、総合的な学習で地域にある公共施設や商店等へ出かけ、見学や聞き取り等を行います。 中学校においては、地域の協力の下、職業体験や福祉体験等も行います。
地産地消の取組 ④	子ども未来創造局 学校給食室	市内の農家のみなさんや箕面市農業公社が育てた「箕面産野菜」を学校給食に使用し、子どもたちが給食を通して食べ物の成り立ちを知り、生産者等への感謝の気持ちを育むことができるように、「箕面産野菜」に関する情報の校内掲示や、給食だより等による発信を行います。

3 豊かな心の育成

学習指導要領の理念である“生きる力”の一つとして、豊かな心の育成があります。子どもが社会的な人間関係や、一人ひとりが互いに認め合う集団づくりを学ぼう、学校や家庭、地域において取り組むことが大切です。学校においては、「道徳及び特別活動の年間指導計画の充実」「スクールカウンセラーの配置」等により、心の教育を進めます。

また、「箕面市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見・防止対策に取り組めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
道徳及び特別活動の年間指導計画の充実 ④	子ども未来創造局 学校教育室	新学習指導要領に即して道徳教育を行います。各校の道徳教育推進教師を中心に、授業づくりや評価についての研究を進めます。子どもの実情に合った道徳教育をさらに追究するとともに、全教育活動を通じた道徳教育を推進します。
スクールソーシャルワーカーの配置 ④⑤	子ども未来創造局 児童生徒指導室	子どもの抱える問題について、保護者・学校と連携して問題解決を図るスクールソーシャルワーカーを配置します。様々な問題の未然防止や早期発見に努めます。
スクールカウンセラーの配置 ④⑤	子ども未来創造局 児童生徒指導室	小学校へ月に2回、中学校へ週に1回、スクールカウンセラーを配置します。学校組織づくり、いじめ防止に向けた子どもへの指導に対し、スクールカウンセラーを積極的に活用します。

いじめ防止対策 ④	子ども未来創造局 児童生徒指導室	記名式・無記名式アンケート調査によるいじめに関する実態把握を行った上で、聞き取り調査の実施や各校のいじめ基本方針に沿った対応を進めます。専用相談電話「いじめ・体罰ホットライン」を設置するとともに、メールによる相談も受け付けます。今後も継続していじめの早期発見・防止対策に取り組めます。
--------------	------------------	--

4 人権教育の推進

「新箕面市人権教育基本方針(改訂版)」に基づき、人権教育を推進するため、「人権教育推進活動における情報紙を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援」「全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実」において、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校では児童生徒の実態に合った人権教育を行います。

また、「支援が必要な子どもに対する施策の実施」を引き続き充実させていくほか、海外から来日もしくは帰国した児童生徒や保護者に対する「日本語指導の実施」「通訳体制の充実」に努めるとともに、外国にルーツを持つ子どもたちが自分のルーツに誇りをもって育つ環境づくりを促進します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
人権教育推進活動における情報紙を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援 ④	子ども未来創造局 人権施策室	人権教育情報紙「はじけるこころ」を年2回発行します。また、新箕面市人権教育基本方針(改訂版)に基づいた人権教育カリキュラム作成支援を行います。
全ての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実 ④	子ども未来創造局 人権施策室 人権文化部 人権施策室	様々な人権課題に関する人権教育の実施により、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。 萱野中央人権文化センターの教育事業(居場所・社会体験・学習支援)を通じて自己選択・自己実現・自己有用感を育みます。

④ 子ども・若者計画に関する取組

⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

⑥ ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

事業名	主管	事業内容
支援が必要な子どもに対する施策の実施 ④	子ども未来創造局人権施策室	前項のほか、支援教育支援員の配置、「民間事業所タクシー」による登下校送迎、医療的ケアの実施など、様々な支援が必要な子どもに対する施策を継続します。
日本語指導の実施 ④	子ども未来創造局人権施策室	日本語の理解が困難な外国からの帰国児童生徒や渡日の外国人児童生徒を対象に、日本語指導者を派遣します。
通訳体制の充実	子ども未来創造局人権施策室	日本語の理解が困難な外国人保護者等を対象に、懇談会等の際に小中学校へ保護者通訳を派遣します。
男女共生教育の推進 ④	子ども未来創造局人権施策室	市立小中学校においては、新箕面市人権教育基本方針（改訂版）に基づいた男女共生の取組を実施します。また、教職員に対し、人権教育の研修を行います。

5 思春期への健全育成支援

次代の親を育てるという観点での思春期への支援として、「子どもの思春期相談」「性に関する正しい知識の教育」「喫煙、薬物等に関する教育」の充実を図ります。また、子育てや家庭の大切さを教育するため、「子育てや家庭の大切さについての教育」を実施します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
子どもの思春期相談 ④	子ども未来創造局児童生徒指導室	市立小中学校において、養護教諭やスクールカウンセラーが連携して、個別の相談を受けます。また、児童生徒指導室や青少年指導センターでも相談・支援を行います。
性に関する正しい知識の教育 ④	子ども未来創造局児童生徒指導室	保健の授業、総合的な学習、道徳の時間を活用し、適宜指導を行うほか、性教育に関する講演を実施します。また、性非行に関わる事象に対して、学校と青少年指導センター、その他関係機関との連携により対応します。
喫煙、薬物等に関する教育 ④	子ども未来創造局児童生徒指導室	学校において、喫煙・薬物等に関する教育を、学校薬剤師との連携により実施します。また、青少年指導センター、その他関係機関との連携により対応します。

④ 子ども・若者計画に関する取組

⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

⑥ ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

事業名	主管	事業内容
子育てや家庭の大切さについての教育 ④	子ども未来創造局 学校教育室	様々な機会をとらえて、家庭での生活習慣づくりの重要性について啓発を行います。

第5項 健全育成と自立支援

子どもは、自らの目標に向かって、個性や能力を伸ばしていくことで、未来を切り拓いていくことから、自己の個性や能力を発見し、将来の目標をもつための教育や相談支援を推進します。特に、若者世代において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域協議会を立ち上げ、全体会、部会等を実施し、課題検証、今後の体制等について検討を行い、体制を整備します。また、若者を含む就労困難者等に対しては、それぞれの状況・段階に応じた就労支援を行います。

子どもたちが伸びやかに育つためには、犯罪や非行に巻き込まれたり関わったりすることなく、安全・安心に育つことのできる社会づくりが必要です。家庭・学校・地域の連携により、啓発活動や子どもの見守り、子どもに対する教育を進めます。また、問題行動が起きたり、虐待や被害を受けたりした場合には、早期に発見し、専門的な対応ができるよう、関係機関による連絡調整や相談支援の体制を整えます。その中で必要に応じて、保護者とともに生活することのできない子どもに対する支援も行います。

1 自立への支援

学校教育では、将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう、「進路指導・進路指導・キャリア教育※の充実」を図り、学習や進路に不安を抱える青少年と保護者に対し、「学習・進路相談の実施」を進めます。また、令和7年度(2025年度)から新たに「SNS※を活用した若者相談と伴走型支援等の実施」「子ども・若者支援地域協議会の設置」を行い、若者支援の取組のさらなる充実に努めます。

加えて、若年者や子育て世帯を含む就労困難者等に対する就労支援では、「就労に関する相談・助言」「労働に関する情報提供」「ハローワークとの連携」「能力開発講座の実施」により、対象者のニーズをふまえて事業の定着を図ります。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
進路指導・進路指導・キャリア教育※の充実 若 困	子ども未来創造局 児童生徒指導室 人権文化部 人権施策室	キャリア教育※の視点を重視した職業体験学習、進路指導を推進します。また、萱野中央人権文化センターでの指定管理者による教育相談の一環としても継続実施します。
学習・進路相談の実施 若 困	人権文化部 人権施策室	萱野中央人権文化センターでの指定管理事業として、児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

事業名	主管	事業内容
SNS※を活用した若者相談と伴走型支援等の実施 ●●	子ども未来創造局 青少年育成室	若者本人に直接つながるツールとして重要なSNS※を活用した若者相談を試行実施します。 また、若者が相談しやすい窓口や対面相談の手法を検討します。 相談者の抱える課題に応じて担当部署へつなぐとともに、伴走型支援、居場所事業等を行います。
子ども・若者支援地域協議会の設置 ●●	子ども未来創造局 青少年育成室	令和6年度(2024年度)から前身の準備会を立ち上げ、令和7年度(2025年度)に本格設置を進めます。 協議会では、若者支援についての全体研修会、伴走型支援プログラムや居場所事業、対面相談の方法等を検討する部会を立ち上げる予定です。
就労に関する相談、助言 ●●●	地域創造部 箕面営業室 人権文化部 人権施策室	市内3か所(箕面営業室、萱野中央人権文化センター、桜ヶ丘人権文化センター)に地域就労支援センターを設置し、研修を受けた就労支援コーディネーター等が就職困難者に相談対応を行います。
労働に関する情報提供 ●●●	地域創造部 箕面営業室 人権文化部 人権施策室	リーフレット等による窓口での情報提供や、「みのおワーキング NEWS」による労働に関する各種制度等の情報提供を行います。また、「若者のための再学習・就労支援サービスブック」を作成し、市内中学校・高校をはじめ、関係機関に配布します。
ハローワークとの連携 ●●●	地域創造部 箕面営業室	ハローワーク、社会福祉協議会、豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、箕面1日ハローワークを実施するほか、ハローワークの最新求人情報を提供します。
能力開発講座の実施 ●●●	地域創造部 箕面営業室	就職支援講座(就職に向けた基礎的知識・自己理解、面接の練習、エントリーシートの書きかたなどスキルの習得)及び障害者市民就職支援パソコン講座を実施します。ニーズを反映した講座内容を検討します。
外国ルーツの若者インターン ●	人権文化部 文化国際室	地域の外国にルーツをもつ若者を対象に、(公財)箕面市国際交流協会インターンとして事業や地域のかかわりをつくります。

2 問題行動の予防と早期発見・早期対応

青少年の非行を防止するため、「問題行動に関する相談窓口の周知・啓発」「相談業務の量

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

的・質的な充実」により、相談機関内部で情報を共有し相談支援を円滑に進めます。また、問題行動に対し「早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化」により、補導活動だけでは対応できない場所や夜間の実態把握を進めるとともに、小学校における生徒指導体制の構築を進めます。虐待や被害を受けた子どもに対しては、「教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談」を実施します。

また、スクールソーシャルワーカーを活用してケース会議を開催し、外部機関とより一層の連携を進めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
問題行動に関する相談窓口の周知・啓発 ④⑤	子ども未来創造局児童生徒指導室	問題行動に関する相談窓口の情報を、ホームページやリーフレットにより周知・啓発します。
相談業務の量的・質的な充実 ④⑤	子ども未来創造局児童生徒指導室	児童生徒指導室による教育相談業務や、青少年指導センターによる相談業務を通して、充実を図ります。
早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化 ④⑤	子ども未来創造局児童生徒指導室	青少年の問題行動の早期発見・対応のため、関係機関との相互連携を強化します。
教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談 ④⑤	子ども未来創造局児童生徒指導室	学校、児童生徒指導室、青少年指導センターにおいて相談・支援を行うほか、青少年指導センターによる学校訪問を実施します。
生徒指導担当者授業支援員の配置 ④⑤	子ども未来創造局教職員人事室・児童生徒指導室	生徒指導担当教員が授業を持たず生徒指導に専従するため、市立小中学校に授業支援員を配置します。生徒指導担当教員が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察など関係機関との連携・調整の役割を担い、問題行動の解決・未然防止に取り組みます。

3 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

犯罪や非行のない社会の実現に向け、「社会を明るくする運動の充実」や有害環境浄化に向

けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚等を啓発する市民活動の推進支援といった市民運動を、行政・関係機関・地域の連携により継続します。また、子どもの安全を確保するため、「防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援」「通学路の危険箇所・問題箇所点検活動の実施」「こども110番の設置事業の充実」において、地域の協力者の拡大を図り、児童生徒に対して事業の周知に努めます。さらに、全市立小中学校の通学路や公園等に設置した防犯カメラにより、犯罪防止や検挙率の向上が期待されています。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
社会を明るくする運動の充実	健康福祉部健康福祉政策室	社会を明るくする運動推進委員会へ補助を行います。
防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援 ④	子ども未来創造局青少年育成室	青色防犯パトロール活動への支援などを通じ、地域の人々の主体的な巡回活動を促進します。
通学路の危険箇所・問題箇所点検活動の実施 ④	子ども未来創造局青少年育成室	毎年、各小学校区において青少年指導員を中心として、学校・地域と協力して危険箇所・問題箇所点検活動を実施しています。
こども110番の設置事業の充実 ④	子ども未来創造局青少年指導センター	子どもが危険を感じたときに助けを求める場所として、個人宅や店舗に「こども110番」プレートを設置します。学校・地域と協力して、児童生徒に対して、啓発活動を推進します。

第6項 子どもの文化的・社会的活動の支援

子ども自らが創造的な文化をはぐくみ、のびのびと成長することで、自らの可能性を広げることができるよう、豊かな自然や地域の歴史文化、多様な文化、地域の大人など、様々な体験や人との出会い、コミュニケーションを通じて、つながる機会を確保します。自然体験、歴史文化、スポーツ、社会体験、読書体験等の様々な活動を進めるとともに、そのような活動を行う市民団体を支援します。また、そうした活動機会を大人から提供されるだけでなく、子ども自身が大人とともに役割を担うことのできる機会を地域の中でつくることで、広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育みます。

1 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進

子どもたちに様々な体験や遊びの機会を提供するため、「青少年教学の森野外活動センターの充実」「芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施」「青少年文化祭の開催」等の自然体験・文化芸術・スポーツ等に関する講座・教室・イベントにおいて、運営体制の整備や広報の充実を図ります。また、課題を抱える子どもの居場所や子どもの自主運営力を高める機会としての役割も果たすよう、事業内容を検討します。

「ジュニアスポーツ教室の開催」「地域スポーツクラブの育成」等の地域における文化・スポーツクラブ活動に対する支援により、地域コミュニティの形成、地域の教育力向上を図ります。また、学校施設で活動を展開することで開かれた学校づくりの効果も見られることから、支援する人員の確保、関係団体との連携強化を通じて支援の充実を図ります。これらの活動では、課題を抱える青少年が支援にあたることで地域社会へ参加する機会になっており、このような効果も発揮できるよう、一層事業を推進します。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
青少年教学の森 野外活動センターの充実 ④	子ども未来創造局青少年育成室	青少年教学の森野外活動センターで自然体験プログラムを提供し、自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実を図ります。こども会、リーダークラブなど子どもによる自主活動においても、野外活動プログラムを実施できるよう支援します。
芸術鑑賞の機会 を提供する事業 の実施 ④	人権文化部文化国際室・生涯学習・市民活動室 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室	次代の芸術文化を支える子ども達に向けた事業《こどもプロジェクト》を継続的に展開し、芸術を鑑賞する機会を提供します。 また、文化芸能劇場において、子どもを対象とした教育・文化芸能事業を行う団体等に対して支援を行います。 また、市内小中学校での芸術鑑賞事業を実施します。

事業名	主管	事業内容
青少年文化祭の開催 ④	子ども未来創造局青少年育成室	市立小中学校の文化クラブや、市内で文化活動をする社会教育団体等が一堂に集まり、日頃の活動の成果を発表します。 子どもたち自身が、舞台の総合司会や総合受付など様々な役割を担い、「子どもの手による青少年文化祭」を実施します。
部活動地域展開事業 ④	子ども未来創造局児童生徒指導室	NPO や地域団体との連携を深め、子どもにとって望ましい、持続可能なスポーツ、文化・芸術活動の場の充実を図ります。
ジュニアスポーツ教室の開催 ④	子ども未来創造局保健スポーツ室	子どもを対象としたスポーツ大会、教室を開催します。
地域スポーツクラブの育成 ④	子ども未来創造局保健スポーツ室	地域の幅広い世代の方々にスポーツを通して交流する機会を提供し、地域密着型のスポーツクラブの活動を促進するため、総合型地域スポーツクラブに対し、その活動の支援を行います。

2 子どもの社会体験・活動の推進

「国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催」「子どもが社会体験できる場や機会の提供」には、地域資源(活動・人材)の協力が重要です。そこで、意識共有や調整を行う体制整備を通じて連携を強化するとともに、連携する地域資源を掘り起こします。また、子どもに関する地域のボランティア活動に対し、ボランティアサークルの育成・活動支援等により、ニーズに応じた支援を継続し、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催 ④	人権文化部文化国際室・人権施策室	多文化交流センターでは、(公財)箕面市国際交流協会が、「多民族フェスティバル」等の交流イベントを通して、子どもたちの異文化理解を図る取組を行います。 学校や地域と連携しながら、より多くの子どもたちが多文化に触れ、学びを深める機会の提供を図ります。 大阪大学箕面キャンパスで毎週水・木曜日に開催している「ひとこま」では、箕面東コミュニティスポーツクラブと共催で不定期で「ボッチャ」大会を開催するなど、多様なルーツをもつ子ども・若者の居場所を提供します。 萱野中央人権文化センターでは、「まなびカフェ」や「かやのお宝人権まつり」を通して国際交流協会と連携した取組を実施します。また、市立小学校の総合的な学習などの時間で地域の外国人市民をゲストティーチャーとして迎え、多文化について学ぶ小学校多文化プログラムを実施し、子どもたちが多様な文化に触れ、共生していくための国際感覚を身につける機会を提供します。
子どもが社会体験できる場や機会の提供 ④	人権文化部人権施策室	子どもたちが自主的に活動できる場の確保、機会の提供を図ります。市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開します。萱野中央人権文化センターで社会体験充実事業を促進します。
多文化体験・交流・学びクラブ「まふがっこ」 ④	人権文化部文化国際室	地域の外国人市民を講師に迎え、遊びを通して世界を知る連続企画を多文化交流センターや箕面市立船場図書館など市内複数箇所にて実施します。

3 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

「こども会活動の支援」「青少年吹奏楽団活動への支援」「青少年を守る会活動の支援」等による、子どもに関わる活動や子どもの自主的な活動への支援の充実を図ります。また、子どもに様々な活動を指導できる地域の人材を確保するため、「リーダークラブ派遣事業の充実」や

子ども活動サポーターの養成等において、研修の充実や継続的に参加できる活動の提示をします。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
こども会活動の支援 ④	子ども未来創造局 青少年育成室	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。組織率の向上のため、啓発に努めるとともに、新規立ち上げも支援します。
リーダークラブ派遣事業の充実 ④	子ども未来創造局 青少年育成室	こども会や子ども支援活動団体へクラブ員の派遣を行います。クラブ員の人員を確保するとともに、資質向上を図ります。
青少年吹奏楽団活動への支援 ④	子ども未来創造局 青少年育成室	青少年の健全育成や市民文化の向上につながる青少年吹奏楽団の活動を支援します。
青少年を守る会活動の支援 ④	子ども未来創造局 青少年育成室	地域の青少年関係団体の包括組織である「青少年を守る会」の活動を支援します。

4 子どもの読書活動の推進

子どもの豊かな心を育成するため、「箕面市子ども読書活動推進計画」の理念を引き継ぎ、「乳幼児期における読書環境の充実」等を行い、全市立小中学校に学校図書館司書を配置し、「学校と学校図書館における読書活動の推進」を行う中で、市立図書館と学校図書館との連携、市民団体との連携など、様々な形で関係機関と連携した家庭への啓発や子どもたちの図書館の利用を促す取組を進めます。

また、全市立小中学校の子どもたちが投票して選定し、子どもたち自身の司会・進行により表彰式を行う「箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業」によって子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるための取組を進めます。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
乳幼児期における読書環境の充実 ⑤	子ども未来創造局中央図書館・子育て支援室	乳幼児から各年齢に応じたブックリストを作成し配布します。また、関係機関と連携して、絵本等の紹介や読み聞かせを実施し、絵本利用の効果を保護者に啓発します。 本に親しんでもらい図書館を利用するきっかけづくりとして、「はじめてのおはなし会」等の行事を開催するほか、4か月児健診時に図書館や絵本の紹介を行い、親子の利用を優先する時間「すくすくタイム」を設けるなど、乳幼児と来館しやすい雰囲気づくりを行います。さらに、中央図書館、東図書館、船場図書館に整備した「にぎやかエリア」を活用し、図書館の親子利用を推進します。 また、子ども読書にかかわる活動を支援するため、おはなし会グループや保育施設・幼稚園等への団体貸出を行います。
市立図書館における読書活動の推進	子ども未来創造局中央図書館	利用登録の電子申請やスマホ貸出券の利用推進を図り、円滑に図書館を利用できるようDX化※を推進します。また、障害の有無や国籍に関わらず、すべての人の資料ニーズに対応した読書活動の推進を図るため、対面朗読の実施やバリアフリー資料の整備、船場図書館の指定管理者である大阪大学と連携して多言語図書の実施を図ります。
学校と学校図書館における読書活動の推進 ④	子ども未来創造局学校教育室・中央図書館	読書習慣を確立するため、朝の読書、本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介等を行います。また、学校・学校図書館と市立図書館で連携し、ブックリストの作成や講座を開催します。学校図書館の機能充実に係る調査研究を進め、事業の充実を図ります。
箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業 ④	子ども未来創造局学校教育室・中央図書館	子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるため、全市立小中学校の子どもたちが本や主人公を選んで表彰します。

第7項 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

子どもが地域の大人と接することは、社会性の育成や人生やものの大切さ、伝承文化に対する学びにつながります。また、地域で子どもを育てる意識の醸成にもつながります。このような機会が日常的に提供されるよう、地域の伝統行事や地域活動、生涯学習にて世代間の交流を図ります。

1 地域における生涯学習・交流の促進

子どもが地域の様々な人々とふれあう機会を確保するため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「生涯学習、地域活動の充実」「世代間交流スポーツ大会の開催」をより一層推進し、日常的に世代間交流ができる場づくり、保護者ニーズをふまえた事業内容の充実、幅広い世代・地域からの参加促進に努めます。また、「包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供」により、生涯学習の充実を図ります。

【主な取組】

事業名	主管	事業内容
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	市民部市民サービス政策室	コミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業を支援します。
生涯学習、地域活動の充実	子ども未来創造局生涯学習・市民活動室	親子で参加できる生涯学習の講座や子育てカレンダーの発行を継続して実施します。
世代間交流スポーツ大会の開催	子ども未来創造局保健スポーツ室	世代間交流軽スポーツ大会を開催します。広報を通じて、幅広い世代の参加を図ります。
包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供	子ども未来創造局文化国際室	包括協定締結の大学等関係機関と連携し、生涯学習の機会の充実を図ります。

2 地域福祉活動における多世代交流の促進

●若 子ども・若者計画に関する取組

●困 こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

●親 ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

「地域福祉活動における世代間交流の促進」により、地域全体で子どもを育てる意識の醸成に努めます。

【主な取組】

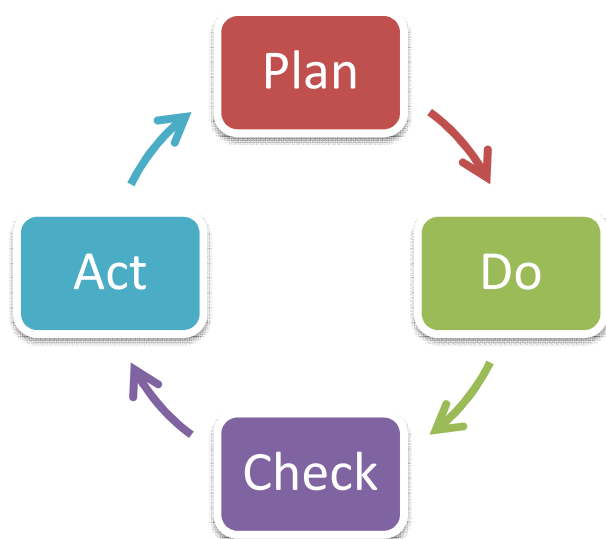
事業名	主管	事業内容
地域福祉活動 における世代 間交流の促進	健康福祉部健康福祉政策室	箕面市社会福祉協議会が行う小地域ネットワーク活動（世代間交流の場を設け、地域の特色を生かした事業を行う活動）を支援します。

第5章 計画の推進体制

第1節 点検、評価(Plan Do Check Act)

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みなどが実際の状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合は、計画の見直しを行います。



第2節 計画の推進体制

進行管理にあたっては、箕面市子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークにより推進します。また、国、府の関係各機関とも連携を図ります。

第3節 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

参考資料

1. 用語解説

	用語	説明	主な記載 ページ
数字	1号認定	以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。 【年齢】 満3～5歳 【保育を必要とする事由】 該当「無し」 【主な利用先】 新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）	41,46 53,60
	2号認定	以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。 【年齢】 満3～5歳 【保育を必要とする事由】 該当「有り」 【主な利用先】 保育所・認定こども園（保育園コース）	41,45 52,
	3号認定	以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。 【年齢】 0～満2歳 【保育を必要とする事由】 該当「有り」 【主な利用先】 保育所・認定こども園（保育園コース）・地域型保育	41,45 51
	新1号認定	以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。 【年齢】 満3～5歳 【保育を必要とする事由】 該当「無し」 【主な利用先】 未移行幼稚園	41,61
	新2号認定	以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。 【年齢】 満3～5歳 【保育を必要とする事由】 該当「有り」 【主な利用先】 未移行幼稚園、認定こども園（幼稚園コース）、認可外保育施設	41,46 52,60
	新3号認定	以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。 【年齢】 0～満2歳 【保育を必要とする事由】 該当「有り」 【主な利用先】 認可外保育施設、一時保育	41

	用語	説明	主な記載 ページ
アルファ ベット	ALT	「Assistant Language Teacher」の略。 英語授業を補助する外国語指導助手。	94
	DX	「Digital Transformation」の略。 デジタル技術を活用して業務や社会の仕組みを変 革し、新しい価値を創出すること。 英語圏では、「Trans」を「X」と表現する習慣があ ることから、「DX」と略して使用される。	107
	ha	ヘクタール。面積を表す単位の一つ。 1ha = 10,000 m ² 。	27
	ICT	「Information and Communication Technology」の略。 日本語では「情報通信技術」と訳され、コンピュータ やインターネット、通信ネットワークを活用して情報 を収集、処理、保存、伝達する技術全般をさす。	92
	MA(%)	「Multiple Answer」の略。 回答選択肢の中からあてはまるものを全て選択す る設問における回答割合を示している。	28
	SNS	「Social Networking Service」の略。 インターネットを通じて人と人をつなげるサー ビス。	79, 100
あ行	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療 的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その 他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。	82
か行	カリキュラム・マネジ メント	教育課程(カリキュラム)を計画、実施、評価、改善 する一連のプロセスのこと。 教育の質を保証し、教育の目的や目標を達成する ために重要な役割を果たす。	92,93
	キャリア教育	将来の職業選択やキャリア形成に必要な知識、ス キル、態度を身につけることを目的とした教育。	99
	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した もの。 女性が一生の間に平均して何人の子どもを産むか を示す指標。	11

	用語	説明	主な記載 ページ
か行	こども基本法	全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。 教育、福祉などの様々な分野で子どもたちが適切な支援を受けられるようにし、子どもたちの意見を尊重し、社会参加を促進することをめざしている。	2
	子ども・子育て支援法	一人一人の子どもが健やかに成長し、子どもを持つことを希望する人が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現することを目的とした法律。 保育所などの整備や、子どもや子どもを養育している人に対する必要な支援を推進する。	2
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもが貧困の影響を受けず、適切な養育、教育並びに医療が受けられ、多様な体験の機会を得られるような社会を実現することを目的とした法律。 教育支援、生活支援、就労支援など、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する。	3
	子ども・若者育成支援推進法	子どもや若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会を実現することを目的とした法律。 子どもや若者が直面するさまざまな課題に対応し、子ども・若者の成長や発達を支える支援を推進する。	3
さ行	次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備することを目的とした法律。 子ども一人一人の育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることをめざしている。	2
	施設等利用給付認定	幼稚園や認可外保育施設等を利用する際に受けられる給付の認定。	74

	用語	説明	主な記載 ページ
た行	地域型保育事業	0歳から2歳までの子どもを少人数の単位で預かる事業。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業がある。	51,55 60,72
	ティームティーチング	複数の教職員が協力して授業を行う教育方法。異なる専門性やスキルを持つ教職員が、一緒に授業を実施することで、より多様で深い学びを提供できる。	81
は行	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭や父子家庭、寡婦(配偶者を亡くし再婚していない女性)の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした法律。 これらの家庭が直面する経済的、社会的な困難を軽減し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることをめざしている。	3
	ペアレントトレーニング	親や保護者が、子どもの困った行動を改善するための、子どもの褒め方や関わり方等の具体的な方法を学ぶこと。	84
ま行	民生委員・児童委員	地域住民の立場になって相談に応じ、また必要な援助を行い、社会福祉の増進に寄与するための活動を行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。 児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。	77
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。	93

2. 子ども・子育て支援事業のサービス提供実績

《表について》

- ① 必要量(当初見込み)… 第四次箕面市子どもプラン上の各年度における必要サービス量
- ② 必要量(実績)… 各年度に実際に必要だったサービス量
- ③ 提供量(実績)… 各年度の提供サービス量の実績

第1項 就学前保育・教育サービスの提供量

(基準日:各年4月1日)

(1)保育を必要とする0歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		180	180	181	181
②必要量(実績)		143	182	169	167
③提供量(実績)	保育所	161	166	157	164
	認定こども園	6	6	9	11
	地域型保育事業	20	28	29	17
	合 計	187	200	195	192
過不足(量) (③-②)		44	18	26	25

(2)保育を必要とする1・2歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,185	1,220	1,257	1,292
②必要量(実績)		1,057	1,024	1,058	1,120
③提供量(実績)	保育所	931	929	936	938
	認定こども園	70	57	51	64
	地域型保育事業	109	112	123	127
	合 計	1,110	1,098	1,110	1,129
過不足(量) (③-②)		53	74	52	9

(3)保育のみを必要とする3～5歳児

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1,551	1,609	1,655	1,705
②必要量(実績)	1,447	1,543	1,637	1,659
③提供量(実績) 保育所・認定こども園	1,579	1,653	1,688	1,668
過不足(量) (③-②)	132	110	51	9

(4)保育を必要とする0～5歳児((1)～(3)合計)

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	2,916	3,009	3,093	3,178
②必要量(実績)	2,647	2,749	2,864	2,946
③提供量(実績)	2,876	2,951	2,993	2,989
過不足(量) (③-②)	229	202	129	43

実 績

◆コロナ禍の影響も含めた出生率の低下や育児休業からの復帰控えなどにより、保育ニーズの見極めが困難となり、施設の整備は慎重に進めた。

◆新たな保育士確保対策や既存の保育士確保対策の対象者拡大を進めた。

◆令和3年度

- ・事業所内保育施設1園(19人定員)を開設(令和3年4月1日開設)
- ・保育所等の事業者が保育士の住居として市内で借り上げた賃貸物件の家賃に対する補助制度を開始

◆令和4年度

- ・事業所内保育施設1園(19人定員)を開設(令和4年8月1日開設)
- ・賃貸物件の家賃に対する補助制度について、市外で借り上げた賃貸物件も対象とするよう制度を拡大

◆令和5年度

- ・小規模保育事業所1園(19人定員)を、保育所(40人定員)へ移行(令和5年4月1日移行)

◆令和6年度

- ・保育所1園(100人定員)を開設(令和6年4月1日開設)

方向性・課題

◆今後の就学前児童数の減少を勘案し、新たな保育施設の整備はニーズを慎重に見極めてから検討することとし、既存の保育施設の定員確保を最優先とする。

5) 保育及び幼児教育を希望する3～5歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		456	461	464	467
②必要量(実績)		504	501	559	599
③提供量(実績)	認定こども園	188	166	201	216
	私立幼稚園	251	251	260	281
	認可外	65	84	98	102
	合 計	504	501	559	599
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

6) 幼児教育のみを希望する3～5歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		2,081	1,901	1,754	1,600
②必要量(実績)		1,977	1,815	1,651	1,466
③提供量(実績)	私立幼稚園	885	759	669	569
	認定こども園	931	897	848	798
	市立幼稚園	161	159	134	99
	合 計	1,977	1,815	1,651	1,466
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

(7) 幼児教育を希望する3～5歳児((5)～(6)合計)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		2,537	2,362	2,218	2,067
②必要量(実績)		2,481	2,316	2,210	2,065
③提供量(実績)		2,481	2,316	2,210	2,065
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実績

- ◆ 幼児教育のみを希望する児童は減少しているが、保育及び幼児教育の双方を希望する児童は増加傾向にある。

方向性・課題

- ◆ 幼稚園・認定こども園については、幼児教育のみのニーズは減少しているが、今後も子育て世帯の選択肢の一つとして、預かり保育や保育コース(認定こども園)なども含め、ニーズに応じた定員設定を促していく。

第2項 地域子ども・子育て支援事業の提供量

(基準日:各年4月1日)

(1)時間外保育事業(保育所等の延長保育)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,252	1,236	1,214	1,200
②必要量(実績)		1,139	1,237	1,092	1,010
③提供量(実績)	保育所	904	1,025	917	785
	認定こども園	213	183	120	48
	地域型保育事業	22	29	55	177
	合 計	1,139	1,237	1,092	1,010
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆令和2年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園4園、地域型保育事業所6園で実施。
- ◆令和3年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園5園、地域型保育事業所7園で実施。
- ◆令和4年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園4園、地域型保育事業所8園で実施。
- ◆令和5年度:公立保育所3園、民間保育所25園、認定こども園6園、地域型保育事業所7園で実施。

方向性・課題

- ◆保護者の働き方が多様化していることから、引き続き新規・既存施設での延長保育の提供量確保を支援する。

(2)放課後児童健全育成事業(学童保育)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1年	563	623	682	697
	2年	438	479	531	581
	3年	359	356	390	431
	4年	226	241	239	262
	5年	106	116	124	122
	6年	59	60	65	70
	合 計	1,751	1,875	2,031	2,163
②必要量(実績)	1年	539	550	573	605
	2年	420	460	468	519
	3年	341	331	386	376
	4年	211	222	199	259
	5年	101	91	125	101
	6年	57	47	34	58
	合 計	1,669	1,701	1,785	1,918
③提供量(実績)	合 計	1,755	1,875	1,875	1,997
過不足(量) (③-②)		86	174	90	79

実 績

◆学童保育利用児童の増加に伴い、保育室の整備を行った。

※令和2年度実施校:西南小

※令和3年度実施校:止々呂美小、萱野小、北小

※令和5年度実施校:箕面小、萱野東小、中小

方向性・課題

◆学校ごとの児童数の推計から、学童保育利用児童数見込みを作成し、年度当初に待機児童が発生しないよう、計画的な保育室の整備を進める。

(基準日:各年度末)

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	21	20	20	20
②必要量(実績)	28	6	14	17
③提供量(実績)	28	6	14	17
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実績

- ◆短期入所生活援助のみ実施(主な利用例:養育者が病気、入院等の場合)。夜間養護は利用がなかった。
- ◆利用可能施設数:5施設
- ◆令和2年度
 - ・1施設×2人×14日=28人日
- ◆令和3年度
 - ・1施設×1人×2日+1施設×1人×4日=6人日
- ◆令和4年度
 - ・1施設×1人×1日+1施設×1人×3日+1施設×1人×2日+1施設×2人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日=14人日
- ◆令和5年度
 - ・1施設×1人×3日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日=17人日

方向性・課題

- ◆引き続き、当該サービスが必要な世帯に対し、個々の状況に応じた適切なサービス提供を図る。

(4)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

(単位:人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	12,370	12,155	11,958	11,644
②必要量(実績)	11,617	11,281	13,302	15,140
③提供量(実績) 地域子育て支援拠点	11,617	11,281	13,302	15,140
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実績

- ◆3か所の子育て支援センターでプレイルームの開放を行い、主に未就園児の親子が自由に遊び、子育て仲間と交流できる場の提供を行った。
- ◆親支援プログラムや集団援助プログラムを年間を通して実施するとともに、電話や子育て支援センターなどでの育児相談を実施した。
- ◆出張子育てひろば実施状況
(子育て支援センターの保育士等が地域に出向いて遊びと交流の場を提供する事業)
 - ・令和2年度:131回実施、延べ参加組数は1,387組
 - ・令和3年度:134回実施、延べ参加組数は1,283組
 - ・令和4年度:165回実施、延べ参加組数は1,850組
 - ・令和5年度:196回実施、延べ参加組数は2,580組

方向性・課題

- ◆拠点にとどまらず、地域に出向いて遊びと交流の場を提供する「出張子育てひろば」や「お外で遊ぼう」のプログラムを強化する。
- ◆低年齢からの保育所や幼稚園の入園児が多く、利用者が低年齢化(0歳、1歳)している。未就学児まで利用できる事を知らせ、利用に繋げていく。保護者が子育て仲間に出会い、「楽しかった」「また来たい」と思える交流の場を作っていく。開催日や時間の周知方法を検討していく。

(5)一時預かり事業

①1号認定(幼稚園)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		26,288	24,010	22,153	20,625
②必要量(実績)		26,220	22,471	32,039	36,028
③提供量(実績)	私立幼稚園	5,855	2,886	5,538	4,405
	認定こども園	20,365	19,585	26,501	31,623
	合 計	26,220	22,471	32,039	36,028
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実績

- ◆令和2年度実施園数(市外園含む)・・・26園
- ◆令和3年度実施園数(市外園含む)・・・25園
- ◆令和4年度実施園数(市外園含む)・・・25園
- ◆令和5年度実施園数(市外園含む)・・・26園

方向性・課題

- ◆継続実施

②施設等利用給付認定(幼稚園)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		69,498	69,930	68,750	70,730
②必要量(実績)		43,914	54,009	58,687	62,687
③提供量(実績)	私立幼稚園	27,725	35,682	36,971	38,101
	認定こども園	16,189	18,327	21,716	24,586
	合 計	43,914	54,009	58,687	62,687
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆令和2年度実施園数(市外園含む)
・新制度幼稚園、認定こども園19園 ・私立幼稚園29園
- ◆令和3年度実施園数(市外園含む)
・新制度幼稚園、認定こども園26園 ・私立幼稚園21園
- ◆令和4年度実施園数(市外園含む)
・新制度幼稚園、認定こども園20園 ・私立幼稚園24園
- ◆令和5年度実施園数(市外園含む)
・新制度幼稚園、認定こども園20園 ・私立幼稚園25園

方向性・課題

- ◆継続実施

③ ①・②以外(在宅)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		9,930	9,800	9,645	9,510
②必要量(実績)		8,010	10,179	9,461	8,963
③提供量(実績)	保育所	6,144	7,766	6,916	6,653
	認定こども園	346	417	415	350
	地域型保育事業	0	252	220	265
	ファミリー・サポート他	1,520	1,744	1,910	1,695
	合 計	8,010	10,179	9,461	8,963
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆市内の民間教育・保育施設で実施。
 - ・令和2年度：9か所
 - ・令和3年度：10か所
 - ・令和4年度：9か所
 - ・令和5年度：8か所
- ◆ファミリー・サポート事業における一時預かり
 - ・令和2年度：767件
 - ・令和3年度：729件
 - ・令和4年度：723件
 - ・令和5年度：690件
- ◆ちょこっと保育（時間単位で利用が可能な一時預かり事業）
 - ・令和2年度：211日開所、延べ利用者数は753人
 - ・令和3年度：239日開所、延べ利用者数は1,015人
 - ・令和4年度：243日開所、延べ利用者数は1,187人
 - ・令和5年度：238日開所、延べ利用者数は1,005人

方向性・課題

- ◆保育施設では、保育士不足の状況により定員の確保が厳しくなっているため、令和8年度から始まる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）と調整しながら、定員を確保する。

(6)病児保育事業

（単位：人日）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,420	1,730	1,850	2,050
②必要量(実績)		76	107	467	695
③提供量(実績)	病児保育	14	11	373	618
	病後児保育	62	96	94	77
	合 計	76	107	467	695
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆平成30年度(9月)から市立保育所(萱野)において、病児保育を実施。
- ◆従来から市立保育所3所(萱野、桜ヶ丘、東)において、病後児保育を実施。
- ◆令和4年4月に小児科に併設した民間の病児保育室を開設。
- ◆なお、上記実績値には含まれていないが、市立保育所に加えて、平成28年度からは市内の民間保育所や認定こども園でも体調不良児対応型保育を実施しており、令和5年度末時点では、合わせて17園所が体調不良児対応型保育を実施している。

※体調不良児対応型保育…保育中に児童が体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応すること。

方向性・課題

- ◆大規模な感染症等が発生したときの運営など、病児・病後児保育の運営上の課題等について検討し、解決に向け、取り組んでいく。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量 (当初計画値)	低学年	476	478	469	453
	高学年	28	28	27	26
	合 計	504	506	496	479
②必要量(実績)	合 計	550	521	350	662
③提供量(実績)	ファミリー・サポート	550	521	350	662
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆会員数
 - ・令和2年度:依頼会員1,054人、援助会員491人、両方会員141人
→合計1,686人
 - ・令和3年度:依頼会員1,153人、援助会員498人、両方会員146人
→合計1,797人
 - ・令和4年度:依頼会員1,120人、援助会員474人、両方会員134人
→合計1,728人
 - ・令和5年度:依頼会員1,145人、援助会員458人、両方会員133人
→合計1,736人
- ◆活動件数
 - ・令和2年度:550件(月平均:約46件)
 - ・令和3年度:521件(月平均:約43件)
 - ・令和4年度:350件(月平均:約29件)
 - ・令和5年度:662件(月平均:約55件)

方向性・課題

- ◆援助会員及び両方会員の増員を図る。
- ◆事業についての利用周知を図る。

(8)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1,097	1,097	1,097	1,097
②必要量(実績)	930	884	816	881
③提供量(実績) こんにちは赤ちゃん訪問(実数)	930	884	816	881
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆保健師・助産師による「未熟児訪問」及び「新生児・産婦訪問」と保育士による「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を一体的に実施し、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問を行った。

方向性・課題

- ◆継続実施

(9)養育支援訪問事業

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	40	40	40	40
②必要量(実績)	32	25	23	29
③提供量(実績) 養育訪問支援事業(実数)	32	25	23	29
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆出産前後の支援を特に必要とする妊婦、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える養育者、虐待の恐れのある養育者等を対象として、家庭訪問を実施。具体的な育児の技術指導、育児や家事の援助を行った。

方向性・課題

- ◆母子保健事業との連携をさらに強化し、特に支援を必要とする家庭の把握に努める。

(10)妊婦健康診査

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助成対象者数(実数)(当初計画値)	958	958	958	958
助成対象者数(実数)(実績)	912	909	853	821
助成回数(延べ回数)(実績)	10,225	9,766	9,241	9,342

実 績
◆妊婦健康診査への公費助成を行い、安心・安全な出産に向け妊婦及び胎児の健康管理が行える体制を確保した。
方向性・課題
◆継続実施

(11)利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)

(単位:箇所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数(当初計画値)	2	2	2	2
実施施設数(実績)	2	2	2	2

実 績
◆国の指針では、就学前児童1万人あたり1か所を整備することが目安となっており、本市では少なくとも1か所の整備が必要となっているが、平成28年度までに以下の2か所をすでに整備済み。 ◆特定型(子ども総合窓口)…子育て支援サービスの利用調整や相談を実施した。 ◆母子保健型(子どもすこやか室窓口)…保健師、助産師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談体制の充実を図った。 ◆なお、本事業は子ども・子育て支援新制度で新設された新規事業であるが、同趣旨で従来から地域子育て支援拠点(子育て支援センター)3か所を整備済み。(上記には含まない)
方向性・課題
◆継続実施 ◆相談体制の更なる充実

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

・世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を実施。 ※保護者負担に対する助成については下記①②を実施済のため、新たな実施予定なし。 ①2号・3号認定の保育料軽減 ②幼稚園・保育所の基準を統一した副食費の負担軽減
--

(13)多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

・事業主体を限定せず、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対し、従前から、補助を実施。 ・施設により受入体制の成熟度等に差があるため、市として人的・財政的支援を行うとともに、各施設の積極的な受入を促進する。

3. 第五次箕面市子どもプランの策定経過

日程	検討内容	会議
令和5年度(2023年度)		
1月	アンケート調査票の確認	第1回箕面市子ども・子育て会議
3月～4月	アンケート調査の実施	
令和6年度(2024年度)		
11月	・諮問 ・箕面市子ども・子育て会議計画策定部会の設置 ・アンケート調査結果の報告	第1回箕面市子ども・子育て会議
12月	・計画素案の検討	第1回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会 第2回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
1月	・計画素案の検討 ・答申	第3回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会 第2回箕面市子ども・子育て会議

4. 箕面市子ども・子育て会議への諮問



みどりと子どもを育むまち

箕面市教育委員会

R06 箕子政第 1152 号

令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

箕面市子ども・子育て会議会長 様

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔



市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）
について（諮問）

箕面市子ども・子育て会議条例第 2 条第 2 項の規程に基づき、下記の事項について
諮問します。

記

諮問事項

市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）の策定
について

諮問理由

令和 2 年度に策定した「第四次箕面市子どもプラン」の計画期間が令和 6 年度で終
了することから、後継計画の策定を行うため。

以上

5. 箕面市子ども・子育て会議からの答申

6. 箕面市子ども・子育て会議条例

平成二十七年三月二十七日

条例第五号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、併せて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第三項及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項に規定する合議制の機関の機能を有する機関として、箕面市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 児童福祉に関する事項
- 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 三 子ども・子育て支援法第七十二条第一項各号に掲げる事項
- 四 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項

- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 子ども・子育て会議は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

- 一 市民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

- 2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させ、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議又は処理が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市子ども育成推進協議会条例の廃止)

2 箕面市子ども育成推進協議会条例(平成十七年箕面市条例第三十三号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される委員及び臨時委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和五年条例第七号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

7. 箕面市子ども・子育て会議委員名簿

(1)箕面市子ども・子育て会議

氏名	区分	所属等	備考
馬場 幸子	学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 教授	会長
澤田 有希子	学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 教授	
北本 順子	市民委員	市民委員	
山中 朱美	市民委員	市民委員	
岸上 孝志	青少年関係団体	箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	
太田 克己	福祉関係団体	箕面市民生委員児童委員協議会会長	
宗形 靖義	事業所	箕面市民間保育連盟	
中森 友博	事業所	箕面市私立幼稚園連盟	
中村 雄介	保護者	箕面市立認定こども園	
森 陽介	保護者	私立幼稚園・認定こども園	
秋山 若菜	保護者	箕面市PTA連絡協議会	
福田 滋	関係行政機関	大阪府箕面子ども家庭センター所長	

8. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

（基本理念）

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。

3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。

4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

（市の役割）

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

（市民の役割）

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

（子どもの健康）

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

（子ども文化）

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

（子どもの意見表明）

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

（子どもの社会参加）

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

（子どもと環境）

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

（学校・幼稚園・保育所・認定こども園）

第十一条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活

動の場として活用するよう努めるものとする。

（子育て支援）

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

（市民活動支援）

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

（相互連携）

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

（救済）

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

（推進体制）

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

9. 箕面市子育て応援宣言

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「^{ちから}力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 ...ひとりひとりの成長にあわせ、^{ちから}学ぶ力を養います

体力 ...体を動かすのが大好きな子どもを育てます



^{ちから}**つながる力** を大切にします

自分も好き、友だちも好き。

そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。

そういう^{ちから}力が、「^{ちから}つながる力」です。

^{ちから}**つながる力を育てましょう**

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校などで

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合しましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる^{ちから}力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちの^{ちから}つながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。